

オリエンテーション

■ 学びのポイント

- 障害児支援における研修体系創設の意義
- 障害児支援基礎・実践研修 I の目的と目指す人材像
- 自己研鑽の積み重ねの重要性

本科目のねらい

こども施策の基本理念や障害児支援の基本理念等を核とした障害児支援における研修の目的や意義を知る。

また、障害児支援基礎・実践研修 I の目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、研修で学んだことを実践につなげるための効果的活用について知る。

目次

- 01 障害児支援における研修体系創設の意義
- 02 本研修で目指す人材像
- 03 研修内容の概要(全科目名とねらい)
- 04 研修での学びを実践につなげるために

01

障害児支援における 研修体系創設の意義

全国共通の枠組みによる土台作り

障害児支援における研修体系創設の意義

- ✓ 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、**質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台**を築く。
- ✓ 支援者自身の**成長やキャリア形成**。
- ✓ 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、**協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実**を図っていく。
- ✓ 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、**子どもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくり**。
- ✓ 本研修を他の子ども施策でも活用すること等により、**インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台**となる。

質の高い支援を
全国どの地域でも提供

支援者自身の成長や
キャリア形成の促進

土台:全国共通の枠組みによる研修体系

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書概要版」を参考に作成

5

研修体系創設の経緯

平成24年「児童福祉法改正」

→”障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、主に障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善“

令和5年12月22日閣議決定「こども未来戦略」

→”全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める“

障害児支援における研修体系の構築に向けた具体的な検討を行うため、有識者、障害児支援事業者団体、子ども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する「障害児支援における人材育成に関する検討会」及び「研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム」を設置し議論を重ねる。

”障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書”令和7年8月29日

6

7

質の高い支援の提供に向けた視点

こどもまんなか

全ての子どもが、存在そのものに尊厳と固有の価値をもつ、かけがえのない存在として尊重され、その権利が守られる「こどもまんなか」の支援を提供していくことが必要です。

まず「一人のこども」であること

特別なニーズがあるから支援するのではなく、人として当たり前に必要な基本的なニーズとして支援をするという視点が重要です。

特性の理解と権利

こどもの特性等を理解せず支援を行うことは、こどもの権利が十分に守られていない状況につながるものであり、個々のこどもの特性等に応じた権利を考えていくことも重要です。

障害あるなしにかかわらずこどものニーズは同じ。
それを満たすことは大人・社会の役割です。

8

障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢

9

全国共通の枠組みとして研修を進めていくに当たり、事業所や地域を問わず、障害のある子どもとその家族に関わる支援者の共通の考え方となる支援者として大切にすべき5つの基本姿勢



出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3-4を参考に作成

想いに寄り添い、ともに支え合う

11

- ✓ 子どもや家族の行動や言葉の奥にある想いや状況に丁寧に寄り添い、理解を深め合う。
- ✓ 子どもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。
- ✓ ひとりの子どもとして尊重し、その子どもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。
- ✓ 子どもや家族が内在的に持つ力を発揮できるような関わりを大切にしながら、ともに歩んでいく。

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

尊重し合いながら、ともに生きる

10

- ✓ 障害の有無に関わらず、子どもを大切な存在として尊重し、一人ひとりの尊厳を大切にする。
- ✓ 障害を社会がつくる障壁と捉えるとともに、ともに生きる関係を築いていく。
- ✓ 支援者自身もともに生きる一人として自分を大切にしながら、子どもや家族が肯定的に受け止められていると感じるように関わっていく。



出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

支援をともに作る

12

- ✓ みんなに同じ支援ではなく、その子どもに合った支援を、子どもや家族と一緒につくっていく。
- ✓ 子どもが自ら選ぶことを大切にし、気持ちや意思を丁寧に汲み取る工夫や配慮を重ねながら、そのこどもらしく育っていきけるよう、肯定的なまなざしで関わっていく。
- ✓ 家族の思いや不安にも寄り添い、安心して子育てができるよう、関係者や関係機関がともに手をつなぎ信頼関係を育んでいく。

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.4

🏠 安心できる場をともに育てる

- ✓ こどもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育んでいく。
- ✓ 家族と地域、支援者、多職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育んでいく。
- ✓ チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、こどもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.4

👤 ともに学び合い、ともに育ち合う

- ✓ 支援者自身の関わり方や考え方を振り返りながら、こどもや家族とともにより良い形を模索する。
- ✓ こどもの命と安全を守る責任を自覚し、ともに日々の実践を見つめ続ける。
- ✓ こどもの権利と最善の利益を中心に置き、支援力を高めながら学び続ける。
- ✓ 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じて必要な支援を継続的につなげていくことを見据え、ともに歩む。
- ✓ 福祉制度への理解と法令の遵守を土台としながら、支援の中で知り得た情報を守り、信頼のもとに支援を進めていく。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.4

02

本研修で目指す 人材像

基礎・実践研修Ⅰ 研修受講者の対象者像

主な対象者

新任者

障害児支援に従事しはじめた方

受講することにより 期待される人材像

障害児支援の意義や対人支援における基本となる倫理的姿勢を理解し、こどもを主体とした支援を行う姿勢をもつことができる。

障害児支援に従事しはじめるといことは、専門家として学んでいくことです。ここからの科目でひとつずつ学んでいきましょう。支援や業務に悩んだ時にはこの研修で学んだことに立ち返ると、道が開けるかと思えます。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.12

03

研修内容の概要 (全科目名とねらい)

17

「基礎・実践研修Ⅰ」は、本科目を含め7科目からなります。

18

科目名	ねらい
① オリエンテーション (本科目)	こども施策の基本理念や障害児支援の基本理念等を核とした障害児支援における研修の目的や意義を知る。また、障害児支援基礎・実践研修Ⅰの目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、研修で学んだことを実践につなげるための効果的活用について知る。
② 歴史的変遷から学ぶ 障害児支援の意義	障害のあるこどもや障害者を取り巻く歴史・背景、また、障害の捉え方、支援の考え方の変化やインクルージョンの推進など、障害児支援等の歴史的変遷から、障害児支援の意義を理解する。

19

科目名	ねらい
③ こども・障害のある こどもの権利	こどもの権利に対する意識を高め、倫理的な判断に基づく支援を提供するため、こどもの権利や障害者の権利について基本的な概念を学び、障害のあるこどもの権利や権利擁護のために求められる姿勢・合理的配慮等について理解する。
④ 障害児支援に従事する 支援者としての 基本姿勢・倫理	こども施策及び障害児支援の基本理念に基づき、こどもを権利の主体として、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう支援提供を行うことの重要性を理解する。また、こどもや家族に対して尊重と共感、肯定的な姿勢・態度で支援するとともに、こどもの行動だけを捉えず、その背景にあるものを捉える視点を持ち、支援することの重要性を理解する。

20

科目名	ねらい
⑤ 障害児支援に従事する 支援者としての 安全管理・安全確保	障害児支援に従事する支援者として、日々のこどもの健康管理も含め、こどもの安全を守るため、支援の中で留意すべき事項・観点を学び、安全管理・安全確保の重要性を理解する。
⑥ 障害児支援における 虐待防止と基本的理解	障害のあるこどもの権利擁護のため、虐待によりこどもの人権を侵害することがないよう、虐待防止に関する基本的な対応等について理解するとともに、自らの支援が、意図せず虐待等につながることを理解する。
⑦ 支援提供の 基本的理解	個別支援計画に基づく支援提供の重要性について学び、支援提供の基本を理解するとともに、自事業所の取組状況を知る。

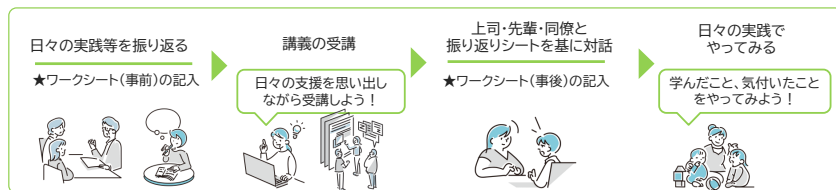
04

研修での学びを 実践につなげるために

受講期間 各科目は、入職(障害児支援にはじめて従事する者)から最長半年程度までに受講することを基本としています。

学びの定着や実践のために

- ・短時間の講義動画を視聴することのみで、実践力の向上につなげていくことは困難です。
- ・そのため、講義に加えて、講義の前後に「支援者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」、「事業所内の他の職員との学び合い」等の取組を行うことを基本としています。



どのフェーズにおいても、集団で取り組むことが可能です!

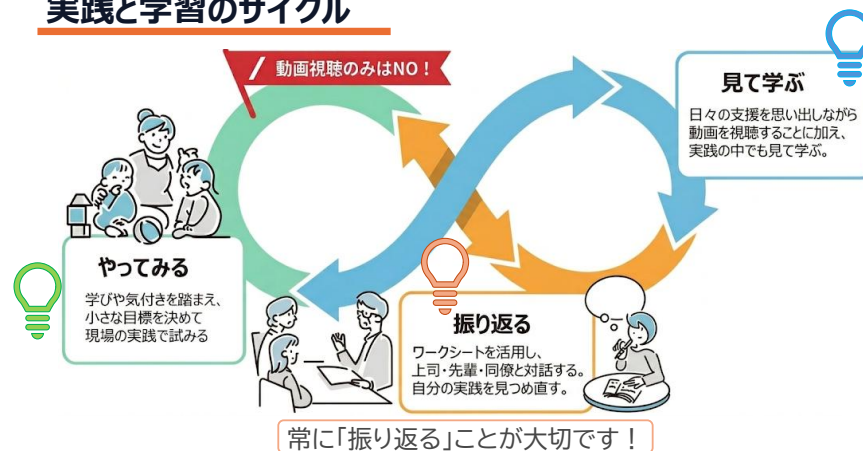


このプロセスの繰り返し

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」
出典:「障害児支援基礎・実践研修 研修ガイドブック」

21

実践と学習のサイクル



日頃、実践現場で経験していることを、改めて研修で考え、積極的に言葉(言語化)にし、研修後の振り返りで先輩や上司と共有していきましょう。それらを今後の実践に活かしていきましょう!

出典:「障害児支援基礎・実践研修 研修ガイドブック」P.13

22

23

自己研鑽の積み重ねと地域の輪

学びは完結しない
本研修は土台に過ぎません。こどもたちや家族との日々の関わりの中で、何が必要なかを常に考え、自己研鑽を積み重ねていくことが重要です。

学び合いの活性化
本研修をきっかけに、事業所内、さらには地域全体での学び合いが、障害児支援の質を向上につながっていきます。

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会」報告書

24

まとめ

おつかれさまでした



皆さんとともに、 「こどもまんなか」の未来をつくる

これから基礎・実践 I では、支援の基本となる内容を凝縮して学んでいきます。都度こどもとの関わり方を振り返りながら確認していきましょう。

悩んだ際や嬉しいことがあった際、こどもに変化があった際には、ひとりで抱え込まずに、上司や同僚と話しながら支援を進めて行きましょう。

あなたが元気で楽しくいることが、
こどもたちにとって一番素敵なおことです。

歴史的変遷から学ぶ 障害児支援の意義

本科目のねらい

障害のある子どもや障害者を取り巻く歴史・背景、また、障害の捉え方、支援の考え方の変化やインクルージョンの推進など、障害児支援等の歴史的変遷から、障害児支援の意義を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) 障害児支援の歴史や支援の意義に関する認知度 ※1つに○	まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 ※支援の意義や支援に関する考え方に結び付いていると感じた場面 ※あなたが考える支援の意義、等 (現在自身が知っている範囲の意義や考え方でOK)	
(3) 歴史や支援の意義・考え方に関連して、自分が真になっている“モヤッ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。 ※これって支援の意義に合っているのかな？正しい考え方のかな？等	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ	
(1) 障害のある子どもや障害者を取り巻く歴史的背景	
(2) 障害の捉え方の変化（医学モデルから社会モデル、人権モデルへ）	
(3) 支援の考え方の変化（保護・隔離からインクルージョンへ）	
(4) まとめ	

学びのポイント

- 歴史の流れを踏まえた、障害児支援の意義
- 歴史の流れを踏まえた、現在の施策や考え方の理解

目次

01

障害のある子どもや障害者を取り巻く
歴史的背景

02

障害の捉え方の変化
(医学モデルから社会モデル、人権モデルへ)

03

支援の考え方の変化
(保護・隔離からインクルージョンへ)

01

障害のある子どもや
障害者を取り巻く
歴史的背景

障害のある子どもとその家族とともに歩むために

6

ともに生き、支え合う

- ① 尊重し合いながら、ともに生きる。
- ② 想いに寄り添い、ともに支え合う。

ともにつくり、育てる

- ③ 支援をともにつくる。
- ④ 安心できる場をともに育てる。

ともに学び、育ち合う

- ⑤ ともに学び合い、ともに育ち合う。

※出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書(令和6年8月29日)」P.2を参考に作成

7

命の選別を繰り返さないという誓い

8

過去に障害のある人が受けていた、
隔離や迫害、命を奪われる歴史があったことを知っていますか？

戦時中、アウシュビッツ強制収容所での虐殺やその前段となっていた
優生思想の中で、多くの障害がある人も命を奪われてきました。

隔離政策への深い反省

アウシュビッツなどの隔離政策への深い反省から、
戦後の人間観が構築されていった。

※参考:第111 回日本精神神経学会学術総会「ナチ時代の患者と障害者たち」P.7をもとに作成

国連憲章

【前文】(一部抜粋)

われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた**戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的**
人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権
とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他
の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持するこ
とができる条件を確立し、一層大きな**自由の中で社会**
的進歩と生活水準の向上とを促進すること。

日本の動向

日本国憲法(1946年)

1946年の日本国憲法制定により、全ての国民において基本的人権は享有され、尊重されることが示された。

【第十一条】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【第十三条】

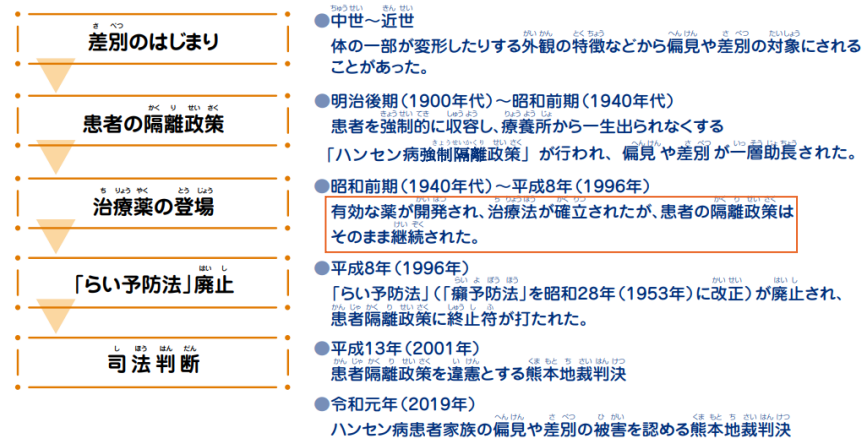
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【第十四条】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

日本における隔離の歴史～ハンセン病の例～

ハンセン病問題の歩み



※出典:厚生労働省「ハンセン病の向こう側」JP.2

福祉は「こども」から始まった

児童福祉法の誕生(1947年)

憲法の翌年、1947年に児童福祉法が制定された。
すべての18歳未満のこどもが対象となった。

【第一条】

全て児童は、(中略)適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

障害福祉の先駆け

同法にて精神薄弱児施設も規定され、養護施設、療育施設などの整備が進み、障害のあるこどもたちを守るための支援の現場が作られ始めた。

福祉施策の体系化と拡充

13

年次	制定法律・出来事
1948年 ～1996年	(旧)優生保護法 ✓ 特定の障害や疾病のある、 子どもを含めた 方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきた。2024年に憲法違反との判決がなされた。
1949年	身体障害者福祉法 ✓ 身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、福祉の増進を図る。
1960年	精神薄弱者福祉法(のちの知的障害者福祉法) ✓ それまでは生活保護などの一般的な救済しかなかった分野に対し、対象者別の専門的な援助・保護の体制を確立しようとした。

この時期の傾向

養護施設、療育施設などのハード面の整備が急速に進み、専門的な支援の枠組みが構築された。

すべての子どもに教育の機会を

15

障害者の権利宣言(1975年)

1975年、国連で障害者の権利宣言が採択。差別と不平等の是正が世界規模で叫ばれた。

養護学校の義務化(1979年)

1979年、養護学校義務化により全員就学が実現。すべての子どもに教育の機会が保障されました。

個人の尊厳と保護の時代

14

障害の種類に対応した施策の展開と、入所型の施設を多く建設していく「施設の措置推進政策」が進んだ時期。

文部省「わが国の特殊教育」(1961年)

「普通の学級の中に、強度の弱視や難聴や、さらに精神薄弱や肢体不自由の児童・生徒が交じり合って編入されているとしたら、学級内で大多数を占める心身に異常のない児童・生徒の教育そのものが、大きな障害を受けずにはいられません。」と示されている。

※出典：文部科学省「第4 日本の障害者施策の経緯」を参考に作成

心身障害者対策基本法(1970年)

- 1 個人の尊厳とふさわしい処遇を保障される権利を明示
- 2 重度障害者の終生にわたる保護を明示

「完全参加と平等」への大転換

16

1981年の国際障害者年を契機に、施設中心から地域生活への移行という考え方が広まった。→障害者の“完全参加と平等”

障害者基本法への改正(1993年)

- 1 ノーマライゼーション思想の普及
✓ 障害の有無にかかわらず、誰もが普通の生活の中で、一般市民と同等に生活し、活動する権利が保障される社会こそが「正常(ノーマル)」である。
- 2 自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進

障害者プラン（生活の質を向上させる7つの目標）

17

地域生活と社会的自立

①地域で共に生き、②自立を支援し、③物理的バリアを排除する。

バリアフリーとQOL

④QOL(生活の質)を高め、⑤安全な暮らしを確保する。

心の壁と国際連携

⑥心のバリアフリーを推進し、⑦国際的な連帯を深める。

※出典：「1-2. 障害者プランの策定」内閣府 を参考に作成
<https://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/oosureport/1-2.html>

当事者主権と制度の抜本的改革

19

障害者の権利条約(2006年)

2006年の権利条約は、障害者を保護の対象ではなく「権利主体」と位置づけた。

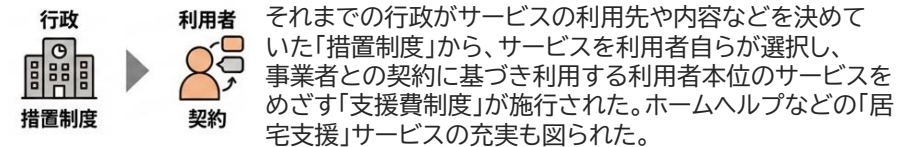
「Nothing About Us Without Us」

「我々のことを、我々抜きで勝手に決めるな」という当事者主体の精神が示された。

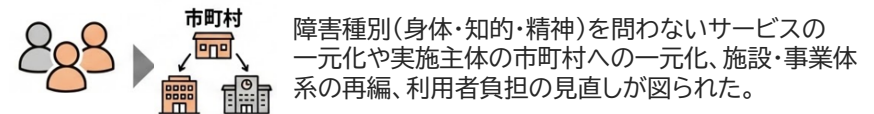
地域で選択できる時代へ

18

社会福祉基礎構造改革(2003年)



障害者自立支援法(2006年)



安心して暮らせる地域社会へ

20

障害者総合支援法(2013年)

【第一条】(一部抜粋)

障害者及び障害児が**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む**ことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**に寄与することを目的とする。

こどもの権利

21

児童福祉法改正(2012年)

2012年の改正などを経て、地域での育ち合いが明確化され、制度の基盤となった。

こども基本法・こども大綱

こどもを権利の主体として位置づけ、その「最善の利益」を優先する法律

- ✓ 自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

差別されてきた歴史

23

差別は存在している

旧優生保護法やハンセン病による隔離など、近年まで様々な差別があった。同時に、家族も差別の対象となり、責任を背負わされることもあった。身近な事例もいまだに存在している。

- 身体障害者手帳の申請に行った窓口で、手帳を使う目的や理由を聞かれ、「税金対策に使うのか」と言われた。
※出典:合理的配慮等具体例データ集 障害者差別に当たると思われる事例「別紙1応募のあった事例の概要について」 P.3
- 「卒園式には来ないで下さい」と言われた。
※出典:合理的配慮等具体例データ集 障害者差別に当たると思われる事例「別紙1応募のあった事例の概要について」 P.3
- 家族に対して、「良き親であれ」という社会からの暗黙の圧力がある。
- 家族愛や献身という聞こえのいい言葉で負担を強いられている。

障害の有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会へ

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

22

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

02

24

障害の捉え方の変化

(医学モデルから社会モデル、人権モデルへ)

障害の捉え方の変化

25

- ✓ ICDH:国際障害分類
- ✓ ICF:国際生活機能分類

ICIDH

かつては「機能障害→能力障害→社会的不利益」というマイナス面のみに注目していた。

「できないこと」から「生きること」へ

ICFは、健康状態、心身機能、活動、参加、そして環境や個人要因をプラスの側面も含めて捉える。

25

小児・青年期の生活機能の特性

27

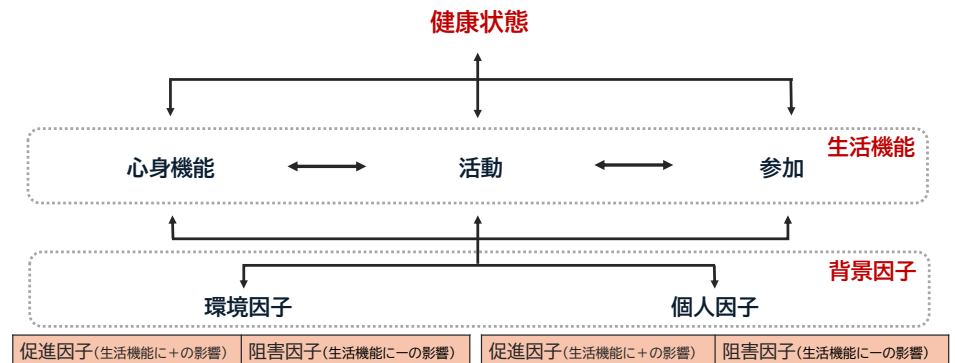
ICFの派生分類として、2007年にこどもに特化した「ICF-CY」が示された。

ICF-CYの4つの改訂・拡張点



ICFの考え方

26



ポジティブな側面に着目し、本人や環境因子の強みも考えてみましょう！

※出典:「社会福祉学習双書2025④障害者福祉」全国社会福祉協議会 第1部第1章第2節を参考に作成

医学モデル（欠損と治療に焦点を当てる）

28



心身機能の欠損と定義

障害を個人の身体的な欠損と考え、弱さや問題に焦点を当てている。

弱さや問題の焦点化

治療やリハビリによって直すことを目指している。

「治す・改善する」が目的

支援の焦点は、あくまで「個人の問題」に置かれる。

※出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的な運用に関する調査研究 別冊第2巻」P.206を参考に作成

認識論としての医学モデルと、実践行為としての医療やリハビリテーションは区別して捉える。

生活モデル

29



課題は関係性の中で起きている

課題を個人のものではなく、人・場所・出来事などの相互関係によるものと捉え、その関係に介入する。



相互の影響と変化

支援される側だけが変わるのではなく、お互いが影響し合って変化していく。



摩擦を解消する支援

これが「ともに学び合い、ともに育ち合う」関係性の基盤になる。

29

社会モデル

30

社会の側の障壁(バリア)

障害は本人の問題ではなく、世の中のルールや設備の側にあると考える。

合理的配慮の必要性

合理的配慮によって「社会の障壁を取り除く」ことが、支援の大きな目的になる。

支援の焦点:社会

段差を取り除き、理解を広めることが大切となる。

バリアの種類

物理的なバリア



制度的なバリア



文化情報面でのバリア



意識上のバリア



30

尊厳を完全に享有するために～いわゆる人権モデル～

31

全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分なものであるという考え方。

障害者の権利条約(一部要約)

1 障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障する

2 一人の「権利の主体」として、最大限に尊重する

障害があってもなくても、その人のままで成長し生きていけるように！

31

視点を拡張し、最適に組み合わせる

32

過去のモデルを否定しない

新しい考え方が古いモデルを否定するわけではない。生活、社会、人権の視点をバランスよく持ち、包括的に考えることが大切。

人権を中心に据える

人権を根幹に置きつつ、状況に合わせてこれらの視点を組み合わせ、支援を構築します。

32

03

支援の考え方の変化

(保護・隔離からインクルージョンへ)

誰も排除されない社会のデザイン

インクルージョン

単に同じ場所にいるだけでなく、多様な人々が共に生き、共に学び、共に活動する社会を目指す。
障害の有無にかかわらず、誰もが排除されず、多様性を持ったまま社会の中で生活できる社会の実現。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方に変化している。

※出典:「障害者基本計画」 P.37

33

「当たり前」の場所で生きる幸せ

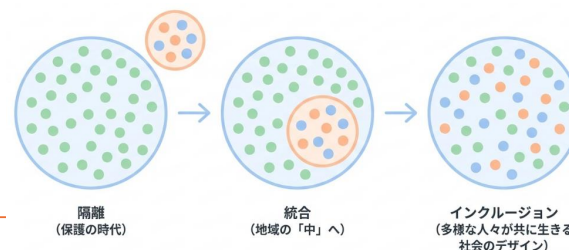
34

保護・隔離の時代

かつては特別な場所で守ることが「幸せ」と考えられ、地域との交流は限定的であった。

地域での共生の始まり

「尊重し合いながら、ともに生きる」社会への第一歩です。



孤立させない支援

36

社会としての子育て

こどもや家族を孤立させず、社会として子育てをしていく観点が重要となる。

家族支援の重要性

これまで、家族だけに責任を負わせてきた歴史がある。
現代では「こどもまんなか」で家族への支援も大切である。

おつかれさまでした



こども・障害のある こどもの権利

本科目のねらい

こどもの権利に対する意識を高め、倫理的な判断に基づく支援を提供するため、こどもの権利や障害者の権利について基本的な概念を学び、障害のあるこどもの権利や権利擁護のために求められる姿勢・合理的配慮等について理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）
(1) こども・障害のあるこどもの権利に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている
(2) 最近の支援現場の中で印象に残っている出来事や人権について ※人権やこどもの権利に結び付いていると感じた場面 ※人権やこどもの権利のイメージについて (現在自身が知っている範囲の意義や考え方でOK)
(3) こどもの権利やこどもの権利を守るための姿勢に関連して、 自身が高まっている“モヤッ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。 ※これってこどもの権利が守られているのかな？正しい関わり方なのかな？等

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1) 人権：こどもの権利の基本的な概念
(2) 障害者の権利の基本的な概念
(3) 障害のあるこどもの権利擁護のために求められる姿勢
(4) 合理的配慮とは

学びのポイント

- 支援の基本となる尊厳・人権
- こども・障害者の権利
- こどもの権利擁護のために求められる姿勢

目次

- 01 人権・こどもの権利の基本的な概念
- 02 障害者の権利の基本的な概念
- 03 障害のあるこどもの権利擁護のために求められる姿勢
- 04 合理的配慮とは

権利とは

国連憲章 前文(一部抜粋)

01

基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること

※出典：国際連合広報センター「国連憲章テキスト」を参考に作成
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

世界人権宣言 前文(一部抜粋)

02

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎

※出典：国際連合広報センター「世界人権宣言テキスト」を参考に作成
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

01

人権・こどもの権利の 基本的な概念

世界人権宣言

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。



第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

※出典：国際連合広報センター「世界人権宣言テキスト」を参考に作成
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

日本国憲法

9

第十一条(基本的人権)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条(個人の尊重と公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

こどもの権利条約

10

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めている。

4つの原則

- | | |
|------------------------|--------------|
| 01 生命、生存及び発達
に対する権利 | 02 こどもの最善の利益 |
| 03 こどもの意見の尊重 | 04 差別の禁止 |

※出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2を参考に作成

11

- | | |
|------------------------|--|
| 01 生命、生存及び発達
に対する権利 | すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること |
| 02 こどもの最善の利益 | こどもに直接・間接に関わる事が決められ、行われるときは「こどもが一番大切にしていること・最もよいこと」を第一に、こどもと一緒に考える |
| 03 こどもの意見の尊重 | こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて真剣に受け止め、一緒に考え行動する |
| 04 差別の禁止 | すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、すべての権利が保障されること |

その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する

※出典:こども基本法プロジェクト「子どもの権利条約」を参考に作成<https://kodomokihonhou.jp/rights/>

12

こどもの権利条約には多くのこどもの権利が書かれており、大きく分けると以下の4つの柱となっている。

4つの柱

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 生きる権利 | 02 育つ権利 |
| 03 守られる権利 | 04 参加する権利 |

こども基本法（6つの基本理念）

13

- 01 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 02 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 03 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

出典:こども家庭庁「こども基本法」<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

14

- 04 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどものいまとこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 05 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 06 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

出典:こども家庭庁「こども基本法」<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

こども大綱

15

すべてのこども・若者が、身体も心も元気に、
周りの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる
「こどもまんなか社会」を目指していく

「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。

出典:「こども大綱」P.8を参考に作成

16

02

障害者の権利の 基本的な概念

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

17

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

出典：文部科学省『障害者の権利に関する条約(抄)』第1条 目的
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323315.htm

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）一般原則

18

- 01 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること。
- 02 差別されないこと。
- 03 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
- 04 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。

出典：文部科学省『障害者の権利に関する条約(抄)』第3条 一般原則
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323315.htm

05 機会の均等

06 施設及びサービスの利用を可能にすること。

07 男女の平等

08 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

【第七条】
障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

出典：文部科学省『障害者の権利に関する条約(抄)』第3条 一般原則
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323315.htm

19

03

障害のあるこどもの権利を
尊重するために
求められる姿勢

20

基本姿勢

21

障害の有無にかかわらず、権利行使の主体として子どもの人権に十分に配慮することを徹底するとともに、子ども一人ひとりの人格や意見を尊重して支援を行わなければならない。

※出典:「児童発達支援ガイドライン」P.16

- ✓ 子どもをひとりの人間として尊重
- ✓ 保護者・職員等ではなく子ども自身の最善の利益が優先されること
→支援の基本と位置付けられる。

- ✓ 子どもの権利の侵害や不必要な身体拘束等不当な扱いを受けない
- ✓ 生命・生活が守られ、良い環境の中で育てられることなど
→受動的権利
- ✓ 知る権利の確保、自己実現・自己決定の実現を目指すことなど
→能動的権利

※出典:「障害児入所施設運営指針」P.3を参考に作成

個人情報保護

- 適切な情報管理

意思・意見の尊重

- 子ども自身が選択し、決定する力を育む支援。

エンパワメント

- 「支援してあげる」という発想や、「できないこと」ばかりに目を向けるのではなく、子どもが自分の力を感じ、自信を持ち、本来持っている力を発揮できるサポートすること。

虐待防止

- 権利擁護を念頭に置き、子どもに不利益のないようにする
→詳細は、(6)障害児支援における虐待防止と基本的理解にて解説

家族との関わり

22

- 子どもの意向を踏まえた支援
- 事業所が行う支援の内容について適切に説明
- 相談や申入れ等に対し適切に対応



→ 保護者の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいが主体はあくまでも子ども

地域との関わり

- 地域社会との交流や連携
- 地域に向けて事業所が行う支援の内容等の情報を適切に発信

安心できる環境づくり

- 支援の内容や役割分担について定期的に点検
- 質の向上を図り、安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等をおこなう

※出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.15を参考に作成

23

表現の受け取り

大人主導の誘導を避ける

その都度の意思確認



意図とは違う言葉遣いや、表現が難しい子どももある。

「○○だね?」と決めつけない。

子どもの真の意向を丁寧に汲み取る。

意思を確認する際の留意点

- ✓ 意思を確認する際は、大人主導の誘導的な関わりになりやすいことを職員が意識した上で、子どもに確認を行っていくことが重要である。
- ✓ 生活や支援の場で子どもが表現している意思も大切に、記録することも重要である。

04

合理的配慮とは

合理的配慮は合理的「環境調整」



事前的環境整備	合理的配慮(環境調整)
不特定多数の障害者が経験するであろう社会的障壁を前もって取り除く	いままさに実際に社会的障壁にぶつかった障害者が求める要求への応答
不特定多数へのプロアクティブな対応	個別のかつリアクティブな対応

事前的環境整備と合理的配慮は車の両輪

※出典:石川順「第5次障害者基本計画の実施状況の監視に向けての視点」内閣府 障害者政策委員会資料 P.22を参考に作成

25

合理的配慮の定義

26

障害のある人が、障害のない人と同じように社会生活を送れるよう、個別の状況に応じて行われる調整や変更すること

- ・こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮が必要。
- ・こどもや保護者と対話を重ねる。
- ・物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が活動を制限する社会的なバリアとなっているのか。
- ・それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか。

※出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」 P.3

27

合理的配慮の具体例

28

点字や拡大文字がない



点字や拡大文字がある



騒がしい場所でパーティションがない



騒がしい場所でパーティションがある



まとめ

まとめ：科目のおさらい



「こどもまんなか」の視点

権利について理解し、こどもを権利行使の主体として捉える
こどもの視点に立ち、意見の尊重・最善の利益の優先考慮を念頭に支援する



エンパワメントの視点

「できないこと」のみに焦点をあてるのではなく、エンパワメントを重視する。

出典ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)
- ◎ こども基本法

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

こどもの権利に対する意識を高め、倫理的な判断に基づく支援を提供するため、こどもの権利や障害者の権利について基本的な概念を学び、障害のあるこどもの権利や権利擁護のために求められる姿勢・合理的配慮等について理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
全席: 上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



障害児支援に従事する 支援者としての 基本姿勢・倫理

本科目のねらい



こども施策及び障害児支援の基本理念に基づき、こどもを権利の主体として、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう支援提供を行うことの重要性を理解する。

また、こどもや家族に対して尊重と共感、肯定的な姿勢・態度で支援するとともに、こどもの行動だけを捉えず、その背景にあるものを捉える視点を持ち支援することの重要性を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) 障害児支援に従事する支援者としての基本姿勢・倫理に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 ※こども意見の尊重やこどもの行動の背景を捉えた支援として良かったと感じた場面や困ったと感じた場面等 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 支援者としての基本姿勢に関連して、自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。 ※これってこどものためになったのかな？本音はなんだったのかな？等	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1) こども権利及び障害児支援の基本理念
(2) 障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢
(3) こどもを権利の主体として捉える重要性の再確認
(4) こどもの最善の利益を優先考慮する支援
(5) こどもの行動の背景を捉えた支援

学びのポイント

- こども施策と障害児支援の基本理念
- 「こどもの意見の尊重」と「こどもの最善の利益」
- こどもの行動の背景を捉えた支援の理解

目次

- 01 こども施策及び障害児支援の基本理念
- 02 障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢
- 03 こどもを権利の主体として捉える重要性の再確認
- 04 こどもの最善の利益を優先考慮する支援
- 05 こどもの行動の背景を捉えた支援

こども施策及び障害児支援の基本理念

こども基本法における こども施策の6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。

01

こども施策及び 障害児支援の基本理念

こども基本法における こども施策の6つの基本理念(続き)

4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどものいまとこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
 - ➡こどもの「ウェルビーイング」向上
 - ➡特性が理解されないことで生じる「二次障害」を予防

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9-10、「放課後等デイサービスガイドライン」P.8-9
「保育所等訪問支援ガイドライン」P.9-10

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
 - ➡こどもの「ウェルビーイング」向上
 - ➡特性が理解されないことで生じる「二次障害」を予防
2. 合理的配慮の提供

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9-10、「放課後等デイサービスガイドライン」P.8-9
「保育所等訪問支援ガイドライン」P.9-10

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
 - ➡こどもの「ウェルビーイング」向上
 - ➡特性が理解されないことで生じる「二次障害」を予防
2. 合理的配慮の提供
3. 家族支援の提供

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9-10、「放課後等デイサービスガイドライン」P.8-9
「保育所等訪問支援ガイドライン」P.9-10

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
 - ➡こどもの「ウェルビーイング」向上
 - ➡特性が理解されないことで生じる「二次障害」を予防
2. 合理的配慮の提供
3. 家族支援の提供
4. 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9-10、「放課後等デイサービスガイドライン」P.8-9
「保育所等訪問支援ガイドライン」P.9-10

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
 - ➡こどもの「ウェルビーイング」向上
 - ➡特性が理解されないことで生じる「二次障害」を予防
2. 合理的配慮の提供
3. 家族支援の提供
4. 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
5. 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.9-10、「放課後等デイサービスガイドライン」P.8-9
「保育所等訪問支援ガイドライン」P.9-10

「こども」の定義

- こども基本法において、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。
- こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。
- こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていくのが「こども基本法」。

出典:「こども基本法パンフレット」P.6

02

障害のあるこどもと その家族とともに歩むための 支援者の基本姿勢

障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢

「障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢」とは？






- ✓ 全国共通の枠組みとして研修を進めていくにあたり、整理された考え方
- ✓ こどもとその家族、支援者が互いを尊重した対話的な関係であるという視点
- ✓ 事業所や地域を問わず、障害のあるこどもとその家族に関わる全ての支援者の共通の考え方



こども・若者ヒアリング及び子育て当事者ヒアリングにおけるご意見も踏まえたものになっている






出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.3-4

障害のある子どもとその家族とともに歩むための 支援者の基本姿勢

1. 尊重し合いながら、ともに生きる 
2. 想いに寄り添い、ともに支え合う 
3. 支援をともにつくる 
4. 安心できる場をともに育てる 
5. とともに学び合い、ともに育ち合う 






出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.3-4

障害のある子どもとその家族とともに歩むための 支援者の基本姿勢

1. 尊重し合いながら、ともに生きる 
2. 想いに寄り添い、ともに支え合う 
3. 支援をともにつくる 
4. 安心できる場をともに育てる 
5. とともに学び合い、ともに育ち合う 

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.3-4

障害のある子どもとその家族とともに歩むための 支援者の基本姿勢

1. 尊重し合いながら、ともに生きる 
2. 想いに寄り添い、ともに支え合う 
3. 支援をともにつくる 
4. 安心できる場をともに育てる 
5. とともに学び合い、ともに育ち合う 

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.3-4

当事者ヒアリングでのご意見

子どもたちの発言から見てきたもの…

褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間がいれば、それが土台となって、「頑張りたい」という気持ちになります。

みんなで楽しめる遊びや体験活動、イベントを考えてほしいです。

遊びを通じて、子ども同士がつながることを見守ってほしいです。

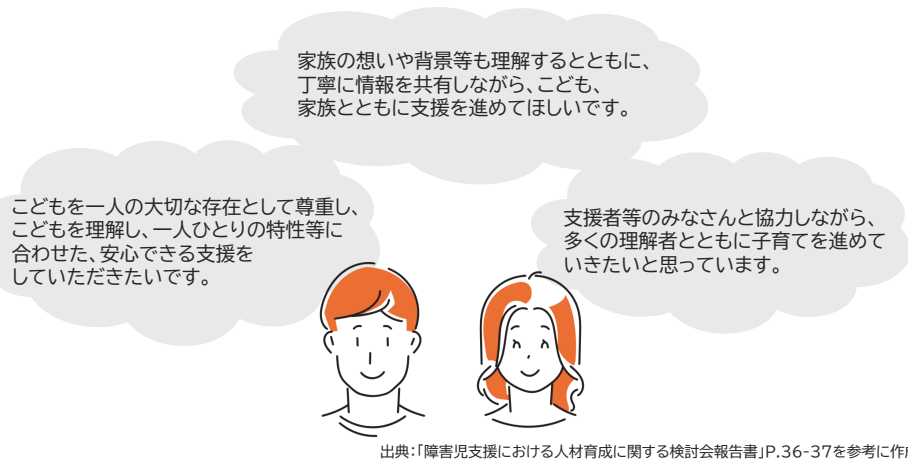
子どもの発達や特性などの専門的な知識や経験で、サポートしてほしいです。

日常的に対話を重ね、子どもの気持ちに寄り添いながら、一人ひとりを大切な存在として支えてほしいです。



出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.36-37を参考に作成

子育て当事者の方々の発言から見てきたもの・・・



対人援助職の特性とチーム対応の重要性

- 支援者自身が抱えているものが子どもに向かってしまうことがある。
 →自分自身の育ちを通じて培われた価値観が、子どもや家族との関わりに影響することも。
 ただし、それ自体が悪いことではない！
 …「こんな状況で、こう感じる自分があるんだ」
- イライラしたり、困ったことがあれば、まずは周囲の職員に相談！
 →「チーム」として対応する。

03

子どもを権利の主体として捉える重要性の再確認

障害のある子どもの権利を尊重するために求められる姿勢（再確認）

障害の有無にかかわらず、権利行使の主体として子どもの人権に十分に配慮することを徹底するとともに、子ども一人ひとりの人格や意見を尊重して支援を行わなければならない。

※出典：「児童発達支援ガイドライン」P.16

- 子どもが独立した一人の人間として尊重
- 保護者・職員等ではなく子ども自身の最善の利益が優先されること
 →支援の基本と位置付けられる。
- 子どもの権利の侵害や不必要な身体拘束等不当な扱いを受けない
 ・生命・生活が守られ、良い環境の中で育てられることなど
 →**受動的権利**
- 知る権利の確保、自己実現・自己決定の実現を目指すことなど
 →**能動的権利**

※出典：「障害児入所施設運営指針」P.3を参考に作成

障害のある子どもも含め
全ての子どもが権利の主体であることを
認識する



子どもの最善の利益の優先考慮

子ども基本法

(第三条 四)全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

子ども施策の基本理念

4. 全ての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どものいまとこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

04

子どもの最善の利益を
優先考慮する支援

子どもの権利条約

18歳未満の児童(子ども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている。

「子どもの権利条約」4つの原則

- ✓ 生命、生存及び発達に対する権利
- ✓ 子どもの最善の利益
- ✓ 子どもの意見の尊重
- ✓ 差別の禁止

こどもの最善の利益の優先考慮

29

「こどもの最善の利益の優先考慮」の考え方

「こどものために」「よかれと思って」その前に！

あくまでも主体は「子ども」自身
子どもがどうしたいか、
子どもがどうなりたいかを出発点に

*ただし、こどもの発達にとって明らかに不利益だと
考えられる場合は、周りの大人が抑止しなければならない



こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の
実現に向けたプロセス



出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.3-5

支援場面における「こどもの最善の利益の優先考慮」

障害児支援事業所・施設においては、こどもの意見の尊重と
最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成*や
個別支援会議の実施、支援の提供が求められている。

*科目(7)で学びます。



出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.3






31

05

32

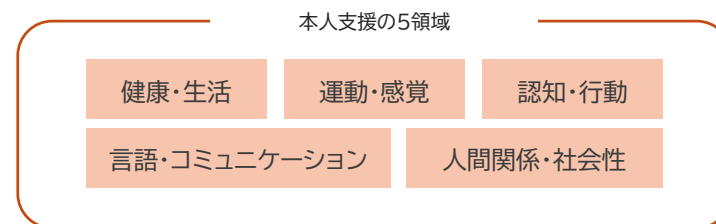
こどもの行動の背景を
捉えた支援

再確認

1. 尊重し合いながら、ともに生きる 
2. 想いに寄り添い、ともに支え合う 
3. 支援をともにつくる 
4. 安心できる場をともに育てる 
5. とともに学び合い、ともに育ち合う 

アセスメント(「評価」あるいは「事前評価」と訳される)

- ここでは、**子どもや家族を理解し、可能性を見出すもの**
- 子どもと家族を中心に据えた、包括的なアセスメント・支援の必要性
- 子どもの発達のプロセスや障害の特性等に応じた発達上のニーズ把握のための「本人支援の5領域」の視点を踏まえたアセスメント



出典:「児童発達支援ガイドライン」P.13-14を参考に作成

子どもの行動の背景を捉える視点

子どもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時...



子どもの発達上の個々のニーズはもとより
「子ども自身の思いや願い」を
大切にする支援を意識することが重要



まとめ

まとめ：科目のおさらい



理念・価値に基づく支援

事業所においては、こども施策の基本理念や価値等にのっとり、権利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態である「ウェルビーイング」の視点を持って、こどもとその家族に関わらなければならない。



こどもの思い・願いを大切に

支援にあたっては、「こども自身の思いや願い」を大切に、配慮していくことが重要。その上で、「5領域のアセスメント」を通じて、こども1人ひとりの障害や、個々の特性によるニーズを把握していく。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 保育所等訪問支援ガイドライン
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

こども施策及び障害児支援の基本理念に基づき、こどもを権利の主体として、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう支援提供を行うことの重要性を理解する。

また、こどもや家族に対して尊重と共感、肯定的な姿勢・態度で支援するとともに、こどもの行動だけを捉えず、その背景にあるものを捉える視点を持ち支援することの重要性を理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等と相談・共有したい内容もOK!	
全票: 上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



障害児支援における 安全管理・安全確保

本科目のねらい

障害児支援に従事する支援者として、日々のこどもの健康管理も含め、こどもの安全を守るため、支援の中で留意すべき事項・観点を学び、安全管理・安全確保の重要性を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）		
<small>(1) こども・障害のあるこどもの安全管理に関する認知度 ※1つに○</small>		
まったく知らない	少し知っている	他者に教えられにくい知っている
ほとんど知らない	よく知っている	
<small>(2) 支援の中で印象に残っている出来事</small>		
<small>※安全管理・安全確保として気を付けている事（自身の衛生管理、こどもにあたる様子、事業所内でのけがをしそうな場所の保護等）</small>		
<small>（現在自身が知っている範囲の考え方でOK）</small>		
<small>(3) 安全管理・安全確保に関連して、自分が気になっている“モヤッ”や疑問</small>		
<small>※具体的なエピソードも書いてみましょう。</small>		
<small>※あれて結構悩んだのは？なんでこのチェックが必要なんだろう？等</small>		

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ	
(1) 安全管理・安全確保の重要性	
(2) 日々の健康管理	
(3) 活動中の安全管理のポイント	
(4) 退団時の安全管理	

学びのポイント

- 個々のこどもの発達段階、障害、特性に応じた安全管理・安全確保の必要性
- 支援の場面ごとに異なる注意すべき事項
- 安全管理・安全確保のための役割分担・情報の、職員全体での共有の徹底

目次

- 01 安全管理・安全確保の重要性
- 02 日々の健康管理
- 03 活動中の安全管理のポイント
- 04 送迎時の安全管理
- 05 ヒヤリハットと再発防止
- 06 災害時の安全管理について

安全管理・安全確保の重要性

安全管理・安全確保に関する社会的取組

■ 令和4年改正児童福祉法

都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準(省令)に従わなければならないこととする改正が行われました。

■ 障害児支援の安全管理に関するガイドラインの策定

障害児支援に関わる事業所・施設(以下「事業所等という。’)が、安全計画やマニュアルの作成を含む事故防止のための安全対策を各事業所等で講じる上で参考となる基本的な内容を取りまとめました。

出典:「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」P.3を参考に作成

01

安全管理・安全確保の重要性

安全管理・安全確保の重要性

安全で安心できる場所の提供

- 安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、生涯にわたるウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要。
- 職員として「自分で自分のいのちを守ることが難しい」こどもがいることを自覚し、職員が連携して安全を守るための準備や体制を整える必要がある。

死亡事例からの学び

9

送迎車への置き去り

所在不明、飛び出し、置き去り等は、状況によっては死亡事故につながることもある。

平成27年7月には、障害者施設での送迎車内に放置され熱中症により死亡した痛ましい事故や、令和4年には認定子ども園で送迎用バスに置き去りにされた女児が熱中症により死亡するという痛ましい事故が発生している。



確認システムの整備やルールを守ることが死亡事故の予防につながります。チームみんなで事故の発生を防ぎましょう。

出典:「障害児支援における安全管理等に関する調査研究報告書 別冊2 障害児支援の安全管理に関するガイドライン(案)」P.12、17、18を参考に作成

安全管理・安全確保の重要性

10

こどもの権利保障の視点

- 一方で、危険を理由にこどもの活動や選択の機会を過度に制限しないよう、配慮することも大切。
- 安全確保とこどもの権利保障の両方の視点を持ちながら、安心して挑戦できる環境づくりを考える必要がある。

02

日々の健康管理

11

日々の健康管理

12

必須確認事項例

- 日常的な服薬状況(副作用の有無)
- てんかん発作の履歴と対応策
- 食物・薬物等のアレルギー状況
- 予防接種の実施状況 等

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.50-51を参考に作成

きめ細やかな観察

- 意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程等に配慮し、小さなサイン(顔色、発汗、視線、活動性の変化)から心身の異変を早期発見することが不可欠。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.19を参考に作成

こどもの来所時の健康チェック

- 01 保護者との密な情報共有**
前夜からの様子や朝の体温など、家庭での情報を確実にキャッチする体制を構築する。
- 02 生活の連続性の保障**
学校や園等での様子を把握するため、情報交換や交流を積極的に行い、切れ目のない支援を実現する。
- 03 医療機関との連携**
必要に応じて、主治医からの具体的な指示内容を共有し、専門的な知見に基づいた対応を行う。

健康状態急変等のリスク管理

- 01 職員自身の清潔管理**
支援者は自身の体調管理を徹底し、常に清潔を心掛けることで、外部からのウイルス持ち込みを防ぐ。
- 02 二次感染の予防**
感染症が発生した場合の隔離手順や消毒方法を組織的に共有し、感染拡大を最小限に抑える。
- 03 迅速な組織的対応**
急変時には一人の判断に頼らず、役割分担に基づき、医療機関や保護者へ迅速に連絡・対応する体制を整える。

03

活動中の安全管理のポイント

活動中の安全管理のポイント

活動場面ごとの具体的な注意点

活動場面	注意すべき事故と対策
食事・おやつ	誤嚥、窒息、アレルギー誤食。食形態の確認と見守りの徹底。
プール・水遊び	溺水、転倒。監視員と支援員の明確な役割分担。
屋外活動	飛び出し、迷子、熱中症。人数確認の定時実施と周囲への警戒。
室内遊び	衝突、転落、異物誤飲。環境設定(棚の固定や衝突材)の確認。

活動中の安全管理のポイント

17

事業所内での情報共有の徹底

- 01 環境の振り返り**
活動場所や設備に潜む危険を、職員全員で定期的に点検・話し合い、認識を共通化する。
- 02 スケジュール管理**
1日の流れや年間行事の中で、どこにリスクが集中するかを予測し、人員配置を検討する。
- 03 個別の配慮事項**
その日のこどもの状態(睡眠不足、興奮気味など)を朝礼等で共有し、活動内容を柔軟に調整する。

送迎中の安全管理

19

送迎時における置き去り防止体制

- 01 見落としを防ぐ手順**
 - 乗車・降車時のダブルチェック
 - 座席シートを目視確認の徹底
 - 点呼と名簿の突合記録
- 02 組織的な確認ポイント**
 - 運転手以外の添乗員の役割
 - 降車後の車内最終巡回と鍵かけ
 - 欠席連絡との照合フローの確立



18

送迎中の安全管理

送迎中の安全管理

20

車内の安全と車両事故への対応

- 01 運転者の健康管理**
睡眠不足や体調不良がないか、乗務前のアルコールチェックや健康確認を確実にを行う。
- 02 事故発生時の初動**
まずはこどもの安全確保と救護を最優先し、即座に119番通報および事業所への連絡を行う。
- 03 緊急時マニュアル**
車両故障や急な体調変化に備え、車内に緊急連絡先一覧や救急箱を常備・点検する。

05

ヒヤリハットと再発防止

ヒヤリハットと再発防止

類似事故の再発防止と対策

- 01 具体的な原因分析**
「注意不足」で終わらせず、環境やシステムに不備がなかったかを深掘りする。
- 02 再発防止策の共有**
検討された対策は全職員に周知し、誰もが同じミスをしない体制を再構築する。
- 03 他事業所事例の活用**
自所だけでなく、外部で起きた事故情報を自分事として捉え、事前の予防策に繋げる。

21

ヒヤリハットと再発防止

22

ヒヤリハットの重要性

1件の重大事故の背後に29件の軽微な事故、またその背後には300件のヒヤリハットが隠れているといわれており、予防のために非常に有効

1 : **29** : **300**

重大事故

軽微な事故

ヒヤリハット

ヒヤリハットとして報告書を書くことが目的にならないよう、あわせてチームでの改善策の検討も行いましょう

23

ヒヤリハットの記載例

24

2名(うち1名車いす使用)を連れて活動中、横断歩道前で信号待ちをしていたところ、車いすを抑える手が離れてしまい車いすが道路に向かって移動、危うく交通事故にあってしまうところであった。

ヒヤリハットの種類

交通事故

ヒヤリとした内容

- ・もう1名の利用者に気を取られ、車いすを抑える手が離れてしまった。
- ・車いすのブレーキをかけ忘れたため、赤信号の横断歩道に向かって少し移動してしまった。

ヒヤリハット時の対応

- ・道路に出ってしまう前に車いすを停止。ブレーキをかけていないことに気づきその場でかけた。

再発(未然)防止のための改善策

- ・外出中に停止する際にはブレーキをかけることを周知するとともにロールプレイを行う。
- ・利用者1名につき職員1名が対応する等、職員配置の見直しを行う。

06

災害時の安全管理について

25

災害時の安全管理について

26





- 01 BCP(事業継続計画)の理解**
災害発生時に誰が何をすべきか、自身の役割をマニュアルに基づき事前に確認する。
- 02 避難訓練の高度化**
様々な時間帯や活動内容での避難訓練を行い、スムーズな誘導ができるよう身体で覚える。
- 03 心理的サポートの準備**
子どもが感じる強い不安への声かけや配慮事項を、チームで事前に共有する。

27

まとめ：科目のおさらい

28

まとめ

-  **個人の意識**
個人として安全意識の向上に努める必要がある。
-  **組織的な対応とコミュニケーション**
組織的に対応できる体制の整備が重要であり、複数人での役割分担、職員間の情報共有のための円滑なコミュニケーションが求められる。
-  **特性・場面ごとの検討**
特性や活動場面ごとの安全管理・安全確保の検討が求められる。
-  **日頃の取組**
安全管理・安全確保のために日頃からの知識や技術の習得や、事業所内での話し合いが求められる。

- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 障害児支援の安全管理に関するガイドライン

本科目のねらい

障害児支援に従事する支援者として、日々のこどもの健康管理も含め、こどもの安全を守るため、支援の中で留意すべき事項・観点を学び、安全管理・安全確保の重要性を理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> □
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



障害児支援における 虐待防止と 基本的理解

本科目のねらい

障害のあるこどもの権利擁護のため、虐待によりこどもの人権を侵害することがないように、虐待防止に関する基本的な対応等について理解するとともに、自らの支援が、意図せず虐待等につながることを理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) こども・障害のあるこどもの虐待防止に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 虐待ってどのようなイメージ？ ※例：叩いたり、罵口を言ったりすること等 （現在自身が知っている範囲の考え方でOK）	
(3) 虐待防止に関連して、自分が気になっている“モヤッ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。 ※支援の中でイラっとしたこと、どう支援していいかわからなくなったこと等	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1) 虐待とは何か？
(2) 障害のあるこどもが虐待を受けやすい背景
(3) 虐待防止に関する法令と理念
(4) 意図せず虐待につながるおそれのある支援

学びのポイント

- 虐待防止に関する法令・定義
- 障害のあるこどもが虐待を受けやすい背景
- 意図せず虐待につながるおそれのある支援
- 自分自身が虐待をおこさないために
- 虐待の早期発見と通報の重要性

目次

- 01 虐待とは何か？
- 02 障害のある子どもが虐待を受けやすい背景
- 03 虐待防止に関する法令と理念
- 04 意図せず虐待につながるおそれのある支援
- 05 虐待を発見・通告する義務と対応

子ども・障害のある子どもの権利

「子どもの権利条約」は全54条ですが、そのうち「一般原則」とされる条文が4つあり、これらをまとめて「4つの原則」と呼びます。

子どもの権利条約 4つの原則



- 01 生命、生存及び発達に対する権利
- 02 子どもの意見の尊重
- 03 子どもの最善の利益
- 04 差別の禁止

出典:「障害児支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2

01

虐待とは何か？

子どもの権利条約 第19条

締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

出典:日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 全文(政府訳)」

虐待は、「してはならない」、
「あってはならない」ものなのです。

こどもへの虐待防止に関する法律

9

18歳未満の障害児も含め、こどもへの虐待防止に関する主な法律には、以下の3つがあります。

児童虐待防止法

(児童虐待の防止等に関する法律:平成12年施行)

障害者虐待防止法

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律:平成23年施行)

児童福祉法

(児童福祉法:昭和22年施行)

→令和4年6月8日には**改正児童福祉法**(児童福祉法等の一部を改正する法律)が成立

虐待の発生場所でみた法別・年齢別整理

10

発生場所	18歳未満	18歳以上65歳未満
家庭内	児童虐待防止法	障害者虐待防止法
施設等	障害者虐待防止法(障害児通所支援事業、障害児相談支援事業) 児童福祉法(障害児入所施設等)	
職場	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法

虐待とは

11

障害者虐待防止法では、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」として、以下の5つが規定されています。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 01 身体的虐待
- 02 性的虐待
- 03 心理的虐待
- 04 放棄・放置
- 05 経済的虐待

※児童虐待防止法には「経済的虐待」の類型は含まれません。

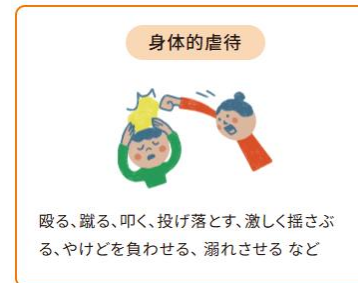
障害者虐待防止法での定義では「障害者」となっていますが、「障害児」も含まれています。

12

01

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。



02

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。





【このほかにも】
 給料から知らないお金が引かれている
 自分の携帯電話を他人が使っている
 自分の通帳を見せてもらえない
 など

出典 定義:障害者虐待防止法 図:障害者虐待防止法パンフレット【わかりやすい版】

05 経済的虐待
 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

04 放棄・放置(ネグレクト)
 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、01から03に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

出典 定義:障害者虐待防止法 図:子ども家庭庁HP「児童虐待防止推進特設サイト」

03 心理的虐待
 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

出典 定義:障害者虐待防止法 図:子ども家庭庁HP「児童虐待防止推進特設サイト」

性的虐待の具体例 ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

【具体的な例】

○あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・キス、性器等への接触、性交
- ・性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.8

身体的虐待の具体例 ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

【具体的な例】

① 暴力的行為

- ・平手打ちををする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など

③ 正当な理由のない身体拘束

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.8

心理的虐待の具体例 ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

17

【具体的な例】	
① 威嚇的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設等)にいらなくなるよ」「追い出す」と言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など
② 侮辱的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など
③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.8-9

心理的虐待の具体例(続き) ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

18

【具体的な例】	
④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など
⑤ 交換条件の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」といった交換条件を提示する。
⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など
⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.8-9

放棄・放置の具体例 ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

19

【具体的な例】	
① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など
② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為	<ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.9-10

放棄・放置の具体例(続き) ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

20

【具体的な例】	
③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など
④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など
⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること	—

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.9-10

経済的虐待の具体例 ※障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

【具体的な例】

- 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
 - ・年金や賃金を管理して渡さない。
 - ・年金や預貯金を無断で使用する。
 - ・本人の財産を無断で運用する。
 - ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
 - ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。)
 - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
 - ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.10

障害児や障害者への虐待が明らかになった経緯

- ・障害者が施設や職場でひどい虐待を受ける事件が次々と明らかになったのは、1990年代後半からです(それ以前から虐待はありました)。
- ・福祉制度が「措置(行政決定)」から「契約(対等な関係)」へと移行する中で、障害者が契約の主体として、一人の人間として尊重される権利擁護の潮流が強まり、虐待が重大な社会問題として認知されるようになりました。

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.2

02

障害のある子どもが虐待を受けやすい背景

虐待を受けやすい背景

- ・被害にあった障害者の多くは判断能力にハンデがあってSOSを訴えられず、訴えても相手にされませんでした。
- ・障害者の家族も虐待に気づきながら障害のある我が子を「預かってもらっている」という負い目、他に行き場のないという恐怖から沈黙を強いられていました。「こんなかわいそうな子、預かってもらえるだけでありがたい。少々ぶたれたっていいんです」という親、目の前で我が子が殴られているのにそれを止められない親がいました。
- ・しかし、我が子が殴られて泣いているのに悔しくない親がいるのでしょうか。警察や行政に訴えても取り合ってもらえず、障害のある子を産んだことで親せきから責められ、社会の中で偏見にさらされてきた親たちも多かったのです。

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.2

- ・福祉や雇用の現場の職員にとってもそうです。自傷、他害、パニックなどの行動障害にどう対処していいかわからず、戸惑いや不全感を抱いている職員は多いはずです。
- ・かつては、力で抑えつけ、暴力で威嚇することによって対処してきた現場が多く、そうしたことができる職員が暗然たる影響力を持っていたものです。

出典：「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.2-3

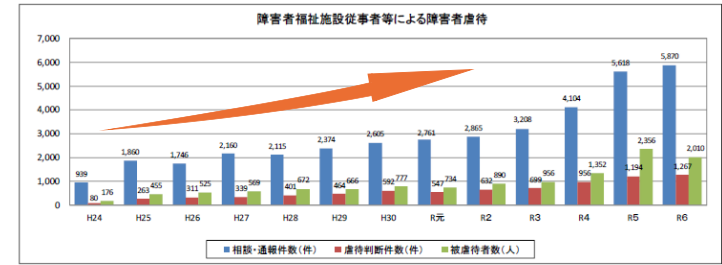
現在は、障害者虐待防止法や児童虐待防止法等が制定されています。

職員の良識を守り、よりよい支援を追求できる職場にするためにも、これらの法律を活かしていかねばなりません。

こどもへの虐待の現状（障害者虐待防止法）

障害児通所支援事業や障害児相談支援事業も含めた障害福祉サービス全体の件数になりますが、相談・通報件数や虐待判断件数は年々増加しています。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)						令和(年度)						
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010



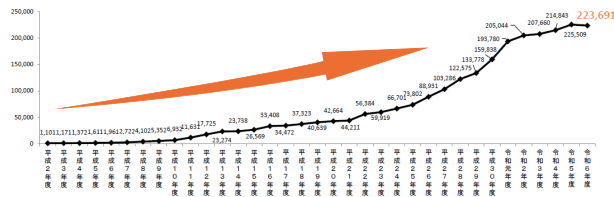
* 平成24年度は下半期のみのデータ

出典：「障害者虐待対応状況調査 経年グラフ(令和7年12月)」より抜粋

こどもへの虐待の現状（児童虐待防止法）

児童相談所における児童虐待相談対応件数(児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数)は、令和5年度までは増加傾向、令和6年度は横ばい。

○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は223,691件。
 ※ 対前年度比▲0.8%(1,818件の減少)(令和5年度:対前年度比+5.0%(10,666件の増加))
 ※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。
 【主な傾向】
 ・心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の6割近くを占めている。(令和5年度:134,948件(59.8%) → 令和6年度:133,024件(59.5%))
 ・相談経路は警察等からの割合も多く、全体の半数以上を占めている。(令和5年度:116,649件(51.7%) → 令和6年度:115,644件(51.7%))
 ・また、近隣・知人からの通報等による対応件数減少(令和5年度:22,112件 → 令和6年度:19,941件(▲2,271件))している一方、学校からの通報等による対応件数は増加(令和5年度:16,583件 → 令和6年度:17,924件(+1,341件))している。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、掲載数を削いで集計した数値。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691		
+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%	-0.8%		

出典：「令和6年度児童相談所における児童虐待相談対応件数」より抜粋



障害者虐待防止法

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律：平成23年施行)

29

第一条

この法律は、**障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するもの**であり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、**障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見**その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、**障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。**

第三条

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

こども性暴力防止法

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律：令和6年公布)

31

第一条

この法律は、**児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであること**に鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある**学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。**

→令和8年12月25日施行

児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律：平成12年施行)

30

第一条

この法律は、**児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと**にかんがみ、**児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見**その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、**児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。**

第三条

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

04

32

意図せず虐待につながる
おそれのある支援

障害者虐待の判断にあたってのポイント

33

虐待の判断において、以下の点は問われません。

- 01 虐待をしているという「自覚」は問わない**
保護者や支援者が「虐待をしているつもりがない」場合や、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている場合等
- 02 障害者本人の「自覚」は問わない**
自分のされていることが虐待だと認識できない場合や、無力感から諦めてしまっている場合等
- 03 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある**
家族が「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりする場合等

客観的に見て権利が侵害されていれば、それは虐待

出典：「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.24-25を参考に作成

不適切な支援と虐待

35

・仮に1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものである、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると理解するべきである。

出典：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」P.6

「こどものため」、「良かれ」との思い

34

・一般にこどもの年齢が小さいほど、こどもは自らの権利が侵害されていることに気が付きにくく、またそのSOSの声が他の大人に届きにくい。さらに支援者も、こどもの発達を見据え、「良かれ」と思い実践していることもある。こどもの気持ちが置き去りとなり、支援者や保護者の抱くこどもへの期待が、不安や心配、支配へのエネルギーになることがある。

※出典：「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 報告書 別冊第1巻」P.68

・養育者の子どもに対する対応方法が未熟であったり、養育者が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがある。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともある。

出典：「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～」P.39

しつけと児童虐待

36

しつけとは、本来、子どもの健全育成を目的とした行為であって、保護者は、子どものしつけに関して親権を行使する際には、適切に行わなければならないとされている。一方、児童虐待は、子どもの健全育成を害する行為、すなわち、子どもの人権侵害である。

虐待をしている保護者は、往々にして「しつけのため」と言って、虐待を正当化する。しかし、たとえ「愛情に根ざしたしつけ」のもりであっても、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく「虐待」と言える。虐待は、親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切である。

例えば、次のような行為は、親がしつけと言っても虐待と判断される。

- ・あざや傷ができるほど叩く
- ・空腹にもかかわらず、食事を摂らせない
- ・必要な睡眠がとれないほど学習を強制する

出典：「埼玉県・埼玉県教育委員会、教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」P.4

虐待をおこさないために

37

- ➔ 「こどものため」、「良かれ」との思い
- ➔ 不適切な支援
- ➔ しつけ

意図せず虐待につながるおそれのある支援があります。そのため、虐待を起こす当事者になるかもしれません。

だからと言って、虐待は許されるものではありません。「自分は虐待をおこさない」という意識を常に持ち、自身の支援を日々振り返ることが重要です。



虐待や不適切な関わりが発生した際のこどものケア

39

- ・虐待を受けた子どもたちの心的症状は、虐待を受けた年齢、虐待の様相や深刻さ、こどもの発達や置かれている環境等により、極めて多様。

こどもの心のケアは支援者一人の孤軍奮闘では解決しません

- 組織的対応: 事業所全体でこどもの状態を見守り、方針を共有する。
- 他機関連携: 児童相談所や医療機関、学校等と情報を共有し、支援体制を築く。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 報告書 別冊第3巻」P.134を参考に作成

職員自身が落ちつくためのスキルの獲得

38

- ・身体的虐待や心理的虐待の多くは、こどもの言動に対して支援者である自分が対処できず、行動的にも感情的にも破綻を来たしてしまうことから発生します。
- ・自身がどんな時に感情のコントロールが効かなくなるか、感情のコントロールが効かなくなったときに自身がどのような行動が出ているかを知ることが大切です。
- ・そして、そうなった時、どうするかを事前に決めておき、練習しておく習慣をつけておくことが大切です。

1. 他の職員に助けを求める

3. 10数える

2. その場を一時的に離れる

4. 深呼吸をする

練習していないことには、いざという時にできません

出典:「障害児虐待予防マニュアル」P.14を参考に作成

05

40

虐待を発見・通告する 義務と対応

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 報告書 別冊第3巻」P.134を参考に作成

早期発見と通告・通報の義務

41

児童虐待防止法第5条

学校、児童福祉施設、病院、(中略)その他児童の福祉に職務上関係のある者は、**児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

障害者虐待防止法第6条

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと**疑いを持った場合は、事実が確認できなくとも通告・通報する義務**(障害者虐待防止法では第16条)があります。(虐待の事実の有無は、行政が調査を行い、客観的に判断します)

通報は全ての人を救う

43

- ・虐待を通報せずに隠してしまうと、その後エスカレートして利用者に重傷を負わせるような取り返しがつかない損害を与えてしまうだけでなく、虐待を行った職員は刑事責任を問われ、施設や法人は道義的責任を追及され、行政処分を受け、損害賠償責任が生じ、設置者・管理者には、法人や施設の運営に関与しないようにする行政指導が行われ、交代することを迫られる事態となるかもしれない。
- ・最初に虐待の疑いを感じたとき、適切に通報義務を果たすことができるかどうか、その後の大きな分かれ道となってしまふといえる。

「通報することは、虐待した職員を罰し、法人や施設に損害を与えること」と感じ、通報することを避けようとする人は少なくないかもしれません。

しかし、**通報がもたらす本質的なことは、利用者、職員、施設、法人の全てを救う**ということです。

通告・通報者の保護

42

勇気を持って通告・通報した人が
不利益を被ることがないように、
法律で保護されています。

守秘義務の解除:通報は守秘義務違反にはなりません。

不利益取扱いの禁止:通報を理由とした解雇、降格、契約解除等は法律で禁じられています。

匿名性の確保:通報者が誰であるかという情報は厳重に管理されます。

施設・事業所における虐待防止への取り組み

44

令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じることが義務化されました。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
→**虐待防止委員会の運営**
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
→**虐待防止研修の開催**
- ③ ①と②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
→**虐待防止マネージャーの配置**

法人や事業所で「通報の手順」などを定めているところもあります。どのような取り組みがされているか、確認してみましょう。

まとめ

まとめ：科目のおさらい



虐待は、「してはならない」、「あってはならない」もの

- ✓ 障害の有無に関わらず、また子ども・大人に関わらず、何人も、虐待をしてはならない。
- ✓ 虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務がある。
- ✓ 通報は、利用者、職員、施設、法人の全てを救うことである。

・障害福祉サービス事業者としての使命(倫理・価値)

福祉事業所は、「利用者の権利を守る砦である」という自覚に基づき、虐待防止の取り組みを組織的計画的(PDCAを回し続ける)に進めることが障害福祉サービス提供事業者の責務である。

出典：「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.3

みなさんは「子どもの権利を守る砦」です

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ◎ 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 報告書
- ◎ 子ども虐待対応の手引き
- ◎ 被措置児童等虐待対応ガイドライン
- ◎ 障害児虐待予防マニュアル
- ◎ 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- ◎ 教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル、埼玉県・埼玉県教育委員会
- ◎ 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

障害のある子どもの権利擁護のため、虐待により子どもの人権を侵害することがないように、虐待防止に関する基本的な対応等について理解するとともに、自らの支援が、意図せず虐待等につながることを理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属：	氏名：
実施日： 年 月 日	参加者：○●△◇□
実施形式： □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他()	
受講者のコメント(受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう！ ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
全票：上司からの助言・機会(フィードバック者記入欄用)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事(最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと(小さな一歩)を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



支援提供の基本的理解

本科目のねらい

個別支援計画に基づく支援提供の重要性について学び、支援提供の基本的理解をするとともに、自事業所の取組状況を知る。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）		
(1) こども・障害のあるこどもへの支援提供に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている		
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 ※支援記録を書く際に気を付けている事、チームアプローチができていたと感じた場面等 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)		
(3) 支援者としての基本姿勢に関連して、自分が気になっている「モヤッ」とや疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。 ※職員連携で困ったな、記録の書き方でちょっと困ったな等		

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1) 個別支援計画の重要性（法令と理念）
(2) 個別支援計画に基づく支援提供のプロセス
(3) 支援記録の重要性
(4) チーム支援と情報共有
(5) 自事業所の取組組み込み状況の確認

学びのポイント

- 個別支援計画を作成する意義・目的、作成時の留意点
- 個別支援計画の作成→実施→評価→見直しのPDCAサイクル
- 支援記録作成の意義・目的
- こども・家族の包括的な支援に向けた多職種とのチームアプローチの重要性

目次

- 01 個別支援計画の重要性(法令と理念)
- 02 個別支援計画に基づく支援提供のプロセス
- 03 支援記録の重要性
- 04 チーム支援と情報共有
- 05 自事業所の取り組み状況の確認

01

個別支援計画の 重要性(法令と理念)

個別支援計画の作成にあたっての前提

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業や障害児入所施設の運営基準*のもと、以下の内容が求められている。

*運営基準(「指定基準」という地域もある)は、国の基準をもとに、指定権者が定める。

※出典:こども家庭庁「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日)」P.16

こどもの意思・意見の尊重、最善の利益の優先考慮

事業所・施設に対し、こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を求めている。

※出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2

1

こどもの意思・意見の尊重

こどもの年齢及び発達程度に応じて、こども本人がどうしたいか、どうありたいかという視点を欠かさない。

2

こどもの最善の利益の優先考慮

こどもにとって最も良い結果をもたらす選択は何かを、本人や家族とも一緒に常に検討し、計画に反映させながら支援を進めていくことが重要。

こどもが自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、適時に、日々の支援内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮を行う。

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2

子どもや保護者の意見を聴くための例

9

様々な形での意見聴取

個別支援会議への本人・保護者の参加

事前の取組

会議前の事前面談や聞き取り

本人に応じた手法

年齢や発達の程度に応じた柔軟な手法の選択



出典:「障害児支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.3を参考に作成

「言葉以外の声」を聴く

10

言葉によるコミュニケーションが難しい場合でも丁寧な観察により、意思を汲み取ることが重要

観察のポイント

- 身体の動き(のけぞる、手を伸ばす等)
- 表情(笑顔、こわばり、視線の動き)
- 発声(声のトーン、大きさ、リズム)

作成にあたっての留意点

11

- 子どもの思いや願いを大切にした支援の提供
- 作成した計画は、子どもと保護者への説明と同意が必要
- 支援計画は子どもと保護者とともに考える

出典:「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第27条6」を参考に作成

02

12

個別支援計画に基づく
支援提供のプロセス

個別支援計画作成にあたっての留意点

13

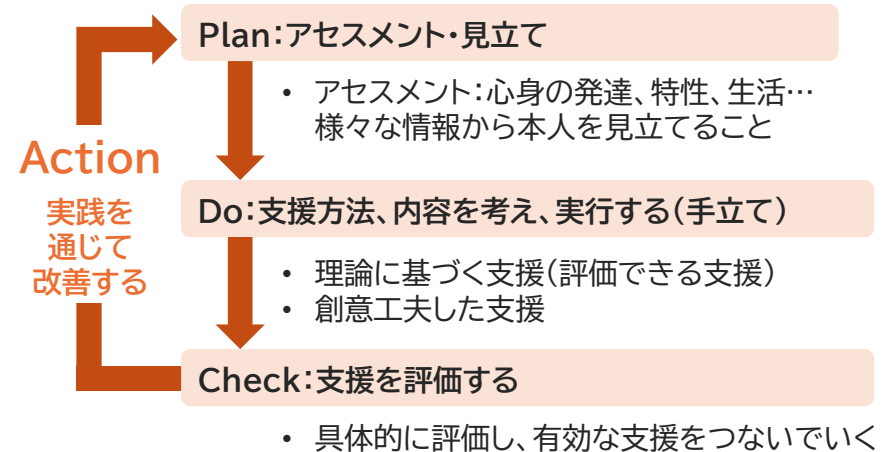
個別支援計画作成にあたっては、
**こどもの意思の尊重(年齢及び発達の数度に
応じた意見の尊重等)及び**
こどもの最善の利益の優先考慮の観点を
踏まえて作成することが必要である。



出典:「児童発達支援ガイドライン」別添1「個別支援計画の記載ポイント」を参考に作成

個別支援計画に基づく支援提供のプロセス

14



出典:令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 基礎研修コース「発達特性に応じた個別支援計画作成プロセス～児童の現場から考える～」P.29-30を参考に作成

アセスメントの重要性

15

- ✓ 計画を立てる際にもアセスメントは重要
発達の視点(心身の発達)、特性的視点、生活的視点etc
- ✓ アセスメントは、様々な情報から本人を理解することだけでなく、**見立てることが大切。**

こどもの状態は常に変化していく。
アセスメントも一度で終わることはなく、
常に状態を見立てていくことが大切。

出典:令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 基礎研修コース「発達特性に応じた個別支援計画作成プロセス～児童の現場から考える～」P.29-30を参考に作成

実行は手立て

支援方法、内容を考え、実行する=手立て
→理論に基づく支援(評価できる支援)
→創意工夫した支援

支援を評価する

有効な支援を繋いでいく

**本人の状態、本人を取り巻く環境を把握する
アセスメントが重要!**

出典:令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 基礎研修コース「発達特性に応じた個別支援計画作成プロセス～児童の現場から考える～」P.29-30を参考に作成

03

支援記録の重要性

17

なぜ記録が必要なのか

18

支援記録は、単なる事後の報告ではなく、こどもの成長・発達の過程を示す(残す)ものであり、支援の質を支える不可欠な要素

記録の主な役割

- ✓ スタッフ間や本人との共有による支援の継続性の担保
- ✓ 支援の意図・意義の明確化、振り返り、計画修正の根拠となる
- ✓ 事故・訴訟時の際の重要な根拠となる
- ✓ 支援の質の向上(支援員のレベルアップ)につながる

記録をよりよいものにするために

19

- ✓ **具体性と明確さ**
曖昧な表現を避け、具体的な行動や数値を明確に記載する。誰が読んでも同じように解釈できるように記載する。
- ✓ **事実と推察の分離**
「事実」と、支援者の「推察・考え」は明確に分けて記載する。
- ✓ **トピックごとの記載**
支援目標ごとに簡潔に記載する。

20



確認してみましょう！

- ① どのような場面・環境で、こどもがどう考え、行動したか
- ② その時支援者は、どのような声かけや働きかけをしたか
- ③ その後、こどもは怎么样了か
- ④ それを、支援者はどう感じ、考えたか

記録の記載例

21

日付:〇〇年〇月〇日 記入者:〇〇〇〇

室内での自由遊びの時間、A君は初めて見つけたおもちゃのブロックを手に取り、箱に描いてあった「作り方」のイラストを見て、「車」を作ろうと
していた。しばらく1人で遊んでいたが、うまくいかず、本職の手を引っ張り、
ブロックを握らせた。そこで、A君の隣に座り、一緒に車を作った。
「車」が完成した後、A君は手を叩いて喜んだ。
A君は、自分ひとりでできないことを、職員に「一緒にやろう」と助けを求め、
一緒に楽しむことができた。

記録の記載例

22

日付:〇〇年〇月〇日 記入者:〇〇〇〇

① 室内での自由遊びの時間、A君は初めて見つけたおもちゃのブロックを
手に取り、箱に描いてあった「作り方」のイラストを見て、「車」を作ろうと
していた。しばらく1人で遊んでいたが、うまくいかず、本職の手を引っ張り、
ブロックを握らせた。そこで、A君の隣に座り、一緒に車を作った。②
「車」が完成した後、A君は手を叩いて喜んだ。③
A君は、自分ひとりでできないことを、職員に「一緒にやろう」と助けを求め、
一緒に楽しむことができた。④

日々の記録と個別支援計画とのつながり

23

日々の記録※抜粋

〇〇年〇月〇日 記入者: 〇〇 〇〇

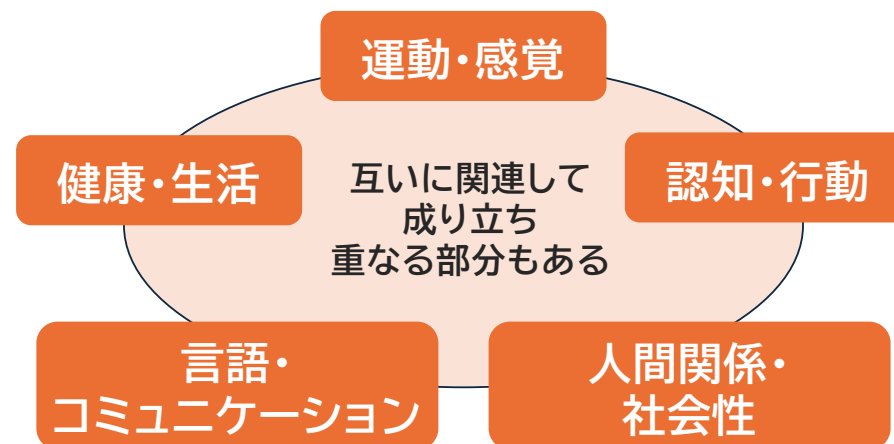
A君はブロック遊びの時に「作り方」のイラストを見ており、「車」を作ろうと
していた。うまくいかず、先生の手を引っ張り、ブロックを握らせた。
隣に座って一緒に車を作った。完成後、本児は手を叩いて喜んだ。
自分ができることを職員に「一緒にやろう」と助けを求め、一緒に楽しむ
ことができた。

個別支援計画

項目	支援目標	支援内容	5領域
本人支援	コミュニケーションのレパートリーが拡がり、自らやり取りすることが増える。	・その日の活動の見通しを持てるよう、最初に活動内容を紹介し、子どもとのやり取りを通じて意欲を大切にしながら活動を行う。	言語・コミュニケーション

本人支援の5領域

24



出典:「児童発達支援ガイドライン」P.17-20

「5領域」の視点を活用する際の留意点

- 5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から、**総合的・包括的に確認・分析**する
- ニーズ等を捉え、必要な支援を組み立てていく



最初から単に5領域に対応する支援等への当てはめを行うだけのアセスメントや計画作成にならないように留意

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.34-35を参考に作成

支援記録と個別支援計画の関係性

小さなサインの記録

日常のふとした場面で表出されるこどもの思いや願い、こどもや家族の言葉なども、今後の支援を検討する上で重要な情報となる。

組織内での共有

一見すると「些細なこと」と思える情報も記録に残し、組織内で共有することが、支援の質を左右する。



支援の初期段階では見えていなかった本人のストレングスや隠れたニーズを日々記録し、支援に活かす。これがモニタリングの際の計画評価や修正・見直しに繋がる。

出典:平成28年度厚生労働科学研究「障害福祉サービスにおける質の確保とキャリア形成に関する研究」サービス管理責任者等研修(基礎研修)モデル研修基礎研修テキストP.70-73を参考に作成

04

チーム支援と情報共有

チーム支援の意義

29

事業所内の連携

多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉える。互いに協力しあいながら「チームアプローチ」による支援を行う。

事業所外の関係機関や他事業所との連携

こどもが利用している関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築する。こどもが地域の一員として、安心して生活できるよう、関係者間の日々のコミュニケーションが重要。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.15、「放課後等デイサービスガイドライン」P.14
令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修障害児支援
「児童期における支援提供のポイント」P.32 を参考に作成

地域の関係機関・者との連携の例

30



- ✓ 所属機関(園・学校・他事業所等)との連携
- ✓ 関係機関(病院・行政等)との連携
- ✓ 生活上関わりのある機関・者(商店や友人等)

出典:令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修障害児支援
「児童期における支援提供のポイント」P.32を参考に作成

関係機関・者との情報共有のポイント

31

関係機関・者と共有する内容

本人の特性(運動・感覚・行動・情動・認知)に関する情報、個別支援計画、支援の方法及び内容、保護者と話し合ってきたこと、地域の関係機関の情報 等

情報共有時の留意点

- ✓ 本人もしくは保護者の確認のもと行う必要がある。
- ✓ 本人ならびに保護者が同席する会議の場で協議することが望ましい。

出典:令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修障害児支援
「児童期における支援提供のポイント」P.34を参考に作成

05

自事業所の
取り組み状況の確認

32

自事業所の取り組み状況の確認

33



自事業所の個別支援計画の確認

研修受講後、自分の事業所で作成されている個別支援計画を実際に読み込み、理解を深める。



先輩・上司への質問

上長や先輩職員に、個別支援計画作成時に意識していることや、どのようなかたちで子どもや保護者の意見を取り入れているか等、具体的な工夫をヒアリングする。

まとめ：科目のおさらい

35



こどもの発達や障害に応じた個別支援計画の作成

こどもの発達の過程に関わる使命と責任のもと、こどもや保護者の参加を得て、個別支援計画を作成する。



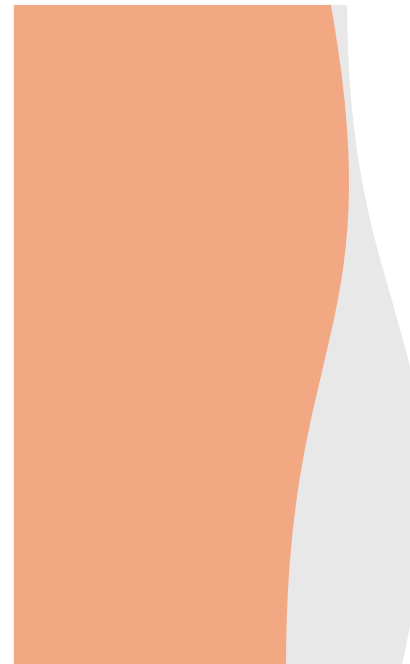
PDCAサイクルに基づく支援と記録

個別支援計画の「作成→実施→評価→見直し」のPDCAサイクルを意識しながら、日々の支援に臨むことが重要となる。支援記録は、支援の継続性担保、支援のブラッシュアップ、関係者への共有、そして万一のトラブル時の法的根拠となる、利用者・支援機関・関係機関にとって極めて重要な資料である。



関係機関・者との適切な情報共有

こどもが地域の一員として生活できるよう、関係機関・者との情報共有を含む日々のコミュニケーションが重要である。



34

まとめ

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

36

- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 保育所等訪問支援ガイドライン
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

ねらいの確認と振り返りの進め方

37

本科目のねらい

個別支援計画に基づく支援提供の重要性について学び、支援提供の基本的理解をするとともに、自事業所の取組状況を知る。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形態: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを軸に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等と相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



オリエンテーション

本科目のねらい

障害児支援における研修の目的や意義を再確認する。

また、障害児支援基礎・実践研修Ⅱ（仮称）の目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、研修で学んだことを実践につなげるための効果的活用について知る。

■ 学びのポイント

- 障害児支援における研修体系創設の意義
- 障害児支援基礎・実践研修Ⅱの目的と狙い（目指す人物像）の理解
- 自己研鑽の積み重ねの重要性

目次

- 01 障害児支援における研修体系創設の意義
- 02 本研修で目指す人材像
- 03 研修内容の概要（全科目名とねらい）
- 04 研修での学びを実践につなげるために

01

障害児支援における研修体系創設の意義

全国共通の枠組みによる土台作り

障害児支援における研修体系創設の意義

- ✓ 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、**質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台**を築く。
- ✓ 支援者自身の**成長やキャリア形成**。
- ✓ 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、**協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実**を図っていく。
- ✓ 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、**子どもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくり**。
- ✓ 本研修を他の子ども施策でも活用すること等により、**インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台**となる。

質の高い支援を
全国どの地域でも提供

支援者自身の成長や
キャリア形成の促進

土台：全国共通の枠組みによる研修体系

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書概要版」を参考に作成

5

研修体系創設の経緯

平成24年「児童福祉法改正」

→ “障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、主に障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善”

令和5年12月22日閣議決定「こども未来戦略」

→ “全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める”

障害児支援における研修体系の構築に向けた具体的な検討を行うため、有識者、障害児支援事業者団体、子ども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する「障害児支援における人材育成に関する検討会」及び「研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム」を設置し議論を重ねる。

”障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書” 令和7年8月29日

7

質の高い支援の提供に向けた視点

こどもまんなか

全ての子どもが、存在そのものに尊厳と固有の価値をもつ、かけがえのない存在として尊重され、その権利が守られる「こどもまんなか」の支援を提供していくことが必要です。

まず「一人のこども」であること

特別なニーズがあるから支援するのではなく、人として当たり前に必要な基本的なニーズとして支援をするという視点が重要です。

特性の理解と権利

こどもの特性等を理解せず支援を行うことは、こどもの権利が十分に守られていない状況につながるものであり、個々のこどもの特性等に応じた権利を考えていくことも重要です。

**障害あるなしにかかわらずこどものニーズは同じ。
それを満たすことは大人・社会の役割です。**

6

8

障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢

9

全国共通の枠組みとして研修を進めていくに当たり、事業所や地域を問わず、障害のある子どもとその家族に関わる支援者の共通の考え方となる支援者として大切にすべき5つの基本姿勢



出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3-4を参考に作成

想いに寄り添い、ともに支え合う

11

- ✓ 子どもや家族の行動や言葉の奥にある想いや状況に丁寧に寄り添い、理解を深め合う。
- ✓ 子どもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。
- ✓ ひとりの子どもとして尊重し、その子どもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。
- ✓ 子どもや家族が内在的に持つ力を発揮できるような関わりを大切にしながら、ともに歩んでいく。

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

尊重し合いながら、ともに生きる

10

- ✓ 障害の有無に関わらず、子どもを大切な存在として尊重し、一人ひとりの尊厳を大切にする。
- ✓ 障害を社会がつくる障壁と捉えるとともに、ともに生きる関係を築いていく。
- ✓ 支援者自身もともに生きる一人として自分を大切にしながら、子どもや家族が肯定的に受け止められていると感じるように関わっていく。



出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

支援をともにつくる

12

- ✓ みんなに同じ支援ではなく、その子どもに合った支援を、子どもや家族と一緒ににつくっていく。
- ✓ 子どもが自ら選ぶことを大切に、気持ちや意思を丁寧に汲み取る工夫や配慮を重ねながら、そのこどもらしく育っていきけるよう、肯定的なまなざしで関わっていく。
- ✓ 家族の思いや不安にも寄り添い、安心して子育てができるよう、関係者や関係機関がともに手をつなぎ信頼関係を育んでいく。

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

🏠 安心できる場をともに育てる

- ✓ こどもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育んでいく。
- ✓ 家族と地域、支援者、多職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育んでいく。
- ✓ チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、こどもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

👤 ともに学び合い、ともに育ち合う

- ✓ 支援者自身の関わり方や考え方を振り返りながら、こどもや家族とともにより良い形を模索する。
- ✓ こどもの命と安全を守る責任を自覚し、ともに日々の実践を見つめ続ける。
- ✓ こどもの権利と最善の利益を中心に置き、支援力を高めながら学び続ける。
- ✓ 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じて必要な支援を継続的につなげていくことを見据え、ともに歩む。
- ✓ 福祉制度への理解と法令の遵守を土台としながら、支援の中で知り得た情報を守り、信頼のもとに支援を進めていく。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.3

📌 こども施策及び障害児支援の基本理念

こども施策の6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の数度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。

引用：「こども基本法パンフレット」 P.7-8をもとに作成

こども施策の6つの基本理念(続き)

4. 全てのこどもは年齢や発達の数度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

引用：「こども基本法パンフレット」 P.7-8をもとに作成

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
2. 合理的配慮の提供

【ウェルビーイング】

権利行使の主体であることも自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること

引用:「児童発達支援ガイドライン」 P.9-10をもとに作成

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
2. 合理的配慮の提供
3. 家族支援の提供
4. 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
5. 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

引用:「児童発達支援ガイドライン」 P.9-10をもとに作成

02

本研修で目指す 人材像

基礎・実践研修Ⅱ 研修受講者の対象者像

主な対象者
1～3年目程度
本人支援を中心とした役割を担う者

受講することにより 期待される人材像

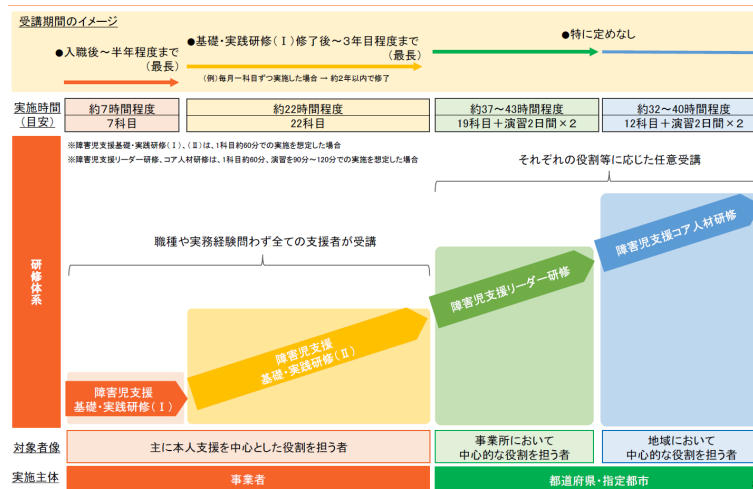
- ✓ 対人支援における倫理的姿勢をもって、こどもを主体とした支援を行うことができる。
- ✓ こどものライフステージを通じた発達と障害特性、発達の多様性を踏まえたアセスメントの基本を理解し、「ひとりのこども」として、個々のニーズに応じた支援を行うことができる。
- ✓ こどもを中心に支援を進めるうえで、家族支援、地域連携の重要性を理解する。

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P12

03

研修内容の概要 (全科目名とねらい)

研修体系の全体像 (全階層)



出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書概要版」

研修体系の全体像 (基礎実践Ⅱ)

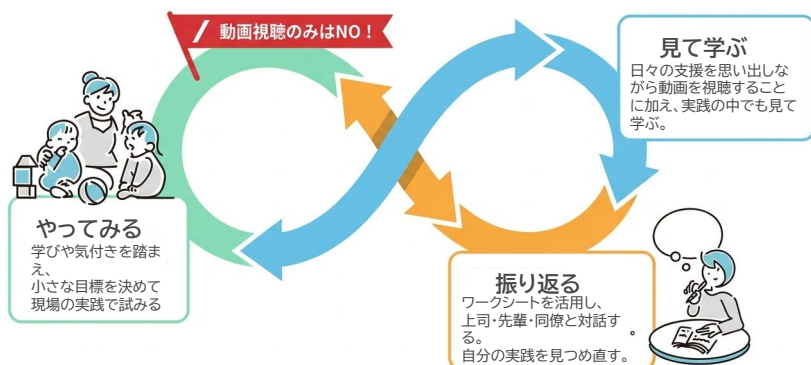
04

研修での学びを 実践につなげるために

	1.障害児支援に従事する支援者として	2.本人支援	3.家族支援	4.地域支援・地域連携	(日々の支援や業務の根拠となる) 5.制度理解	6.組織マネジメント
Ⅱ	オリエンテーション	ライフステージを通じたこどもの発達理解	家族支援の理念・意義	地域支援・地域連携の理念・意義	こども施策及び障害児支援の基本理念	障害児支援における安全管理
	権利擁護に基づく支援の実践	障害理解に基づく支援の基礎	家族の在り方の多様性の理解	ソーシャルワークの視点をもった地域支援・地域連携	障害のあるこどもにかかわる福祉・教育制度	虐待防止の実践
	チームアプローチ	こどもの育ちを支える遊びの理解	家族の基本的理解	地域交流	障害児支援施策	支援者自身の困りごとやストレスへの対処方法
	自己の省察に基づく実践	計画と評価に基づく支援の実践				
		アタッチメント・バーナムンシー				
		医療的ケアの基礎理解				

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書概要版」

実践と学習のサイクル

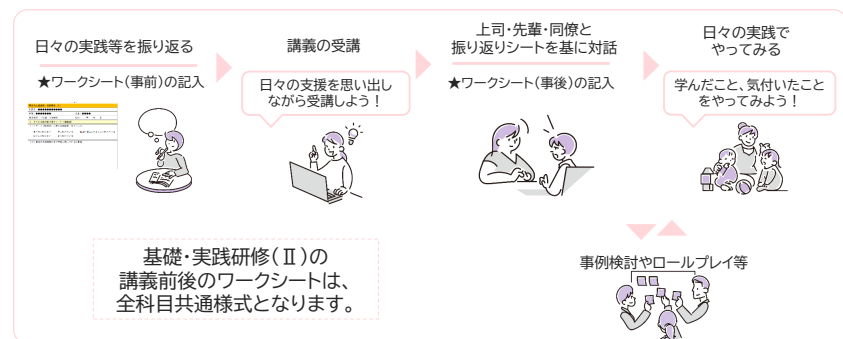


日頃、実践現場で経験していることを、改めて研修で考え、積極的に言葉(言語化)にし、研修後の振り返りで先輩や上司と共有していきましょう。それらを今後の実践に活かしていきましょう！

出典:「障害児支援基礎・実践研修 研修ガイドブック」P.13

25

研修効果を実践につなげるために



基礎・実践研修(Ⅱ)は、どの科目から取り組んでもOKです。
また、振り返りも、多様な取り組み方が想定されます。
上司・先輩と相談し、気になる科目から取り組みましょう。



出典:「障害児支援基礎・実践研修 研修ガイドブック」P.41

26

まとめ



- ✓日々の関わりから学ぶ
- ✓常に問い続ける姿勢

本研修をきっかけに、
事業所内、さらには地域全体での学び合いが、
障害児支援の質の向上につながっていきます。

27

28

おつかれさまでした



権利擁護に基づく 支援の実践

本科目のねらい

権利擁護に基づく支援の実践を行う重要性を理解するとともに、支援場面における権利擁護の実践につなげるため、具体的事例等を踏まえて検討し、実践に活かす。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

研修生氏名簿 受講記録 (2)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	日付: 年 月 日
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が失になっている“セッ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 権利擁護に基づく支援の重要性の再確認
- こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けて
- 支援の場面における権利擁護の実践

目次

- 01 権利擁護に基づく支援の重要性
- 02 こどもの意思・意見の尊重
- 03 こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組
- 04 支援場面における権利擁護の実践

こどもの権利の基本的な概要

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めている。

4つの原則

- 01 生命、生存及び発達に対する権利
- 02 子どもの最善の利益
- 03 子どもの意見の尊重
- 04 差別の禁止

01

権利擁護に基づく支援の重要性

- 01 **生命、生存及び発達に対する権利**
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること
- 02 **子どもの最善の利益**
こどもに直接・間接に関わる事が決められ、行われるときは「こどもが一番大切にしていること・最もよいこと」を第一に、こどもと一緒に考える
- 03 **子どもの意見の尊重**
こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて真剣に受け止め、一緒に考え行動する
- 04 **差別の禁止**
すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、すべての権利が保障されること

その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する

障害者の権利の基本的な概要

9

「障害者の権利に関する条約」第一条には、以下のことが規定されている。

- すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害のある子どもの権利を尊重するために求められる姿勢

11

障害の有無に関わらず、権利行使の主体として子どもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、子ども一人ひとりの人格や意見を尊重して支援を行なわなければならない。

※出典:「児童発達支援ガイドライン」P.16

- 子どもが独立した一人の人間として尊重
- 保護者・職員等ではなく子ども自身の最善の利益が優先されること
→ **支援の基本**と位置付けられる。
- 子どもの権利の侵害や不必要な身体拘束等不当な扱いを受けない
- 生命・生活が守られ、良い環境の中で育てられることなど
→ **受動的権利**
- 知る権利の確保、自己実現・自己決定の実現を目指すことなど
→ **能動的権利**

※出典:「障害児入所施設運営指針」P.3を参考に作成

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）一般原則

10

- 1 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること。
- 2 差別されないこと。
- 3 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
- 4 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
- 5 機会の均等
- 6 施設及びサービスの利用を可能にすること。
- 7 男女の平等
- 8 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

【第七条】
障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

出典:文部科学省WEBサイト「障害者の権利に関する条約(抄)」<https://www.mext.go.jp/b.menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1299369.htm>

家族との関わり

12

- 子どもの意向を受け止めた支援
- 事業所が行う支援の内容について適切に説明
- 相談や申入れ等に対し適切に対応

→保護者の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいが主体はあくまでも子ども

地域との関わり

- 地域社会との交流や連携
- 地域に向けて事業所が行う支援の内容等の情報を適切に発信

安心できる環境づくり

- 支援の内容や役割分担について定期的に点検
- 質の向上を図り、安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等をおこなう

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.15を参考に作成

個人情報保護

- ・適切な情報管理

意思・意見の尊重

- ・子ども自身が選択し、決定する力を育む支援。

エンパワメント

- ・本来持っている力を発揮できるようにサポートすること。

虐待防止

- ・権利擁護を念頭に置き、子どもに不利益のないようにする
→詳細は、(6)障害児支援における虐待防止と基本的理解にて

表現の受け取り

障害のある子どもの中には表現することが難しい子どももいる。また、表現をしていても本人の意図とは違う言葉遣いになってしまう子どももいる。そのため、その都度子どもに意思を確認することが必要である。

意思を確認する際の留意点

意思を確認する際は、大人主導の誘導的な関わりになりやすいことを職員が意識した上で、子どもに確認を行っていくことが重要である。

出典：「障害児支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.3を参考に作成

02

子どもの意思の尊重

認識しておきたいこと

障害のある子どもも含め
全ての子どもが○○○○○であることを
認識する



認識しておきたいこと

17

障害のある子どもも含め
全ての子どもが**権利の主体**であることを
認識する



子どもを権利の主体として捉える観点

18

子どもを「管理される存在」や「指示に従うべき存在」として捉えてはいませんか？

障害があるから、自分で判断するのは無理。周りの大人が決めてあげた方が失敗もないし、本人のためになるよね。

すべての子どもが、自分の人生を自分で決めることができる。支援者としては、「この子が決めること」を支援しよう。



03

**子どもの意思の尊重・
最善の利益の優先考慮の
実現に向けた取組**

19

法的根拠の再確認

20

子ども基本法

(第三条 四)全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

子ども施策の基本理念

4. 全ての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どものいまとこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

こどもの権利条約の再確認

21

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めている。

4つの原則

- 01 生命、生存及び発達に対する権利
- 02 こどもの〇〇の利益
- 03 こどもの〇〇の尊重
- 04 差別の禁止

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2

こどもの権利条約の再確認

22

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めている。

4つの原則

- 01 生命、生存及び発達に対する権利
- 02 こどもの**最善**の利益
- 03 こどもの**意見**の尊重
- 04 差別の禁止

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2

支援場面における「こどもの最善の利益の優先考慮」

23

令和4年に改正・令和6年4月に施行された改正児童福祉法にて、障害児通所支援事業や障害児入所施設の運営基準*において、以下の内容が求められている。

*運営基準(「指定基準」という地域もある)は、国の基準をもとに、指定権者が定める。

こどもの意思・意見の尊重、最善の利益の優先考慮

事業所・施設に対し、こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を求めている。



出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2

具体的には？

- ① こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をする
- ② 個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴く

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.3を参考に作成

こんなことが考えられます

- こどもが活動内容や遊び方を「自分で選べる」機会を意図的に設ける
- 苦手な刺激(音・光・におい 等)を避けられる選択肢を示し、安心して意思表示できるようにする
- 「嫌だ」「休みたい」といったサインを受け止め、その理由を一緒に考えながら、無理を強いない支援に切り替える
- 個別支援会議等の場で、こども自身の気持ちや意向を確認、こどもの権利の視点から意見を述べる



これらの実践の蓄積により、「こどもの意思の尊重と最善の利益の優先考慮」が日々の支援の中に具体的な形で根付いていく



大切なのは、
こどものいないところで
こどものことを決めない
という姿勢



コラム：「自立」ってなんだろう？

障害のあるこどもへの支援の目的としてたびたび目にするこの言葉…

こどもが**自立**した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、～

こどもの「自立」ってなんだろう？



- 障害の程度やニーズは、こどもによって異なる
- 権利の主体として「**主体的に生活を営んでいくこと**」
- 「人の力に頼らず、自分でできるようになること」ではない
＝「周囲を頼れること」も大切



04

支援場面における
権利擁護の実践

支援に携わるうえで留意したい観点

29

「言葉」だけが意見ではない

- 障害のある子どもは、必ずしも言語的なコミュニケーションが可能ではないことがある。
- また、様々な事情で余暇や文化的活動の経験が限られてきたことにより、子どもによっては、これまでの育ちの中で主体性が育っておらず、意思の表出に関わる意欲が委縮している場合もある。

まずは子どもの育ちについて理解したうえで、
子どもとの信頼関係を構築し、アタッチメント*を土台として、
安全・安心な環境の中で子どもの自己肯定感を
育んでいくことが重要

*アタッチメントについては「2. 本人支援に関する講義」の(5)で解説

支援に携わるうえで留意したい観点

31

子ども必死の「表現」

- 子どもの必死の表現である暴力や暴言を「課題」として、また子ども自身を「困った子ども」と捉えてしまいたくることがあれば、自分で対応しようとするのではなく、周囲の職員に相談する
- 経験を重ねる中で、徐々に行動や言葉の背景に目を向けることを少しずつ意識しながら、子どもとの信頼関係を構築していく



なぜそのような行動を
してしまうのだろう？

行動や言葉の奥にある、
この子の気持ちは？

「言葉」以外の声を聴く

30

言葉によるコミュニケーションが難しい場合でも
丁寧な観察により、意思を汲み取ることが重要

観察のポイント

- 1 身体の動き(のけぞる、手を伸ばす等)
- 2 表情(笑顔、こわばり、視線の動き)
- 3 発声(声のトーン、大きさ、リズム)

こんな時、どうしますか？

32



Aくんは、口数も少なく、感情表現もあまりみられない。
支援員と話したくないのかな？
コミュニケーションもとりにづらいな…

- 無理に話をさせようとするのではなく、
安心感を伝える
- Aくんの好きなもの、興味のある活動は何だろう？

こんな時、どうしますか？

33



(入所施設にて)Bちゃんが家から持ってきたTシャツに、名前が書かれていなかったので、他の子のもものと混ざらないように名前を書いておきました。分かりやすい方がいいかなと思って、背中側の首元に太い黒のマジックで書いたのですが、それを見たBちゃんが大泣きしてしまっ...

- 管理のしやすさではなく、こども自身が感じている持ち物の価値(お気に入り、ファッション性)を尊重する

こんな時、どうしますか？

34



Cちゃんはいつも、お気に入りの大きな毛糸玉を家から持ってくる。事業所に来てから帰るまで片時も手放さないけど、他のみんなはそんなことしていないし、やめさせた方がいいかな？

- 「不自然」「他のみんなと違う」と感じているのは誰？
- 「Cちゃんにとって」毛糸玉は、どんな存在だろう？

まとめ

35

まとめ：科目のおさらい

36



こどもと「ともに歩む」支援の実践

障害のあるこどもの権利擁護のために求められる姿勢、障害児支援に従事する支援者としての基本姿勢・倫理を踏まえ、こどもを権利の主体として捉える観点のもと、こどもの意思の尊重と最善の利益の優先考慮を意識しながら支援していくことが重要。



こどもの「こうしたい」を支える

こどもの意思の尊重と最善の利益の優先考慮については、概念の理解に加え、それを支援現場で実践できることが大切。研修の場で学んだ留意点や取組例等を念頭に置きながら、日々の支援においても意識し続けることが、こどもの権利擁護の実現にもつながっていく。

- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン

本科目のねらい

権利擁護に基づく支援の実践を行う重要性を理解するとともに、支援場面における権利擁護の実践につなげるため、具体的事例等を踏まえて検討し、実践に活かす。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> □
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容も OK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやりたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



チームアプローチ

本科目のねらい

障害児支援において、チームによる支援を基本として捉えることができるよう、協働によるチームアプローチの重要性、職種や立場ごとに多様な専門性や役割があることを理解するとともに、自事業所の取組状況を知る。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援研修 実践研修 (Ⅱ)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	日付: 年 月 日
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「セッセ」や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- チームアプローチの重要性
- 職種や立場ごとの多様な専門性と役割の理解
- チームとして協働するための情報共有と連携

目次

- 01 チームアプローチの重要性
- 02 チームとして協働するための
情報共有と連携
- 03 自事業所のチームアプローチの取組状況

01

チームアプローチの重要性

「チームアプローチ」とは何か？

2つの「チーム」

- 自事業所内で、チームとして
(複数の職員で一丸となって)
支援すること
- 自事業所外の、他機関と
連携して支援すること



なぜ「チームアプローチ」が重要か？

障害のある子どもとその家族とともに歩むための 支援者の基本姿勢

- ① 尊重し合いながら、ともに生きる
- ② 想いに寄り添い、ともに支え合う
- ③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

- 子どもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育んでいく。
- 家族と地域、支援者、他職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育んでいく。
- チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、子どもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

- ⑤ ともに学び合い、ともに育ち合う

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していく観点

- 基本理念に基づく支援を、現場の実践の中で進めていく上では、**チームアプローチの視点**や地域において行政・関係機関等との連携等、地域という視点が重要である。
- また、地域において、こどもや家族を中心において包括的な支援を提供していく上では、障害児支援施策のみならず、障害者総合支援法や、他のこども施策に関する複数の法令等を理解し、支援を進めていくという観点も重要である。

※出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.6

こどもと家族をまんなかにおいて、
チームによる包括的な支援を行うことは、
こどものいまの日常生活、社会生活が充実するとともに、
結果として将来の日常生活・社会生活の充実にもつながる

対人援助職の特性とチーム対応の重要性

- 支援者自身が抱えているものがこどもに向かってしまうことがある。
→自分自身の育ちを通じて培われた価値観が、こどもや家族との関わりに影響することも。ただし、それ自体が悪いことではない！
…「こんな状況で、こう感じる自分があるんだ」
- イライラしたり、困ったことがあれば、まずは周囲の職員に相談！
→「**チーム**」として対応する。

▶ 虐待の防止、支援者自身の傷つきを防ぐことにもつながる

障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素

- ①対人支援における倫理的姿勢
- ②自己理解と省察
- ③こどもの理解に基づく支援
- ④計画と評価に基づく支援の実践
- ⑤家族支援
- ⑥地域支援・地域連携
- ⑦ **チームアプローチ**
- ⑧虐待予防・対応
- ⑨相互理解・相互支援

「姿勢・態度」
「知識・技術」
「実践」

上記観点で、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性*を整理

*本記事の「行動特性」とは、質の高い発達支援を提供するために必要であると考えられる支援者の行動の特徴や傾向を指す。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.6-9を参考に作成

「チームアプローチ」に重要な共通要素

姿勢・態度

- 他職種との対等性を尊重する姿勢

知識・技術

- 自身の専門性や役割を伝える力
- 他職種の専門性や役割を理解する力
- 他職種から学び自身の専門性や役割に活かす力
- チームの強みを分析し伝える力

実践

- 事業所内のチームアプローチのシステムづくり

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.8-9を参考に作成

「チームアプローチ」を意識した支援の進め方

- まずは「チームによる支援が基本」であることを心得る
- 自身の専門性や役割を理解し、言語化する
- 他職種との対等性を尊重し、その専門性や役割を理解するとともに、そこから得た学びを自らの実践にも生かす
- チームアプローチの仕組みづくりを行う上では、組織的対応のもと、各自の責任を明確にさせておく



02

チームとして協働するための 情報共有と連携

それぞれの「チーム」において求められる情報共有と連携

自事業所内のチームとして

- 自事業所内の様々な職種が、それぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的にとらえる
- 互いに協力しあい支援を行う

自事業所外の他機関との連携によるチームとして

- 地域の関係機関(学校、医療機関、他の事業所等)と連携
- 地域全体でこどもと家族を支える体制を構築

何を共有すべきか？

- 1 本人の特性**
運動、感覚、行動、情動、認知の状態に関する情報
- 2 個別支援計画**
目指すべきゴールと、具体的な支援の方法・内容
- 3 家族や保護者の意向**
家族や保護者と話し合ってきた内容や、家庭での様子
- 4 事業所外の状況**
学校での様子、医療機関との協議状況、他の事業所の状況

情報共有時の留意点

特に他機関との情報共有は、本人もしくは保護者の同意を得ながら行う必要がある。

個人情報保護の観点からは、本人ならびに保護者が同席する会議の場で協議することが望ましい。

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修 障害児支援「児童期における支援提供のポイント」P.34を参考に作成

日常のコミュニケーションの重要性

ささいなことが、重要な「サイン」とあるという視点

- こどもの好みや苦手なもの
- 日々の関わりの中での小さな表情の変化
- 何気ない一言に含まれる思いや願い 等



チームにおける気づき・問いの共有

「この子には今、何が見えているのだろうか？」

「この子には今、何が聞こえているのだろうか？」

「この子は今、どうしたいと思っているのだろうか？」

「この子は何に困っているのだろうか？」 等



03

自事業所の チームアプローチの取組状況

自事業所内の取組を確認してみましょう

21

自事業所内の「チーム」

- 自事業所内のチームアプローチのシステムはどうなっているのでしょうか？
→ 自事業所内に勤める職種とその専門性・役割
→ 定例的な情報共有のタイミング 等
- 自事業所内のチームの一員として、あなたが求められている具体的な専門性・役割は何でしょうか？

自事業所外の「チーム」

- 日々の支援において、自事業所の先輩や上司はどのような専門職や機関と連携しているのでしょうか？
- 自事業所外の専門職や機関と接する際に、先輩や上司が特に意識していることや配慮していることは何でしょうか？

22

まとめ

23

まとめ：科目のおさらい

24



「チームアプローチ」の意義

こどもと家族をまんなかにおいて、チームによる包括的な支援を行うことは、こどものいまの日常生活、社会生活が充実するとともに、結果として将来の日常生活・社会生活の充実にもつながるものであり、支援は事業所内外で構築されるチームにより、協力し合いながら進めていくことが重要となる。



他職種の専門性や役割からの学び

チームの構築にあたっては、自らの専門性や役割を説明できるようにしておくとともに、他職種の専門性を理解し、そこから学び、自らの支援に活かしていく。



情報共有時の留意点

個人情報保護の観点からは、本人の特性や個別支援計画、支援の方法及び内容等の情報について、本人ならびに保護者が同席する会議の場で共有することが望ましい。

- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン

本科目のねらい

障害児支援において、チームによる支援を基本として捉えることができるよう、協働によるチームアプローチの重要性、職種や立場ごとに多様な専門性や役割があることを理解するとともに、自事業所の取組状況を知る。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> □
実施形態: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容も OK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



自己の省察に 基づく実践

本科目のねらい

自身の支援の実践についての振り返りと自己評価や他者との共有による気づきの促進を通して、支援の質の向上を図ることを学ぶ。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

研修生支援研修 実践記録 (日)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●	日付: 年 月 日
観覧状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再視聴	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている“モヤモヤ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 省察(リフレクション)とは何か？
- なぜ省察(リフレクション)が必要なのか
- 省察(リフレクション)を支援の質向上につなげるための手法

目次

- 01 「省察(リフレクション)」とは何か？
- 02 なぜ自己の省察が必要なのか？
- 03 省察を支援の質向上につなげるために

01

「省察 (リフレクション)」 とは何か？

「省察 (リフレクション)」の意味

- ✓ 省察(せいさつ)
英語: reflection(リフレクション)

自己の成長、支援の質の向上、
こどもや家族のwell-beingの向上の
基盤となるもの



「省察」の特徴

これまでの自らの経験等を振り返ったうえで、
こどもや家族とともにより良い支援の形を模索することをいう。



▼ある支援員のモヤモヤ

今日の夕方、Aちゃんに声をかけられたとき、あんまり忙しかったものだから、目も合わせずに「あとでね」と言ってしまった…。

反省 「次は忙しくてもAちゃんの話聴くようにしよう」
「次は『ちょっと待ってね』と優しく言うようにしよう」

省察 「Aちゃんは、私に『拒絶された』と感じたのではないかな？」
「私はあの時、数秒手を止めることができなかったのかな？」
「支援者としての基本姿勢に基づくと、どうすればよかったかな？」

省察の観点

- ①「Aちゃんは、私に『拒絶された』と感じていないか？」
→その時の**こどもの視点**で振り返る
- ②「あの時、数秒手を止めることができなかつたのか？」
→その時の**自分の状態**を振り返る
- ③「支援者としての基本姿勢に基づくと、どうすればよかったか？」
→**基本理念や基本姿勢**に立ち返る

ある支援員の「省察」(例)

①Aちゃんの視点

- ・Aちゃんは、何かあったから、見てほしいものがあつたから声をかけてきてくれた。
- ・Aちゃんはどんな顔をして去っていったんだろう…

②自分の状態

- ・あの時は急いでメールを送ろうとしていた。
- ・「遅くなってしまうので、早く送らなきゃ」と焦っていた。

③基本理念や基本姿勢

- ・一人ひとりの尊厳を大切にするという基本姿勢に立ち返ると、もしその時に応じられなくても、「何かあつたんだね。これが終わるまで、あと5分待てるかな？」と、Aちゃん存在を認める一言があれば、変わったかもしれない。
- ・バタバタしている時こそ、一呼吸おくことを意識してみよう。



支援者として求められる姿勢から振り返る

1. 尊重し合いながら、ともに生きる
2. 想いに寄り添い、ともに支え合う
3. 支援をともにつくる
4. 安心できる場をともに育てる
5. **ともに学び合い、ともに育ち合う**



なぜ自己の省察が
必要なのか？

①対人支援における倫理的姿勢

②自己理解と省察



- ③こどもの理解に基づく支援
- ④計画と評価に基づく支援の実践
- ⑤家族支援
- ⑥地域支援・地域連携
- ⑦ チームアプローチ
- ⑧虐待予防・対応
- ⑨相互理解・相互支援

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.6-9「障害者支援に従事する支援者における重要な共通要素」

「自己理解と省察」に重要な共通要素

姿勢・態度

- 自身の経験や実践の結果を振り返る(分析する)姿勢
- チームの状況や実践の結果を客観的に振り返る(分析する)姿勢
- こどもや家族の視点から振り返る(分析する)姿勢
- 柔軟性のある考え方と自己研鑽を重ねる姿勢
- 視野を広げて学びを深める姿勢
- 支援者自らが自分を大切にす姿勢

知識・技術

- 省察に基づき自分を変化させる力
- 自己理解と省察を踏まえ他者に相談する力
- 他者の実践や交流を通じて省察を深める力
- 自己の心身(疲労・ストレス等)の状況に気づく力

実践

- 省察を実践に活かす力
- 自身の心身の健康を保つためにセルフケアできる力

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.8-9を参考に作成

支援者自身の価値観が支援に影響を及ぼす

- これまでの経験や環境によって無意識に形成された価値観や信念、思い込みが支援に影響を及ぼし得ることをあらかじめ認識しておく必要がある。
- これらの価値観や思い込み等により、意図せずに不適切な支援につながっていくことも考えられることから、常に支援者自身が自分の支援等を振り返りながら実践をしていくことが重要。



自分自身の価値観を振り返ってみよう

これまでの研修で学んだことも振り返りながら…

こども観

大人から見たときに、こどもはどのような存在？

障害観

「障害」というものをどのように捉える？

支援観

こどもや家族にどのように関わっていく？



振り返りのヒント

こども観

基礎・実践 I
「03.こども・障害のあるこどもの権利」

障害観

基礎・実践 I
「02.歴史的変遷から学ぶ障害児支援の意義」

支援観

基礎・実践 I
「04.障害児支援に従事する
支援者としての基本姿勢・倫理」

研修での学びを定着させ、実践につなげていくために

本研修では、講義の前後に

- ・「支援者自身の振り返り」
- ・「上司や先輩職員との対話」
- ・「事業所内の他の職員との学び合い」

等を行うことが基本



自己評価や他者との共有により気づきが促進され、
学習と実践の好循環が期待される。

03

省察を支援の質向上に つなげるために

日々の支援場面における振り返り

こどもや家族への支援は、アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCAサイクルにより適切な提供を進めることが必要。

Plan/Do

アセスメントに基づき、支援を提供する。

Check

支援の振り返り、検証を行う。



Action

気づきを共有し、改善につなげる。

- ✓ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行って気づいた点を共有する。
- ✓ こどもの視点に立ち、支援の検証や改善につなげることが重要。

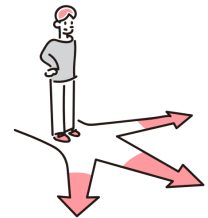
個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。

出典:「個別支援計画の記載のポイント」を参考に作成

まとめ

「ひとりの社会人」としての振り返りの観点

支援やチーム内でうまくいかないことがあったとき
こどもや上司など相手のせいにするのではなく
「**今の状況を変えるために自分は何ができるか**」
と考えることも、支援者として、
またひとりの社会人として、大切な姿勢。



まとめ：科目のおさらい



「省察」とは何か

支援者は常に自分の支援等を振り返りながら実践を積み重ね、よりよい支援を目指していくことが求められており、そのプロセスが省察である。



研修を通じた「省察」

支援者自身の振り返りのみならず、上司や先輩職員との対話、また事業所内の他の職員との学び合いなど、第三者の視点を入れることも重要。小規模事業所で第三者の視点を入れづらい場合は、複数の事業所が集う研修等の場を有効活用し、振り返りの機会を担保することも考えられる。



日々の支援における「省察」

日常においては、個別ケースの振り返りを通じて、自らの支援に対する姿勢、知識や技術、実践について省察を繰り返すことで、「こどもの権利を守る支援」と自分自身の関わり方が結びつく。

- ◎ 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書
- ◎ 「個別支援計画の記載のポイント」

本科目のねらい

自身の支援の実践についての振り返りと自己評価や他者との共有による気づきの促進を通して、支援の質の向上を図ることを学ぶ。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄) 記入者氏名: ◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話後シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!



おつかれさまでした



ライフステージを通じた こどもの発達の理解

本科目のねらい

こどもの一般的な成長・発達に加え、ライフステージごとの発達過程の概要や連続性を理解し、こどものいまと将来を見据えた長期的な視点でこどもの発達を捉えることができるようになる。また、ライフステージに応じたメンタルヘルス上の留意点を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

履修者氏名・所属・担当科目 (印)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	日付: 年 月 日
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、い自分が気づいている“セッ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- こどもの一般的な成長・発達とライフステージごとの発達過程
- こどものいまと将来を見据えた長期的な視点での発達の捉え方
- ライフステージに応じたメンタルヘルス上の留意点

目次

- 01 こどもの一般的な成長・発達の概要
- 02 ライフステージごとの発達過程の概要と連続性
- 03 こどものいまと将来を見据えた長期的な視点での発達の捉え方
- 04 ライフステージに応じたメンタルヘルス上の留意点

こどもの成長の過程はこどもによって様々であり連続性を持つもの

- ・こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。
- ・おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。
- ・円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

出典:「こども大綱」P.10-11

01

こどもの一般的な成長・発達の概要

成長と発達

成長

成長は、身長が伸びる、体重が増えるなどの**身体の量的な変化**である。

発達

見る(視覚)、聞く(聴覚)、話す、歩く、はしる、つかむ、投げるなど**心身の質的な変化**である。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.48を参考に作成

発達段階（発達理論の概要）

9

■エリクソンの心理社会的発達理論

エリクソンの心理社会的発達理論は、人間は生涯にわたり発達するという考え方にに基づき、生涯を8つの段階に分類し、各段階には「発達課題(危機)」があり、それを乗り越えることで人格が成長し、アイデンティティ(自己同一性)が形成されるとした。

乳児期(0~1歳頃)

■基本的信頼
VS
基本的不信

養育者との関係性で、この世は安全で信頼できるか(希望)を学ぶ。

幼児前期(1~3歳頃)

■自律性
VS
恥・疑惑

歩行や排泄の制御など、自分で物事を行うこと(意志)を学ぶ。

幼児後期(3~6歳頃)

■積極性(自発性)
VS
罪悪感

遊びや目的のある行動を通じて、自ら考えて行動する(目的)を学ぶ。

出典:「介護福祉士養成講座12 発達と老化の理解」P.26、
「子育て支援員研修 専門研修 放課後児童コース 科目3子どもの発達理解と児童期(6~12歳)の生活と発達」を参考に作成

10

学童期(6~13歳頃)

■勤勉性
VS
劣等感

学校や社会での活動を通じて、努力やスキルを習得する(有能感)を学ぶ。

青年期(13~20歳頃)

■アイデンティティ
VS
アイデンティティの拡散

「自分とは何か」という自我同一性(忠誠・誠実さ)を確立する。

成人期(20~40歳頃)

■親密さ
VS
孤立

他者と深い信頼・愛情(愛)関係を築く。

出典:「介護福祉士養成講座12 発達と老化の理解」P.26、
「子育て支援員研修 専門研修 放課後児童コース 科目3子どもの発達理解と児童期(6~12歳)の生活と発達」を参考に作成

11

壮年期(40~65歳頃)

■世代性(生殖性)
VS
停滞

次世代の育成や、社会への貢献(世話)を行う。

老年期(65歳以上)

■統合
VS
絶望

これまでの人生を受け入れ、意味を見出す(英知)。

出典:「介護福祉士養成講座12 発達と老化の理解」P.26、
「子育て支援員研修 専門研修 放課後児童コース 科目3子どもの発達理解と児童期(6~12歳)の生活と発達」を参考に作成

12

■ピアジェの認知発達理論

ピアジェの認知発達理論では、乳幼児期から児童期までの間に、「感覚運動期」、「前操作期」、「具体的操作期」、「形式的操作期」の4つの段階を経て認知機能が発達するとしています。

感覚運動期(生後~2歳ごろ)

感覚と運動だけで世界を認識する時期。外界へのはたらきかけ(運動)を行い、対象の永続性(見えていなくても物は存在する)を獲得する。
→物をしゃぶる、触る、他人と触れ合うなどの体験を通じて外界を認識。

前操作期(2歳~6歳ごろ)

言葉やイメージを使い始める。
→記憶や思考を使って外界を認識し、理解やはたらきかけができるようになっていく。
→自分自身の視点を中心に外界を理解する(他者の視点に立って考えることは難しい傾向にある:自己中心性)。

出典:「介護福祉士養成講座12 発達と老化の理解」P.26、
「子育て支援員研修 専門研修 放課後児童コース 科目3子どもの発達理解と児童期(6~12歳)の生活と発達」を参考に作成

具体的操作期(6歳~12歳ごろ)

前操作期にみられた自己中心性が解消していき、他者の視点を理解することが可能になる。具体的な対象物に対しては、論理的な思考を行えるようになる。

- 容器の形が変わっても水の量は変わらないといった量や数の保存が理解できるようになる。
- 犬や動物といったカテゴリーの概念が理解できるようになる。

形式的操作期(12歳以降)

具体物のない抽象的な状況に対しても論理的な思考を行えるようになる。

- 負の数値の計算、方程式、関数などの抽象的な理解を前提とした内容が取り扱われるようになる。

出典:「介護福祉士養成講座12 発達と老化の理解」P.26、
「子育て支援員研修 専門研修 放課後児童コース 科目3子どもの発達理解と児童期(6~12歳)の生活と発達」を参考に作成

発達を理解することの重要性

- ・児童福祉法第2条では、「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」ととされています。



発達を理解していないと、こどもの発達にとって大切な行動を止めようとしてしまったり、また「こう育てほしい」といった期待が発達にあっておらず、こどもが苦しい思いをするなどの影響がでることもあるため、発達を理解することはとても重要です。

02

ライフステージごとの 発達過程の概要と連続性

こどもの誕生前から幼児期まで

- 乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。
- その多様性を尊重しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

出典:「こども大綱」P.24

乳児期(～1歳未満)

01 発達の始まりは胎児期から

発達は生まれる前から始まっています。母体内の環境がその後の成長に影響を与えます。

02 身体と認知の発達

感覚器が発達し、身近な世界を認識し始めます。急激な身体成長を遂げる時期であり、一生の中で最も脳が発達する時期でもあります。

03 アタッチメントの発達と基本的信頼感

アタッチメントの形成により、一生の基盤となる基本的信頼感を獲得します。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.74-75を参考に作成

幼児期

01 幼児期前期(1-3歳)

「自分でしたい」という意欲が高まり、自律性を身につけます。言葉の獲得も飛躍的に進みます。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.75-77を参考に作成

02 幼児期後期(3-6歳)

集団生活の中で他者と関わり、ルールを学びます。想像力が豊かになり、ごっこ遊び等を通じて社会性を育みます。また、自主性・主体性を獲得する時期でもあります。

乳幼児期における意思表示の多様性と支援者の視点

- 乳幼児期には、泣く・笑う・しがみつく等の行動を通して、安心や不安を伝えることから始まり、成長とともに、言葉や表情、遊びの選択、友だちとの関わり方など、意思の表し方も多様になっていく段階です。
- 支援者は、それぞれのライフステージに応じて、いま、この子はどのような方法で意思を表現しているのかやその表現が十分に受け止められ、尊重されているかなどという視点をもちながら発達を理解し、支援につなげていくことが重要です。

学童期

- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。
- 自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。
- 学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

出典:「こども大綱」P.26

学童期

01 勤勉性の獲得

自ら進んで学び、様々な知恵を獲得し、新たな道具を使いこなし、社会的なルールや価値観の下で、有能な活動ができる感覚を自ら保持できるようになることが重要です。小学校低学年から芽生える自尊感情に通じます。

02 ギャング・グループ

同性・同年代の仲間同士で徒党（ギャング・グループ）を組んで遊ぶことを好むようになる。メンバーが決まっていることやその集団の中にいることが重要となる。その集団の中で様々な遊びを共にする。家族以上に仲間からの影響を強く受けるようになり、その過程で集団への忠誠心や連帯意識、仲間意識、正義感が育まれる。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.77を参考に作成

思春期

- 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。
- 一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。
- 思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが望まれます。



出典:「こども大綱」P.26

振り返ってみましょう

みなさんが、中学生・高校生の頃に印象に残っている本や漫画、映画、音楽、テレビ番組、ラジオ番組はありますか？

中学生・高校生の頃を思い出して、印象に残っている作品を考えてみましょう。

画面を一時停止して、少し思い出してみましょう。

(終わったら再開してください)



いかがでしたか？

思春期

01 身体を中心とした様々な変化

思春期は、第二性徴の発現がその始まりとされ、身体だけでなく、感情の起伏や物事の考え方、自分の持つ世界観や価値観などが大きく激しく揺さぶられ、変化する時期です。

02 親からの自立へ向けた仲間関係の経験

親密で閉じられた親友との関係の中で、互いの価値観が同じであることが重要であり、秘密を共有し合う。これまで当たり前に入っていた親や社会の価値観に疑念を抱き、仲間関係で共有する価値観に染まり、反抗するようになります。親以外の大切な他者と価値を共有できることは、親から分離し、自立していくプロセスにおいて不安を低減することに役立ちます。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.77-78を参考に作成

- 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。
- また、人生における様々なライフイベントが重なる時期です。自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。
- 青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

出典:「こども大綱」P.30-31

青年期

01 第二の個体化過程

高校生の時期に、親からの心理的な分離を経て一人の大人になる心の発達の時期。乳幼児が親への反抗と分離不安という分離個体化に対し、思春期以降の心理的・身体的成熟に伴い、自己を確立する危機と再構築の時期である。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.78を参考に作成

02 アイデンティティの獲得に向けて

心が大人になることの一つは、自分が一体何者であるのかといった、まさに自己に対する問いに自らが答えを出すことである。過去・現在・未来の自分に一貫性(連続性)を感じ、多様な自分を一つにまとめ上げて(斉一性)、「これが自分だ」という感覚を安定して持てるようになることである。

03

こどものいまと将来を見据えた 長期的な視点での 発達の捉え方

「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

- 誕生前後、就園・就学前後など、社会環境が大きく変わる「節目」が切れ目にならない工夫が必要です。
- 例えば、乳幼児の育ちでは、身体的・精神的・社会的な観点を踏まえて、母子保健とこども家庭福祉が連携するなど、切れ目なく支えることが重要です。
- なお、保護者・養育者が必要な支援を受けることに負い目を感じないように配慮することも必要です。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.16を参考に作成

事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

29

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要です。

01 「点」の支援から

各事業所や各関係機関それぞれが独自に、断片的に支援を行うと、情報の遮断や方針の不一致が起こります。

02 「面」の支援へ

保健、医療、教育、福祉、就労支援等の機関が相互に連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。



出典:「児童発達支援ガイドライン」P.10

エコロジカルモデル

30

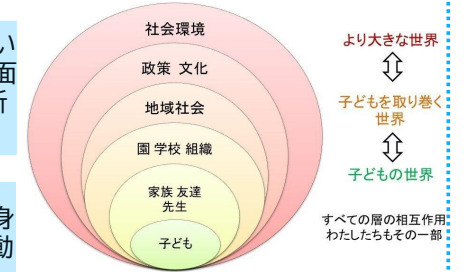
エコロジカルモデル(生物学的システム論)は、心理学者Bronfenbrennerによる理論で、こどもを取り巻く「世界」がどのようにこどもの育ちとつながっているかを示したものです。

【さらに大きな世界】地域社会の環境やつながり、文化や慣習、法律・政策

【こどもを取り巻く世界】一緒に暮らしている人や先生、友達などのこどもと直接対面する大人、その相互の関係性、こどもが所属している園や学校などの組織

【こどもの世界】こども自身の年齢、脳や身体の特徴、それらを土台とした行動

ウェルビーイングをつくるもの
エコロジカルモデル



出典:こども家庭庁note公式アカウント「こころのひと@こども家庭庁、はじめました。」を参考に作成

こどもを取り巻く「世界」がどのようにこどもの育ちとつながっているかを具体的に見ていきましょう。

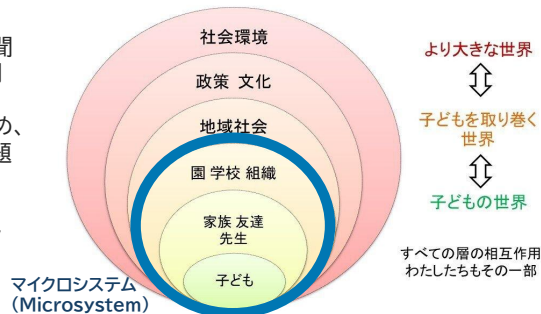
31

マイクロシステム (Microsystem):こどもが直接活動し、対面で接する最も身近な環境

【具体的な相互作用の例】

- 家族: 親がこどもに絵本を読み聞かせ、こどもがそれに対して質問をする(双方向のやり取り)。
- 学校: 先生がこどもの努力を褒め、こどもが自信を持って新しい課題に挑戦する。
- 友人: 公園で友達と一緒に砂遊びをし、道具の貸し借りをルールとして学ぶ。

ウェルビーイングをつくるもの
エコロジカルモデル



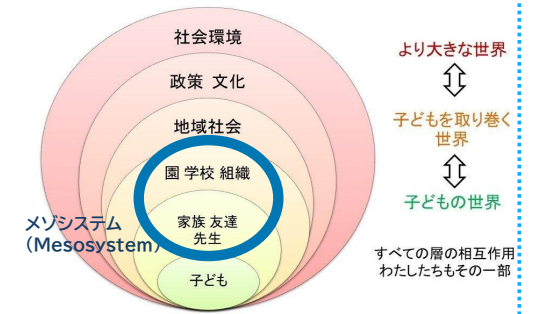
出典:こども家庭庁note公式アカウント「こころのひと@こども家庭庁、はじめました。」を参考に作成

メゾシステム (Mesosystem):マイクロシステム同士の「つながり」や「関係性」

【具体的な相互作用の例】

- 家庭 × 学校: 担任の先生と保護者が「連絡帳」や面談で情報を共有し、家庭と学校で一貫したサポートを行う。
- 家庭 × 友達: 親がこどもの友達を家に招き、こどもの対人関係を温かく見守る。

ウェルビーイングをつくるもの
エコロジカルモデル



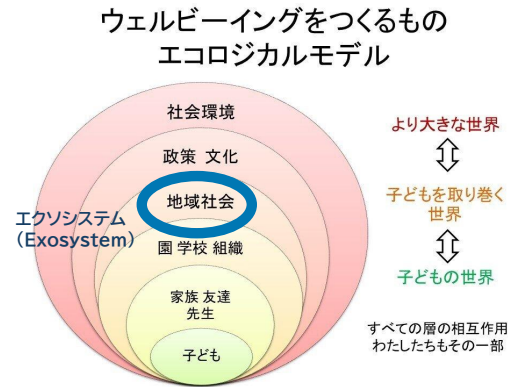
出典:こども家庭庁note公式アカウント「こころのひと@こども家庭庁、はじめました。」を参考に作成

32

エクソシステム (Exosystem) : こども自身は直接参加していないが、間接的に影響を与える環境

【具体的な相互作用の例】

- 親の職場: 親の会社に「育児休暇」や「時短勤務」の制度があるおかげで、親が心に余裕を持ってこどもと接することができる。
- 地域の自治体: 近所に新しい公園が整備されたことで、こどもの遊びの選択肢が増える。
- メディア: 教育番組やSNSのトレンドが、こどもの興味関心に影響を与える。

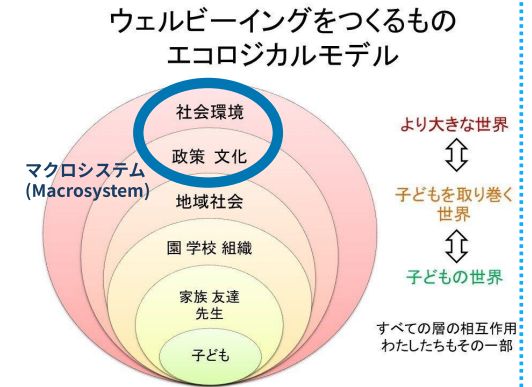


出典: こども家庭庁note公式アカウント「こころの一と@こども家庭庁、はじめました。」を参考に作成

マクロシステム (Macrosystem) : 社会の文化、価値観、法律、政治的状況など、最も外側の枠組み

【具体的な相互作用の例】

- 文化的価値観: 「こどもは宝」という社会全体の意識が、こどもへの寛容な眼差しや公共サービスの充実につながる。
- 国の制度: 児童手当の増額や幼児教育の無償化などの政策が、家庭の経済的安定を支える。
- 社会情勢: 景気の良し悪しや平和な状態が、こどもの将来への安心感に直結する。



出典: こども家庭庁note公式アカウント「こころの一と@こども家庭庁、はじめました。」を参考に作成

指導者が陥りやすい落とし穴

将来のための「現在」の犠牲

「将来の幸せ」のために、今はつらく苦しい学習に耐えなければならないという考え方。

「よい子」の強制

大人の指示に従うだけの従順さを求める教育。



ライフステージを見通してこどもの「現在」を充実させる実践に立ち返ることが大切です。たとえ今は見栄えの悪い行動であっても長い目で見れば大切な成長のプロセスであることもあります。支援者は迷い、悩みながらこどもの成長に寄り添う姿勢が重要なのです。

出典: 立花直樹・中村明美・松井剛太・井上和久・河崎美香「最新・はじめて学ぶ社会福祉③ 特別支援教育と障害児の保育・福祉 - 切れ目や隙間のない支援と配慮 -」, ミネルバ書房, 2023年, P.134

04

ライフステージに応じた メンタルヘルス上の留意点

学童期から青年期のメンタルヘルスの課題

37

こどもは年齢と共に発達上のニーズが変化したり、二次障害*やメンタルヘルスの課題を抱えたりするなど、様々な課題に直面します。

01 人格形成と自尊感情

こどもがそれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことができるよう支援することが重要です。

02 保護者・家庭生活の基盤

人格形成や自尊感情を育むベースとなるのは保護者や家庭生活です。一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助することが重要です。

出典：放課後等デイサービスガイドライン P13-14

*二次障害：その子にあった支援を受けられない、その子の特性に合わない環境に置かれるなどして、ストレスや周囲との不適応が高まることにより、精神疾患を発症したり、問題行動を起こしたりする状態。

出典：「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」P.105

思春期のこどもに対する支援に当たっての留意点

38

思春期は、行動上の課題がより顕在化しやすくなることや、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてくる年代であり、また、この時期には高校卒業後の進路に向けた準備も必要となります。

01 個別性の尊重

思春期は、アイデンティティを形成していく時期である一方で、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高められるよう、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の悩みや葛藤、個別性に合わせて寄り添って支援を行っていくことが重要です。

02 専門機関との連携

メンタルヘルスの課題も顕在化してくる年代であり、こころの不調や病気の兆し、症状やその特徴を理解して支援を行うことも重要であり、必要に応じて、医療機関や保健所、精神保健福祉センター等とも連携を図りながら支援を行うことが重要です。

出典：「放課後等デイサービスガイドライン」P.28

まとめ

39

まとめ：科目のおさらい

40



連続性を意識した支援

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長する。支援者は、ライフステージごとの発達過程支援のみならず、連続性を意識して支援することが重要である。



連携した切れ目のない支援体制の構築

特に学童期や思春期は身体も心も大きく成長する時期であり、メンタルヘルスの課題を抱えることもある。支援者自身や各事業所で抱えこまず、他の事業所や関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が重要である。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

41

- ◎ こども大綱
- ◎ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻 関連知識
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 介護福祉士養成講座12 発達と老化の理解
- ◎ 子育て支援員研修 専門研修 放課後児童コース
- ◎ はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック
- ◎ こども家庭庁note公式アカウント
- ◎ 立花直樹・中村明美・松井剛太・井上和久・河崎美香「最新・はじめて学ぶ社会福祉㊸ 特別支援教育と障害児の保育・福祉―切れ目や隙間のない支援と配慮―」,ミネルバ書房,2023年

ねらいの確認と振り返りの進め方

42

本科目のねらい

こどもの一般的な成長・発達に加え、ライフステージごとの発達過程の概要や連続性を理解し、こどものいまと将来を見据えた長期的な視点でこどもの発達を捉えることができるようになる。また、ライフステージに応じたメンタルヘルス上の留意点を理解する。

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

講義後振り返りシート	
3. 講義後の振り返りシート (講義後)	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ◎印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容も OK!	
先輩・上司からの一言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

振り返り後記入シート	
受講者振り返り (受講者記入欄)	
(1) 講義後振り返りシート・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)	
1.	
2.	
3.	
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!	

おつかれさまでした



障害理解に基づく 支援の基礎

本科目のねらい



障害種別に対する基礎的な知識を理解し、それぞれの障害特性に応じた基本的な配慮事項や環境の工夫について学び、実践に活かすことができるようになる。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎 実習記録 (B)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	日付: 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている“セッセ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 障害特性を理解することの重要性
- 主な障害特性の概要や留意点の理解
- 特性に応じた工夫
- 実践に活かすための観点

目次

- 01 障害特性を理解することの重要性
- 02 主な障害特性の概要
- 03 基本的な留意点
- 04 特性に応じた支援や環境の工夫
- 05 障害特性の理解を実践に活かすために

障害児支援の基本理念（振り返り）

障害児支援の基本理念

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
2. 合理的配慮の提供
3. 家族支援の提供
4. 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
5. 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9-10

障害児支援に関わる者として、成長・発達の過程に関わる使命と責任があり、こどもの発達の正しい理解、障害の特性に応じた支援に関する知識・技術が必要

01

障害特性を理解することの重要性

特性を理解することの重要性

- こどもの発達や障害、行動の特性を理解することは、単に現状に対処するためだけではありません。
- 将来を見据えた「連続性」のある支援を行うために必要です。

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9を参考に作成

二次障害の予防

9

障害の特性に合わない環境や、不適切な声掛け、働きかけは、こどものストレスを高め、「不登校」「自傷」「パニック」といった二次障害を引き起こすリスクがあります。

環境の不適合

例えば、光、音、対人距離など、特性に合わない物理的・社会的環境

不適切な働きかけ

「できないこと」を責める、無理強いする、叱責を繰り返すなど

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.9を参考に作成

エンパワメントを前提とした支援

10

支援の目的は、本来持っている力を発揮できるようにサポートすること、つまりエンパワメントを前提とした支援です。

- ✓ こども自身が「内在的に持つ力」を信じること。
- ✓ 「できないこと」の克服だけでなく、「できること」を最大限に発揮させる。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.9

意思の尊重と最善の利益

11

障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多くあります。



障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法についても理解し、日々の支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされることが必要です。

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.8-9を参考に作成

02

12

主な障害特性の概要

障害の種類

13

障害者総合支援法では、障害は大きく分けて以下の4つのカテゴリーで整理されています。

01 身体障害

02 知的障害

03 精神障害
※発達障害を含む。

04 難病等

言語障害

脳の言語中枢や発声器官などが損傷を受けて、言語を用いたコミュニケーションに支障をきたした状態。失語症、音声障害、構音障害、失書等があります。

肢体不自由

四肢や体幹が病気やけがで損なわれ、長期にわたり日常生活動作(ADL)に困難が伴う状態。麻痺や拘縮等があります。

内部障害

内臓機能(心臓、呼吸器、腎臓、肝臓など)の機能障害。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.68-75を参考に作成

身体障害

14

身体障害には、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、内部障害等があります。

視覚障害

何らかの原因で先天的、後天的にものの見え方に障害が起こり、生活に支障をきたした状態です。視覚障害は、「盲」と「弱視」に分けられます。

聴覚障害

音の伝道にかかわる聴覚が損傷を受けて、音による情報が得られない状態。音が聞こえにくい状態を難聴といい、聴力のレベルや障害の部位、発症の時期に応じて分類されています(軽度・中度・高度・重度、伝音性・感音性・混合性、先天性・後天性)。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.68-75を参考に作成

知的障害

16

- 知的発達症、知的能力障害、知的障害、精神遅滞もほぼ同義で使用されます。知的機能の遅れと適応行動の障害で定義されます。知的機能の評価には知能テスト、適応行動の評価には適応行動尺度などを用います。
- 知的機能の遅れがある場合は、言葉の発達の遅れや、同年齢の子どもよりも学習が遅れることがサインになります。
- 適応行動の違いは、家庭や園・学校などでのコミュニケーションや身辺自立の遅れなどで判断されます。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.2

知能指数(IQ):知能検査の結果。

適応行動:年齢段階に応じた社会生活スキルの習得状況。

言語面:発音が不明瞭、複雑な文章構成が難しい。

運動面:ぎこちない走り方、ボタンかけやハサミ等の道具使用の難しさ。

情緒面:失敗経験の蓄積により自信を失いやすく、不安を感じやすい。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.160を参考に作成

知的障害の名称

DSM-5(精神障害の診断・統計マニュアル第5版 アメリカ精神医学会)
 ➔ 知的能力障害(知的発達症/知的発達障害)

ICD10(国際疾病分類 第10版 世界保健機関WHO)
 ➔ 精神遅滞 →なお、ICD11では「知的発達症」に名称変更の予定

福祉領域

➔ 知的障害(知的障害者福祉法などの法での名称)

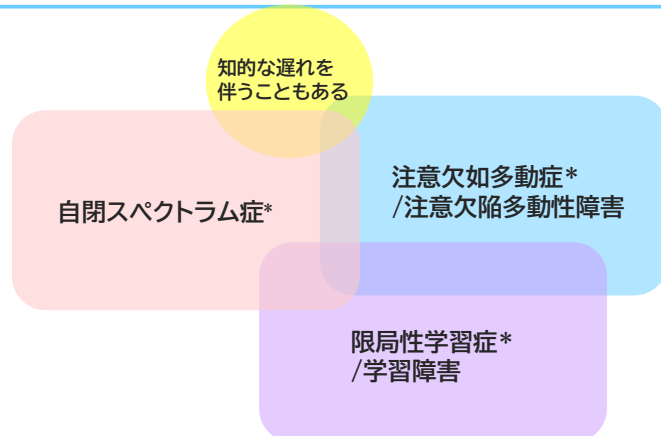
発達障害

発達障害者支援法第2条において、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされています。

- ✓ 障害者基本法では「精神障害」の枠組みに含まれます。
- ✓ 障害ごとの特徴が重なり合っている場合も多く(重複)、発達障害の種類を明確に分けて診断することは大変むずかしいとされています。
- ✓ 年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、同じ人でも診断された時期により診断名が異なることもあります。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.196-199

主な発達障害



※このほか、発達性協調運動症、チック・トゥレット症候群、吃音など

*はDSM-5の診断名

出典:「国立障害者リハビリテーションセンターHP『発達障害とは』を参考に作成

発達障害全般に当てはまること

下記の3つが共通事項です

- ✓ 発達期(0歳から18歳)に特性が明らかになる
- ✓ 基本的には生まれつきの脳機能の違いがある
- ✓ 特性は一定期間継続する

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.2

自閉スペクトラム症(ASD)

- 同年代の子どもや大人との相互的な交流のあり方や、興味関心のありかたが定型発達のことと異なる、言葉の遅れ、切り替えが苦手、感覚的敏感さや鈍感さがあることなどで定義されます。
- 「自閉」の用語からは、内気だったり、自分の世界にひきこもっていたりする印象があるかもしれませんが、内向的なタイプだけではありません。一方的に人と関わってくるタイプや、受身的には関わられる子など、さまざまなタイプの子がいます。知的障害と合併することが比較的多いことも知られています。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.2-3を参考に作成

注意欠如多動症/注意欠陥多動性障害(ADHD)

- 不注意、多動、衝動的な行動が同年齢の子どもより目立つことが特徴です。不注意には忘れ物、なくしものが多い、気が散りやすい、一度はじめたことを最後までやり遂げる前に別のことをはじめてしまうなどがあります。多動は動きの多さ、落ち着きのなさ、おしゃべりなどがあり、衝動性はよく考えないで突発的に行動してしまうことなどを指します。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.2-3

限局性学習症(SLD)/学習障害(LD)

- 全般的な知能は正常の範囲内で、視力や聴力の障害がなく、園や学校で指導を受けてきたにもかかわらず、読字、書字、算数など特定の学業的技能に著しい困難があらわれます。
- 文字を発音できない、文章を読めるけど時間がかかる、読み間違いが多い、形の似ている字を間違える、文字や単語を抜かして読む、文章の内容を理解することが難しい、学年相応の文字が書けない、書き間違いが多い、作文が苦手、計算間違いが多いなどが主な特性です。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.3

発達性協調運動症/発達性協調運動障害(DCD)

- 運動や動作がぎこちなく、不器用なことが特徴です。
- 「協調」とは、目から入る視覚情報や触覚などの外部から入ってくる情報、さらに自分の身体の位置など内部の情報をまとめ上げて、どのように体を動かすのかをプランする能力です。
- たとえば縄跳びをするときに、縄の位置を見て、どのタイミングで飛ばせば良いか、自分の身体はどこにあるのかなどの情報をまとめて、体を動かすのが協調運動です。うまくいかないと、バランスが悪く転びやすかったり、手先が不器用だったり、運動ができなかったり、さまざまな困難が生じます。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.3

チック・トゥレット症候群

- チックとは、本人の意思とは関係なく生じる素早い身体の動きや発声です。まばたきや肩の動きなどの運動チック、声を出す鼻をすするなどの音声チックがあります。
- トウレット症候群は運動チックと音声チックの両方が同時期あるいは別の時期に出現することが特徴です。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.3-4

吃音

- 吃音(きつおん)は滑らかに話せない障害です。
- 始まりの音を繰り返す(例:り、り、りんご)、引き伸ばし(例:りーんご)、すぐに言葉がでないで時間がかかる(例:「(無音の時間があった)りんご)」などのタイプがあります。
- 声を出す時にうまく出てこないのになんとか声を出そうと、顔面や身体に力を入れたり、身体を反らせたり、顔をゆがめるなどの運動を伴うこともあります。

出典:「発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き」P.4

愛着障害

- 愛着障害は「脱抑制対人交流障害(GSED)」と「反応性アタッチメント障害(RAD)」の2つのタイプに分けられます。
- 共通する特徴としては、試し行動(エスカレートする)、自分に責任を認めない、自己評価の低さなどがあります。

出典:「公認心理師スタンダードテキストシリーズ13 障害者・障害児心理学」P.109-111

難病等

- 難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。
(難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法) 第1条)
- 障害者総合支援法の対象となる難病は令和7年4月1日時点では、376疾病となっています。

出典:「厚生労働省HP『障害者総合支援法の対象疾病(難病等)』」

- また、難病の中でも、医療費助成の対象となる難病は、難病法において「指定難病」として規定しています(348疾病:R7.4.1時点)。
そして、こどもに関しては、児童福祉法による「小児慢性特定疾病」があります(801疾病:R7.4.1時点)。

高次脳機能障害（高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号））

29

高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするため、令和7年12月16日に議員立法による「高次脳機能障害者支援法」が成立しました（令和8年4月1日施行）。

出典：「厚生労働省HP『高次脳機能障害者支援法について』」

第二条（定義）

この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。

- 脳には、息をする・食べる・寝るなどの指令を出す動物全般に共通する機能と、思い出す・考える・伝えるなど人間で特に発達している機能があります。
- 前者は、生命維持に関わる基本的なはたらき、後者は、生死に直接関わらなくても人として社会で生きていくために重要なはたらきで、高次脳機能と呼ばれています。
- 頭のけがや脳の病気によって、高次脳機能に関わる部分が傷ついたとき、**記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害**などの症状が表れることがあります。
- これらの症状により「**日常生活または社会生活に制約がある状態**」が高次脳機能障害です。
- 原因や損傷の状況によって、ひとりひとり症状の表れ方が異なるのは、この障害の特徴です。
- 高次脳機能障害は、麻痺や歩行障害のように外から見える障害ではないため、「以前と何か変わった」と思いながら何年も経過し、専門の医療機関を訪れて、ようやく診断される方も少なくありません。

出典：「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修 基礎編テキスト」P.9-10を参考に作成

30

重症心身障害児と医療的ケア児

31

重症心身障害児

- 重度の知的障害と重度の心身障害が重複している児童。
- 寝たきりであることも多く、言葉での表現が難しいなど、高い身体的配慮が重要です。

出典：「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」P.35

医療的ケア児

- 日常生活や社会生活を営むために、常に医療的ケアを受けることが欠かせない児童。
- 医療的ケア：人工呼吸器による呼吸管理や、喀痰吸引その他医療行為のこと

出典：「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第2条

➡基礎・実践Ⅱ研修 2-(6)「医療的ケアの基礎理解」で詳しく説明します。

03

32

基本的な留意点

身体障害に関する基本的な留意点

33

視覚障害

- 先天的な障害や3歳ごろまでに障害を発症した場合は、視覚的な情報の影響は受けにくく、他の感覚器を使った生活が確立されます。しかし、視覚以外からの情報収集となるため、晴眼者(見える人)との現実の認識の違いから誤解が生じ、コミュニケーションにストレスが起こることもあります。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.72-73

- 視覚障害のある幼児などは、視覚情報が入りにくいため、興味や関心が広がりにくかったり、物の使い方やチョウチョの飛び様子やタンポポの花や葉の形などの自然の美しさや仕組みに気づきにくかったりします。全盲ではなく見えるからといっても、弱視であれば自分から離れている保護者や先生の動きはよく見えなかもしれませんし、小さな動植物の細部まではよく見えないかもしれません。視野欠損であれば、大きな遊具全体を見ることは難しいかもしれませんし、片眼視であれば距離感がつかみにくかもしれません。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.45

知的障害に関する基本的な留意点

35

- 知的障害のあるこどもの状態は多様であり、言葉によるコミュニケーションをとっていても、日常会話に支障のないこどもから、会話でのやりとりが困難なこどもまでがあります。知的障害の状態像としては、年齢相応の学習や行動が難しいということが挙げられますが、その状態の顕著なこどももいれば、一見しただけでは、知的障害であることが分かりにくいこどももいます。

出典:「国立特別支援教育総合研究所HP『知的障害のある子どもへの配慮』」を参考に作成

- 先生や他の幼児をまねたり、遊びの中での学びが他の遊びに生かされたりしにくい(例えば、遊びの中で歩幅で長さを測る体験があっても、長さを測る別の場面で歩幅を使おうとは思わない)。
- 登園時の身支度などの日々のルーティンであっても、比較的時間がかかることが多い。
- 絵本などの読み聞かせでは、物語の内容が具体的にイメージできない、物語の予想がたてられないなどにより、十分に楽しむことができない。
- 他の幼児が嫌がることを注意しても繰り返してしまう傾向がある。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.64を参考に作成

聴覚障害

34

- 乳児の発達状態は反応からもわかり、重度の聴覚障害がある場合には異常が顕著にあらわれるため、生後早い段階で発見されます。一方、中・軽度の聴覚障害では、発見が遅れる傾向があります。
- 耳は聴覚と平衡感覚を司る器官であり、難聴や耳の疾患がある場合、内耳の機能障害によりめまい、ふらつき、歩行困難といった平衡機能の障害を合併しやすいです。特に片側難聴や内耳疾患の場合、転倒のリスクが高まるため、移動時や日常生活における安全確保に十分な注意が必要となります。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.78

言語障害

- 言語障害では、言語の理解や意思の表出ができないことで、相互理解に支障が生じて、他者とのコミュニケーションが制限されます。
- 音声器官は、呼吸や摂食、嚥下にも関与しているため、これらのはたらきに障害をきたすことがあり、生活支援では他職種との連携が必要になります。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.84

発達障害に関する基本的な留意点

36

自閉スペクトラム症

- 相手の表情や態度よりも、文字図形やもの、過去の記憶のほうに関心が高い。
- 見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つときはしっかりと実行できる。
- 感覚刺激が多いところや急激な変化に弱い、繊細さが芸術的才能につながることもある。
- 重度の知的障害がある場合には、睡眠障害や頻繁な自傷などの行動をとることもある。

出典:「介護福祉士養成講座14 障害の理解」P.199

※同じ特性でも現れ方は一人一人異なり、当てはまることも人それぞれです。

注意欠如多動症/注意欠陥多動性障害

- 日常の活動を順序立てて行うことが苦手です。
- 一度に複数のことを頼まれるとそのうちのいくつかを忘れてしまうことがあります。また、宿題など手の掛かることを後回しにしがちです。
- 大事な物を失くしてしまったり手渡すのを忘れてしまったりします。
- 思いつくと直ぐに行動に移してしまったり、気持ちをコントロールすることが苦手だったりします。

出典:「発達障害ナビポータルHP『注意欠如多動症』」

限局性学習症/学習障害

- パズルや積み木で遊ぶことなどは得意であるが、豊かに対話したり、生活経験を言語で表現したり、質問に対して言語で的確に答えたりすることが難しい場合があります。
- 言葉での会話はとても滑らかに行いますが、絵をかくことにおいては少し苦手な場合があります。
- 自分の下駄箱やロッカーの位置を覚えにくく、物と物をどのような位置に置いたらよいか理解しにくく、道具の操作などが極端に不器用だったりする場合があります。
- しっかりしているのに、特定の活動場面で、できなかつたり苦手なことがあったりするため、「こんなことがなぜできないのか」と周囲に理解されず、その原因を親のしつけの問題とされたり、本人がわざとしないなどと問題視されたりすることもあります。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P. 110を参考に作成

強度行動障害とは

強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」です。

出典:「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書」P.2を参考に作成

強度行動障害は
特性と環境のミスマッチから生じる。

なお、強度行動障害が現れている人たちの中に、一定の割合で自閉スペクトラム症の人が含まれています。

出典:「強度行動障害支援者研修資料 講義2『強度行動障害の理解』」を参考に作成

04

特性に応じた支援や
環境の工夫

視覚に障害のある子どもへの支援、環境の工夫

41

言葉での説明は伝わりにくいことから「具体的体験」が重要です。

- ✓ 「そこ」、「あそこ」などの指示代名詞は避け、「右手前」「○時の方向(時計の文字盤になぞらえて説明)」などと具体的に伝える。
- ✓ 最初は動作に時間がかかるが、時間をかけて「自分なりにやってみる」ことでイメージを形成する(一度イメージが持てれば、その後の動作スピードは向上)。
- ✓ 手を持って一緒に動かす、本物の素材を触らせるなどの工夫。

単に「大きくすればいい」わけではありません。
特性に応じた提示方法を考えます。

- ✓ コントラストの配慮
見せたい物と背景の色の濃さや材質の違いをはっきりさせる。
白黒だけでなく、本人の見やすい色を確認する。
- ✓ 提示サイズの工夫
視野の狭い幼児には、大きすぎると全体が把握できない。
線の太さや単純化を重視する。

出典:「交流及び共同学習ガイド」P.11を参考に作成

聴覚に障害のある子どもへの支援、環境の工夫

43

言語の習得とコミュニケーションの円滑化に向けた具体的な手立てを考えることが重要です。

- ✓ 絵・写真カードの活用
- ✓ 身振りの共有

話し手の少しの配慮で、聞き取りやすさが劇的に変わります。

- ✓ 正面から向き合う(口を大きめに開けて、ゆっくり話す)
- ✓ 光の位置(話者の口や表情等が見えやすいように逆光でない位置)

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.55を参考に作成

⇒ 聴覚に障害のある子ども(人工内耳を装着している子どもを含む。)に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で(ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要)、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要があります。

⇒ また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要があります。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.26を参考に作成

聴覚や触覚の情報を活用し、視覚情報の不足を補います。環境を「聞き取れる」「触れる」ように変えていきます。

音の活用: ボール遊びのボールの中に鈴を入れる。音の鳴るおもちゃ。

触覚の活用: 造形物のざらざらした箇所と滑らかな箇所を使い分ける。

空間の構造化: 家具の配置を一定にし、手すりや目印(触ってわかるもの)を設置する。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.44を参考に作成

⇒ 視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要です。

⇒ また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要です。

⇒ さらに、視覚補助具やコンピューター等の情報機器、触覚教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要です。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.26を参考に作成

知的障害のある子どもへの支援、環境の工夫

44

知的障害の状況や生活経験を踏まえて、できたところを認めたり、ほめたりすることで、児童が主体的に意欲をもって活動に取り組む力を育むことが大切です。

- ✓ 伝えるべき内容を絞り、具体的で平易な表現で伝えること。
- ✓ ゆっくりと丁寧に、また繰り返し伝えること。内容によっては、実演するなど具体的な動作を見せることも有効。
- ✓ 一つ一つ手順を分かりやすく伝えていくこと。
- ✓ 伝えたことを聞き直すなどして、理解したかどうか確認すること。
- ✓ 道具の収納方法や物の位置、座る場所などにも配慮したりして、遊びに集中できるようにすること。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.55を参考に作成

⇒ 知的障害のある子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要です。

⇒ また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要です。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.26を参考に作成

自閉スペクトラム症のある子どもへの支援、環境の工夫

45

支援に当たっては、「安心していられること」「分かりやすいこと」「頑張れること」が重要です。この3つの視点をもちながら、「時間」「場所」「活動」などを目で見分けるようにすること、子どもが自ら理解して行動できるよう環境を整えることが大切です。

- ✓ 写真や絵、ひらがな文字など、その子に合った方法で目印や手順表を作る。
- ✓ 「いつから」「いつまで」が分かるように時計やタイマーなどを活用することも有効。
- ✓ 視覚的、聴覚的な情報であふれている環境では、気が散ってしまい、注目すべきものに集中することができなくなるため、できるかぎり指示や提示の仕方を整理して集中しやすい環境づくりをすること。
- ✓ 伝えたことを聞き直すなどして、理解したかどうか確認すること。

出典：「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.62-63を参考に作成

注意欠如多動症/注意欠陥多動性障害のある子どもへの支援、環境の工夫

46

- ✓ 行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補うなどの工夫を行います。(物品の管理方法の工夫、メモの使用等)
- ✓ 注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した内容の変更・調整を行います。
- ✓ 聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には、伝える情報を整理して提供します。(掲示物の整理整頓・精選、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等)
- ✓ 好きなものと関連付けて、興味・関心がもてるように導入の工夫を行います。

出典：「国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センターHP『注意欠如多動性障害(ADHD)がある子どもの合理的配慮』」を参考に作成

限局性学習症/学習障害のある子どもへの支援、環境の工夫

47

- ✓ 読み書きや計算等に関して、苦手なことをできるように支援する場合がありますが、別の方法で代替する、他の能力で補完する場合があります。(例：文字の形の見分け、パソコン、デジカメ等の使用 等)
- ✓ 読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供します。(例：文章を読みやすくするための体裁の変更、拡大文字を用いた資料の提示、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等)

出典：「国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センターHP『学習障害(LD)のある子どもの合理的配慮』」を参考に作成

合理的配慮の提供

48

- 障害のある子どもの支援に当たっては、子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められます。
- このため、障害のある子どもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のある子どもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要です。

出典：「放課後等デイサービスガイドライン」P.8

障害ではなく、それぞれの子どもに合わせて工夫することが大切です。

障害特性の理解を 実践に活かすために

こんなとき、どうする？（乳幼児期）

Q.同じくらいの年齢の子と遊ぶことができないので心配です。

A.幼児期は、集団の中でことばや友達との関わり(社会性)を育てていきます。子どもたちの中には、自分の思っていることをうまく友達に話せなかったり、友達の言うことがよくわからなかったりして一緒に遊べなくなってしまう子どもがいます。ここで重要となるのは、「ことばの育ち」と「他者との関わり」の2点から考えることです。「ことばの育ち」では、理解ができて使える単語や話し方を増やしていくために、いろいろな場面での体験を通して事物や出来事に関することばの理解や表現方法を教えていく必要があります。「他者との関わり」では、集団の中においてもその場の状況やルール(暗黙のルールも含めて)がうまく理解できないのか、友達の気持ちや意図していることに気づかずにいるのか確認する必要があります。

出典:「国立特別支援教育総合研究所HP『発達障害Q&A』」

こんなとき、どうする？（学童期）

Q.体育や運動が苦手です。

A.手足を同時に動かしたり、相手や物との距離感を把握したりすることが苦手であることが、その背景として考えられます。例えば、ボールを投げるのがぎこちないのは、片手を大きく振り上げると同時に反対側の足を一步踏み出すといった手足や身体全体の動きをうまく協調させることが難しいためです。また、ドアや隙間を通り抜けるときに、よくドア枠などにぶつかるのは、その隙間と自分の身体の幅の感覚をとらえることが難しいためです。まずは、お子さんが楽しく参加できる遊びや運動の機会をつくるとよいでしょう。例えば、風船を羽の代わりに使う風船バドミントンは、風船の動きがゆっくりであるため、素早い動きについていくことが難しいお子さんでも楽しく取り組みます。また、段ボールやトンネルをくぐる遊びは、身体感覚を育むことができます。

出典:「国立特別支援教育総合研究所HP『発達障害Q&A』」

まとめ



社会的な環境の見直し

障害の有無は医学的な診断に基づくものです。一方で、支援を行ううえで、子ども自身もつ力を発揮する機会が作られることを目指し、環境の見直しをすることが重要です。障害の医学的な診断の有無にかかわらず、社会的な環境の見直しを図ることで、子どもの生活経験が豊かになります。



障害ではなく、それぞれの子どもに合わせた工夫

遊びの様子やこれまでの育ち、社会的資源の利用状況など、子どもを捉えるための視点は多数ある。障害特性を理解したうえで、日々の様子も踏まえて、支援方針を話し合うことが大切です。

出典：秋田喜代美・馬場耕一郎監修「保育士等キャリアアップ研修テキスト3 第2版 障がい児保育」中央法規、2025年 P.4を参考に作成

- ◎ こども大綱
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 発達障害のある子どもへの障害児サービス利用の支給決定に関する手引き
- ◎ 介護福祉士養成講座14 障害の理解
- ◎ 公認心理師スタンダードテキストシリーズ13 障害者・障害児心理学
- ◎ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト
- ◎ 高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修 基礎編テキスト
- ◎ 強度行動障害支援者研修資料
- ◎ 秋田喜代美・馬場耕一郎監修「保育士等キャリアアップ研修テキスト3 第2版 障がい児保育」中央法規、2025年
- ◎ 交流及び共同学習ガイド(文部科学省)
- ◎ 障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導(文部科学省)

- ◎ 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センターHP <https://cpedd.nise.go.jp/>
- ◎ 国立特別支援教育総合研究所HP <https://www.nise.go.jp/>
- ◎ 発達障害ナビポータル <https://hattatsu.go.jp/>
- ◎ 国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターHP「発達障害を理解する」 <https://www.rehab.go.jp/ddis/understand/>
- ◎ 内閣府HP「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」 <https://shougaiha-sabetukaishou.go.jp/>
- ◎ 厚生労働省HP「高次脳機能障害者支援法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67482.html
- ◎ 厚生労働省HP「障害者総合支援法の対象疾病(難病等)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.html

本科目のねらい

障害種別に対する基礎的な知識を理解し、それぞれの障害特性に応じた基本的な配慮事項や環境の工夫について学び、実践に活かすことができるようになる。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう!	
※個別フィードバック等と相談・共有したい内容もOK!	
全票: 上司からの助言・機会 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



こどもの育ちを 支える遊びの理解

本科目のねらい

こどもの発達において、「遊び」が果たす重要な役割を理解する。遊びは、心身の発達や社会性、想像力、コミュニケーションスキル等が育つ重要な要素であり、こどもにとっては、何かの成果や目的を達成するものではなく、遊びそのものが目的であることを理解するとともに、遊びのもつ発達支援的な要素についても学び、こどものウェルビーイングの実現に向けた支援につなげていく。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

履修者情報書 受講記録 (2)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修
日付: 年 月 日	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「セッティング」や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- こどものウェルビーイングと遊びの関係性
- 遊びに内在する発達支援的な多面的機能
- プロの支援者として遊びをプロデュース・支援する際の具体的留意点

目次

- 01 こどものウェルビーイングとは
- 02 遊びのもつ発達支援的な要素
- 03 支援者が遊びを支援する際のポイント
- 04 遊びにおける5領域の主な観点
- 05 遊びを通じた支援の実践例

こども大綱が目指すもの

こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である。

01

こどものウェルビーイングとは

ウェルビーイングの定義

包括的な幸福の視点

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福のことである。

将来にわたる持続的幸福

短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

02

遊びのもつ 発達支援的な要素

遊びを支える関係性と見守り

つながりを支える丁寧な見守り

遊びを通じて、こども同士がつながり合い、互いに関係を築いていくことを支え、丁寧に見守っていくことも支援者の重要な役割の一つである。

日常的な対話と寄り添う姿勢

支援者が一方的に課題や活動に取り組むよう促すのではなく、日常的にこどもとの対話を重ね、こどもの気持ちに寄り添いながら、一人ひとりを大切な存在として支えていく姿勢が大切。

出典:「R6障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.36

遊びを通じた成長の促進

成長の原動力としての遊び

こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、具体的な支援を行う。

支援者の適切な関わり的重要性

職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように支援することが重要である。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.15

こどもの遊びの中には自然と5領域の発達支援が含まれるよう、環境整備や工夫をしつつ、

こどもにとっては、遊びによって何かの成果や目的を達成するものではなく、**遊びそのものが目的**である。

支援者はこどもが純粋に遊びを楽しめるよう努める。



振り返ってみましょう

13

みなさんが、こどもの時によく遊んだあそびはなんですか？

家で、一人で、友達と、保育所や幼稚園で、学校の休み時間、
放課後、夜、…

どんな場面でも結構です。

画面を一時停止して、少し思い出してみましょう。

(終わったら再開してください)



いかがでしたか？

こどもも、みなさんも、遊びによって成長しています。

健康維持と体験機会の保障

15

多様な動きの獲得と健康の維持

多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せ(ウェルビーイング)につながることを改めて認識する。

地域資源を生かした機会の創出

自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、機会や場を意図的・計画的に創出することが重要である。



出典:「こども大綱」P.16

遊びの没頭とスキルの獲得

14

身体諸感覚の活用と認知的スキル

こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルを育む。

社会情動的スキルの多面的な発達

創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことにつながる。

出典:「こども大綱」P.16

乳幼児期の遊びの本質

16

生活の中心としての主体的な遊び

乳幼児期のこどもの生活の中心は遊びであり、主体的に興味を持ち、夢中になって心と身体を動かして行う行為が、ここでの「遊び」である。

遊びそのものの目的性の理解

遊びは何らかの効果を求めてさせるのではなく、遊びそれ自体が目的である。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」,P14-15

現在を楽しみ幸せに生きること

遊びは、こどもが現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸せに生きることそのものであり、ウェルビーイングにつながる。

思いの尊重による遊びの変化と発展

こどもの「楽しい」「したい」という思いを尊重することで遊びが変化し、やがて目的のある遊びへと自ら発展していくことが重要である。

出典：「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」,P15

学童期の遊びと発達

自己と他者の多様な側面の発見

遊びの中で他者と自己の多様な側面を発見できるようになり、他者との共通性や自身の個性に気づき、アイデンティティを育む。

環境の拡大と集団遊びの継続

児童期には関わる環境が急速に拡大し、活動範囲が広がる中で、多様な人々や遊びの種類に関わり、集団での遊びを継続できるようになる。



出典：「放課後児童クラブ運営指針解説書」P.29

社会的スキルの獲得と自律性の発達

自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番待ち、我慢、約束、平等の意味等を身に付け、自分自身の力を伸ばす。

成功・失敗の経験と大人の適切な援助

遊びを通じた成功や失敗の経験を積み重ねる際、自発的に参加し楽しさを仲間間で共有するためには、大人の適切な援助が必要なこともある。

出典：「放課後児童クラブ運営指針解説書」P.29

振り返ってみましょう②

遊びを通じて学んだことや、今の自分に影響していることはありますか？

遊びを通じて、今の自分に影響していることを考えてみましょう。

わからない場合もありますが、画面を一時停止して、少し思い出してみましょう。

(終わったら再開してください)



いかがでしたか？

03

支援者が遊びを 支援する際のポイント

試行錯誤を支える見守りと援助

こどもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむ姿や、自分の力でやり遂げる充実感に気付けるよう温かく見守り、適切に援助する。

意欲の源泉としての葛藤と達成感

こどもが満足感を得て、時には疑問や葛藤を感じる事が、自発的に環境に関わろうとする意欲や態度の源泉となることを理解する。

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.7

21

支援の具体的留意事項

22

遊び自体の目的性の厳守(再掲)

遊びは、こどもにとっては、何かの成果や目的を達成するものではなく、**遊びそのものが目的**となることを深く理解する。

表出される感情の積極的受容

こどもの気持ちは遊びや生活の場面で表出されるため、それらを積極的に受け止め、表現の仕方や感性を豊かにする経験とする。

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.7

23

遊びを支える環境のプロデュース

24

こどもが自発的に行おうとする意欲の源泉を作るためには、
支援者による環境設定も大切

遊びの質を高める3つの構成要素

- 1 こどものリズムやペースに合わせたレクリエーションや運動を行うこと。
- 2 年齢や発達段階に応じた図書や玩具などの遊具、及び集中して没頭できる遊びの場を用意すること。
- 3 遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを、職員との十分な交流を交えて提供すること。

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.7

ルールのある遊びの導入技術

25

シンプルなルールの段階的導入



幼児がルールのある遊びを楽しむためには、最初は簡単な分かりやすいルールから始めることが大切であり、こどもが理解しやすいよう工夫する。

視覚的・体感的なイメージの共有

言葉のみの説明ではなく、イラストを活用したり、先生が行動やしぐさで見せたりすることで、遊び方や楽しさを実感できるようにする。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.66

「できること」への着目と不安の払拭

26

実態把握に基づく不安への配慮

新しい遊びや活動に不安を感じないように、その子が「できること」「分かること」を把握した上で始めることが重要である。

相互作用による「またやりたい」の醸成

「できない」ことが「やりたくない」こととならないよう「できること」に目を向け、幼児同士の関わりの中で成功体験に繋げる。

出典:「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」P.66

04

遊びにおける5領域の 主な観点

27

【健康・生活】と【運動・感覚】の視点

28

生活環境の調整

生活の中で様々な遊びを通した学びが促進されるよう、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化して環境を整える。

保有する多様な感覚

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、具体的な遊び等を通して支援を行う。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.18-19

【認知・行動】と【言語・コミュニケーション】

29

感覚情報の取得と認知機能の向上

視覚や触覚等の感覚を十分活用して、そこから情報が適切に取得されるよう促し、認知機能の発達を促進する支援を行う。

共同注意による相互作用の獲得支援

相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測する「共同注意」の獲得を含めたコミュニケーション能力の向上を支援する。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.20-21

【人間関係・社会性】の促進段階

30

遊びを通じた社会性の発達には、
模倣から始まり協同へと向かう育ちの段階がある

社会性を育む

- 1 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援すること。
- 2 見立て遊び、つもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援すること。
- 3 一人遊び、並行遊びから、役割分担やルールを守る協同遊びへと、段階的に社会性の発達を支援すること。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.22

施設及び設備が果たす支援的役割

31

空間の機能的分離と心地よい環境

静かな遊び、休息、雨天時の遊び、更衣等のための空間を工夫して確保し、こどもが心地よく過ごせるようレイアウトや装飾に配慮する。

地域資源の活用と適切な備品の整備



屋外遊びを豊かにするため、近隣の公園等を有効に活用し、障害特性や発達状況に応じた遊具や備品を適切に備えることが必要である。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.45

05

32

遊びを通じた支援の実践例

実践する際の観点


33

- まずは職員と遊んで自信を付け、それから一人遊びになって、友達との遊びになる。
- 見ているだけの時期もあってよい。
- 好きな遊びの種類を見極め、それを入り口としてバリエーションを増やしていくことで、遊びの世界を広げていく。
- こどもが見ていてワクワクするような遊びを提案する。

知的障害のあるこどもの遊びの実践例


34

ゆっくりと状況をつかみ、参加していく場合が多い



ボール的当て
的を用意しゴムボールを
投げて当てる


活かせる本人の力
集中力・筋力調整等



買い物ごっこ
おやつ配付時に疑似通貨等
で再現

活かせる本人の力
社会性等

35



障害物走
飛び石や踏み台等を
クリアして走る

活かせる本人の力
全身運動・バランス

重症心身障害児の遊び例

36

主体性を引き出すアプローチの視点

興味を引き出し、持てる力が使えるよう工夫し、ニーズを汲み取りながら、あるもので主体的な参加を促す支援を行う。



スイッチ遊び
(指等が可動する場合)
電気スタンド等のスイッチを
押す

活かせる本人の力
力のコントロール
意思表示

まとめ

まとめ：科目のおさらい



ライフステージにおける「遊び」の重要性

全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができることが重要であり、ウェルビーイングにつながるものである。



「遊び」を通じた社会性の促進

遊びを通じて、社会性の促進を支援することが重要である。



子どもにとっては「遊び」そのものが目的

遊びは、子どもにとっては、何かの成果や目的を達成するものではなく、遊びそのものが目的であることを理解する。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ こども大綱
- ◎ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後児童クラブ運営指針解説書
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導
- ◎ 重症心身障害児者等支援者育成研修テキスト
- ◎ 国立精神・神経医療研究センター「1歳半～2歳半の子どもを持つ保護者の方へ 子どもとの遊びを楽しむコツ」
- ◎ 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

こどもの発達において、「遊び」が果たす重要な役割を理解する。遊びは、心身の発達や社会性、想像力、コミュニケーションスキル等が育つ重要な要素であり、子どもにとっては、何かの成果や目的を達成するものではなく、遊びそのものが目的であることを理解するとともに、遊びのもつ発達支援的な要素についても学び、こどものウェルビーイングの実現に向けた支援につなげていく。

3. 講義後の振り返りシート (講義後)	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> □
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ◎印象に残った理由も書いてみましょう! ◎個別フィードバック等で相談・共有したい内容も OK!	
名簿・上司からの動き・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

受講者前記 (受講者記入欄)	
(1) 講義前後同様、フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事 (最大3つまで)	
1.	
2.	
3.	
(2) 明日からの実践でやりたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!	

おつかれさまでした



計画と評価に基づく 支援の実践

本科目のねらい

こどもの発達段階や特性等を理解した上で、ひとりひとりのこどもに合わせた支援を提供するため、5領域を踏まえた基本的なアセスメントや総合的な支援の提供等について学び、PDCA サイクルによる計画と評価に基づく実践の重要性を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援計画 実習記録 (2)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修
日付: 年 月 日	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「セッセ」や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

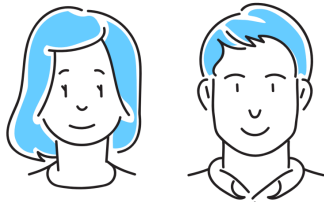
- 支援の前提となるアセスメントの重要性
- 個別支援計画作成時の留意点、記載のポイント
- 計画の評価と見直し(PDCAサイクル)

目次

- 01 ひとりひとりのこどもにあわせた支援提供の必要性の再確認
- 02 5領域を踏まえた基本的なアセスメント
- 03 個別支援計画の作成と支援の実施
- 04 評価と見直し(PDCAサイクル)

当事者ヒアリングが示す支援のあり方

こども本人の特性を把握し、決めつけや先入観を持たず、ひとりひとりに合わせた支援をしてほしい。



出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.59

01

ひとりひとりのこどもにあわせた支援提供の必要性の再確認

児童発達支援の方法：基本の再確認

- ✓ こどもの発達上のニーズを把握・理解したうえで、支援を利用する全てのこどもに総合的な支援を提供する
- ✓ こどもの発達段階や障害特性など個々のニーズにより特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせる

特性ニーズ

- こどもひとりひとりの発達の過程や障害の特性等に
応じた固有のもの

支援ニーズ

- 生活を送るために必要なもの

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.13-14を参考に作成

02

5領域を踏まえた基本的なアセスメント

健康・生活

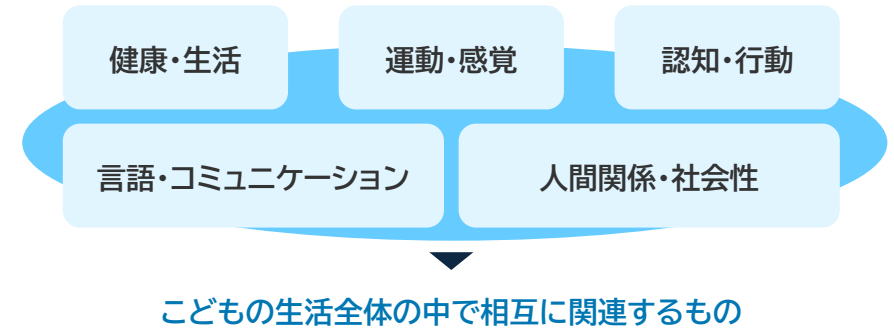
- 健康状態の維持
- 基本的な生活習慣(食事・排泄・睡眠)の確立
- 自己管理、情緒の安定 等

9

5領域を踏まえた基本的なアセスメント

10

こどもの発達のプロセスや障害の特性等に応じた発達上のニーズ等の把握にあたっては、「5領域」の視点を踏まえたアセスメントを行う。



11

運動・感覚

- 姿勢保持
- 移動
- 手指の操作
- 感覚の受容と調整
- 身体の使い方の習得 等

12

認知・行動

- 対象物の概念形成
- 情報の取捨選択
- 空間・時間の理解
- 行動のコントロール 等

言語・コミュニケーション

- 言葉の理解
- 発語
- 非言語的サイン(身振り等)の活用
- やりとりの意欲
- 意思表示 等

人間関係・社会性

- 他者への関心
- 愛着形成
- 集団生活のルール理解
- 協力的な行動
- 共感的理解 等

「総合的な支援」とは

オーダーメイドであること

- アセスメントの結果に基づき、こどもそれぞれに対して最適化されている

生活と遊びの中での支援

- トレーニングとして切り離されたものではなく、日常の自然な文脈の中で行われる

「5領域」の網羅

- アセスメントの視点が支援内容に反映されている

「特定の領域に重点を置いた支援」とは

17

専門性に基づくものであること

- 専門職(PT・ST・OT等)がその専門性の観点のもと深くアセスメントする

集中的に行われる支援

- 5領域のうち、特定(または複数)の領域に重点を置いた支援が計画的および個別・集中的に行われる

柔軟な形態で行われる

- マンツーマンだけでなく、個々のニーズに応じた配慮の上で、小集団で行われるものも含まれる

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.13-14を参考に作成

計画作成時に最も優先すべきこと

19

こどもの意思の尊重

年齢や発達の程度に応じた意見を尊重し、本人が望むことをくみ取る

最善の利益の優先考慮

何がその子にとって最もよい未来につながるかを最優先に考える

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2を参考に作成

03

18

個別支援計画の作成と支援の実施

個別支援計画の構成

20

- 利用児氏名、生年月日・年齢
- 作成年月日
- 利用児及び家族の生活に対する意向
- 総合的な支援の方針
- 長期目標(内容・期間等)
- 短期目標(内容・期間等)
- 支援の標準的な提供時間等(曜日・頻度、時間)
- 支援目標及び具体的な支援内容等
- 説明者氏名、保護者氏名

出典:「個別支援計画記載のポイント」を参考に作成

個別支援計画書（様式）

21

利用児氏名:○○ ○○(生年月日:暦年齢) 作成年月日: 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	
総合的な支援の方針	
長期目標 (内容・期間等)	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)	

○支援目標及び具体的な支援内容

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・ 5領域との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.62『個別支援計画書』を参考に作成

計画における項目間のつながりを重視する

22

利用児氏名:○○ ○○(生年月日:暦年齢) 日

利用児及び家族の生活に対する意向	こともと家族の「生活に対する意向」を丁寧に聴き取る
総合的な支援の方針	アセスメントと意向を踏まえた「総合的な支援の方針」を設定
長期目標 (内容・期間等)	方針に基づき、概ね1年程度で目指す目標
短期目標 (内容・期間等)	長期目標を分解し、概ね6か月程度で目指す目標

○支援目標及び具体的な支援内容

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・ 5領域との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
		各目標を達成するための「具体的」な支援内容・方法 (5領域の視点を網羅した支援を行う)				

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.62『個別支援計画書』を参考に作成

支援内容に関する項目

23

本人支援

- こども自身の発達を促し、QOLを高めるための直接的な支援。

家族支援

- 保護者の心理的安定や養育力の向上を支える包括的アプローチ。

移行支援

- 就園・就学や社会生活へのスムーズなバトンタッチを支える。

※地域支援・地域連携については、関係機関が連携し、
家族を包括的に支える観点から積極的に取り組むことが望ましい。

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.2を参考に作成

支援内容に関する項目（具体例）

24

分類	具体的な記載のポイント・例
本人支援	アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、5領域への関連性を含めて記載する。 例)「嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる」
家族支援	こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から記載する。 例)「保護者の意向に応じて、保護者同士の交流の機会や関連する情報を提供する」
移行支援	インクルージョンを推進する観点から、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等について記載する。 例)「保育所等への移行に向けた支援内容等の共有を行う」

出典:「個別支援計画の記載のポイント」を参考に作成

記入例を見てみよう

25

利用児氏名:A(〇年〇月〇日:3歳※年少児)

作成年月日: 〇年 〇月 〇日

利用児及び家族の生活に対する意向	<p>【本人】好きな遊び(ミニカー、水遊び)を存分に楽しみたい。自分のやりたいことを分かってほしい。</p> <p>【家族】言葉が出ないことで本人がイライラしているのが辛い。少しでも意思疎通ができるようになって、落ち着いて過ごせるようになってほしい。家庭での具体的な遊び方や、パニックへの対応のコツを知りたい。</p>	
総合的な支援の方針	<ul style="list-style-type: none"> 支援者等安心できる大人との関係性を基盤に「伝わった!」という成功体験を積み重ね、コミュニケーションへの意欲を育む。 言葉に代わる手段(写真や絵カード)を積極的に取り入れ、思いがスムーズに伝わる環境を整えることで、本人が落ち着いて過ごせる土台を作る。 保護者に対しては、家庭での成功体験を増やすための具体的な関わり方を共有し、家族全体のQOL(生活の質)向上を目指す。 	
長期目標 (内容・期間等)	自分の要求や拒否を、物・写真カード・ジェスチャーなどを用いて周囲に伝え、安心して集団活動に参加している。	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)	<ol style="list-style-type: none"> ①指導員と1対1の場面で、欲しい物を指差しや手渡して要求する。 ②写真カードを見て、次の活動場所を理解する。 	<p>【曜日・頻度】 月・水・金(週3回)</p> <p>【時間】 10時~14時</p>

→次のページに続きます

記入例を見てみよう(続き)

26

○支援目標及び具体的な支援内容

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)	達成時期	担当者 提供機関	留意事項	優先順位
本人支援	カードを使って自ら選択・要求し、思いが伝わる喜びを育む。	2択のカードから遊びの内容を選ぶ機会を作り、本人の選択を尊重する。 →言語・コミュニケーション、認知・行動	6か月後	児童指導員 保育士	発語を無理に促さず、まずは「伝わった!」という安心感と達成感を優先する。	1
家族支援	家庭内でのコミュニケーションの不安を軽減する。	連絡帳や送迎時の対話を通じ、園での有効な視覚的提示の方法を共有する。家庭でも使える絵カードの作成を支援する。 →人間関係・社会性、健康・生活	6か月後	児童発達支援管理責任者	保護者の「辛い」という感情を否定せず、受容的な態度で接する。	2
移行支援	併用している保育園で、安心して過ごす。	保育所等訪問支援を利用し、園の先生に本人の特性を伝える。集団の中でパニックになった際のクールダウンの確保を提案する。 →人間関係・社会性、言語・コミュニケーション	1年後	児童発達支援管理責任者	園側の負担感に配慮し、スモールステップでの提案を行う。	3
地域支援・地域連携	公共の場を安全に利用し、地域において安心してできる場を広げる。	公共の場でのルールを、絵カードを使って都度確認する。本人のパーソナルスペースを確認しつつ、並行遊び(同じ場所を別々に遊ぶ)を促す。 →人間関係・社会性、運動・感覚	1年後	児童指導員	地域住民に対し、障がいへの理解を広める機会と捉え、適切な配慮と自然な交流を促す。	4

個別支援計画のポイント

27

- アセスメントは、こどもの可能性を見出すもの
- 5領域の項目にこどもを当てはめて、支援が画一的なものにならないように留意することが必要
- 支援目標や内容は、一人ひとりにあわせて構築される



出典:「個別支援計画の記載のポイント」を参考に作成

04

28

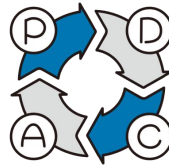
評価と見直し (PDCAサイクル)

個別支援計画のポイント

29

アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適切に行いながら、PDCAサイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)で構成されるプロセス)により支援の適切な提供を進めることが必要である。

出典:「個別支援計画の記載のポイント」を参考に作成



個別支援計画の評価と見直し

31

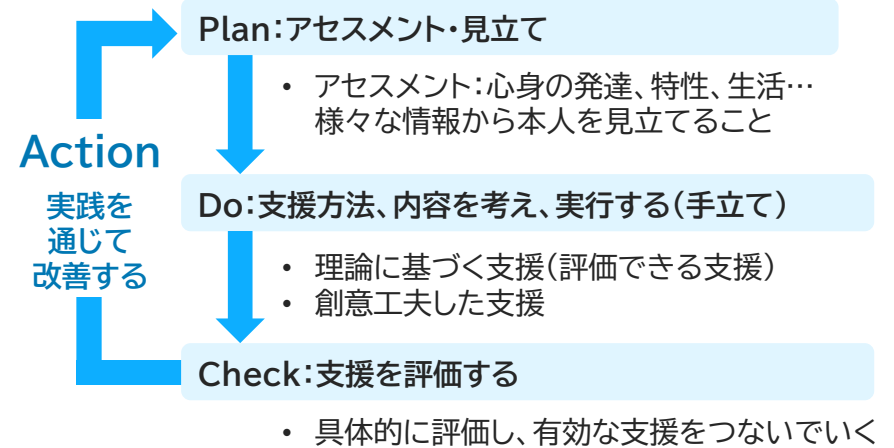
個別支援計画の作成後も、**こどもについての継続的なアセスメント**によりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた**支援目標に対する達成状況等の評価**を行い、これを踏まえて**個別支援計画の見直し**を行うこと。

この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

出典:「個別支援計画の記載のポイント」を参考に作成

PDCAサイクルによる適切な支援の進め方

30



出典: 令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 基礎研修コース「発達特性に応じた個別支援計画作成プロセス～児童の現場から考える～」P.29～30を参考に作成

まとめ

32



オーダーメイド支援提供の必要性

一人ひとりのこどもにあわせた支援を提供するにあたり、折に触れて支援者の「基本姿勢」に立ち返り意識することが重要。また、「総合的な支援」と「特定の領域に重点を置いた支援」を組み合わせる必要がある。その際は「5領域」の視点を含めた、こどもの可能性を見出すアセスメントを行う。



PDCAサイクルの実践

支援提供は、アセスメントに基づく計画の作成と支援の実施、支援目標に対する達成状況の評価、個別支援計画の見直しという流れ(PDCAサイクル)で進む。個別支援計画の作成後も、継続的なアセスメントによりこどもの状況を把握することが重要である。

本科目のねらい

こどもの発達段階や特性等を理解した上で、ひとりひとりのこどもに合わせた支援を提供するため、5領域を踏まえた基本的なアセスメントや総合的な支援の提供等について学び、PDCAサイクルによる計画と評価に基づく実践の重要性を理解する。

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他()	
受講者のコメント(受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点(フィードバック者記入欄) 記入者氏名: ◎フィードバックコメント	

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事(最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと(小さな一歩)を一つ書いてみましょう!

- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 個別支援計画の記載のポイント
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

おつかれさまでした



アタッチメント・ パーマネンシー

本科目のねらい

アタッチメントは、こどもが自身や他者、社会への基本的な信頼感を得るために欠かせないものであることを知り、安心と挑戦の土台となる重要な概念であることを理解する。また、全てのこどもが安心して自分らしく育つためには、安定した関係性が継続的に保障されている環境で育つことが、パーマネンシーの保障という観点からも重要であることを理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

履修者支援研修 実践研修 (Ⅱ)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修
日付: 年 月 日	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている“セッセ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- アタッチメントの基本的考え
- アタッチメントの形成とこどもの発達
- 支援者がアタッチメントを意識するポイント
- パーマネンシーの基本的考え
- パーマネンシーの保障とこどもの育ち

目次

- 01 アタッチメントとは
- 02 アタッチメントの形成とこどもの発達
- 03 支援者がアタッチメントを意識するポイント
- 04 パーマネンシーとは
- 05 パーマネンシーの保障とこどもの育ち

01

アタッチメントとは

アタッチメントとは

7

「アタッチメント」は、こどもが怖くて不安なときなどに保護者や身近な大人(アタッチメント対象)がその気持ちを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与える経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台です。



出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.13

アタッチメントの必要性

8

基本的信頼感の獲得

「アタッチメント」は、こどもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものです。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.13

発達への影響

「アタッチメント」は、こどもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくものです。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.13

非認知能力への影響


安定したアタッチメントは、自分や他者への信頼感の形成を通じて、忍耐力や協調性といった「非認知能力」の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながります。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.13

アタッチメントの対象

保護者はこどもが「アタッチメント」を形成する対象として極めて重要であるものの、保育者など、こどもと密に接する特定の身近な大人もアタッチメント対象になることができます。



保護者は極めて重要ですが、支援者もその役割を担うことができます。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.13を参考に作成

02

アタッチメントの形成とこどもの発達

幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント」の形成

13

自己肯定感等が
育まれる

安全・安心

乳幼児期の安定したアタッチメントは、自分自身や周囲、社会への安心感をもたらします。

挑戦・探索

その安心感の下で、こどもは「遊びと体験」等を通して外の世界へ挑戦し、世界を広げていくことができます。

このような「安心と挑戦の循環」は、こどもの将来の自立に向けても重要な経験である。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.14を参考に作成

アタッチメント行動システム

14

【アタッチメント行動システム】

こどもが恐れや不安を抱くと、親などに接近を求め、しがみつくとで安全感を得る一連の行動システム



この人なら必ず守ってくれる」という信頼に基づく予測の上に成り立つ、情緒的絆が形成されます。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.74

アタッチメント行動の発達

15

以下の行動が発達し、段階的に可能になっていきます。

定位行動:アタッチメント対象となる特定の他者を探し、注意を向ける。

➡目で追う(追視)、声がした方を向く、手を伸ばす

発信行動:自分からシグナルを発する。

嘔泣く、笑う、発声・喃語、見つめる

接近行動:対象に近づく。

嘔後追い、しがみつく・抱きつく、よじ登る

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.74

アタッチメント形成の基本

16

- こどもが不安や恐怖を感じているときに守ったり慰めたりする「確実な避難所」として機能すること
- こどもがアタッチメント対象から離れて探索行動に移ったときには「安全の基地」として見守ること

基地があるからこそ、積極的な探索行動を行うようになり、自らの発達機会をより一層増やしていくことになります。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻」P.278

03

支援者がアタッチメントを意識するポイント

17

アタッチメントに課題があるこどもの場合

18

- 幼少期から大人に依存し安心を得るといった体験の積み重ねに乏しいことから、警戒感が高いことがあります。
- これまでの育ちの中で主体性が育っておらず、意思表示の意欲が委縮している場合もあります。
- 関係性が近くなるほど過剰な不安や期待が生じやすくなります。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻」P.278、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.11を参考に作成

ボンディング障害

19

ボンディング

子供に抱く愛着・情緒的絆を指し、産前・産後にかけて「守りたい」と感じる愛情。

ボンディング障害(対児愛着障害)

こどもに対して守りたい、愛おしいと感じるといった情緒的な絆が持てなくなるような状態。

※産後うつなどの精神的要因のほか、孤立した環境、育児への過度なストレス、妊娠中からの悩み、子供が泣き止まないことによる疲労など、複合的な要因で発症します。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻」P.69を参考に作成

アタッチメントに課題のあるこどもへの対応

20

以下を大切に、支援にあたることが重要です。

- ✓ こどもの様子をよく観察し、心地よい体験を積み重ねる
- ✓ 不安や恐怖を与える状況に寄り添う
- ✓ 先の見通しを示す
- ✓ こどもが自己調整能力や内省する力を育もうとすること

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻」P.278

お互いの距離が近くなると

こどもが支援者に際限のない要求をぶついたり攻撃する状況が続くこともあります。



- このような時は、こどもと支援者の二者関係のみで乗り越えていくことは困難になります。
- 他の支援者にも助けを求めながら、こどもの言動の意味や理由を探り、お互いに安心して一緒に居られる距離や活動を見つけ、少しずつ事態の改善を図っていくことが必要になる。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻」P.278

障害のあるこどもであっても

アタッチメントの形成についても、障害児を「他のこどもと異なる特別なこども」と考えるべきではありません。

「一人一人多様な育ちがある中で、個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこども」と捉えることが大切です。

障害の有無で線引きせず、全てのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉え、環境・社会を整える視点が重要です。

出典:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」P.5

04

パーマネンシーとは

パーマネンシーとは

パーマネンシーとは子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる信頼できる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会は保障すべきものである。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻」P.24-25、畠山氏(畠山2023:37-38)によるパーマネンシーの定義を抜粋

改めて整理すると…

将来の見通しを持った育ちの保障

こどもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障

こども主体

それは周りのおとなではなく、こども自身が定義するものであること

権利としての保障

社会的・制度的に認められたものであり、すべてのこどもに対して社会は保障すべきものであること

パーマネンシーの保障に向けた観点

アタッチメントによる安心感のもと、ライフステージの変化に応じて安心できる場があることも「パーマネンシー保障」です。

- ✓ 大切な大人との安定したつながり
- ✓ これからも安心して続いていくと感じられる将来への見通し
- ✓ ライフステージが変わっても、自らが所属していると実感できる関係性
- ✓ いつでも戻れる安心できる場所

この考え方は、障害のあるこどもへの支援においても重要です。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.5

児童福祉法における保障

児童福祉法 第三条の二

①国及び地方公共団体は、**児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。**ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては**児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。**

出典：児童福祉法 第三条二

- 家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者への支援が求められています。
- それが難しい場合には、代替りの養育環境での継続的な養育が必要となります。

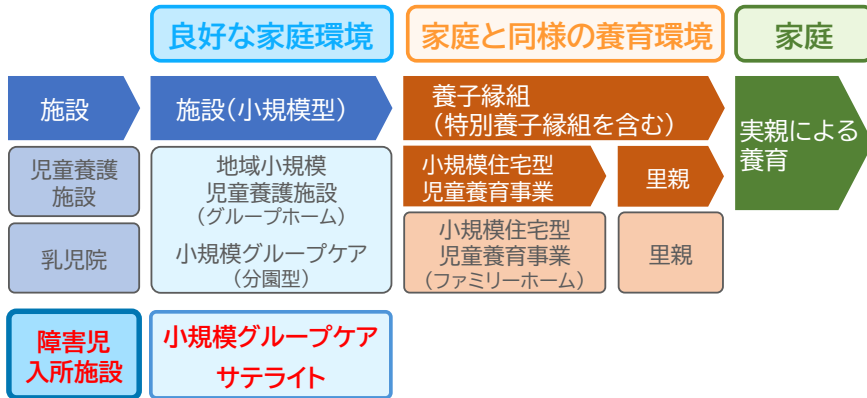
05

パーマネンシーの保障と こどもの育ち

社会的養護

29

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。



出典:「社会的養育の推進に向けて」P.3を参考に作成

障害児入所施設

30

障害児入所施設は、障害のある児童を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設であり、「福祉型」と「医療型」の2つに分類されています。また、入所の形態としては、措置と契約があります。

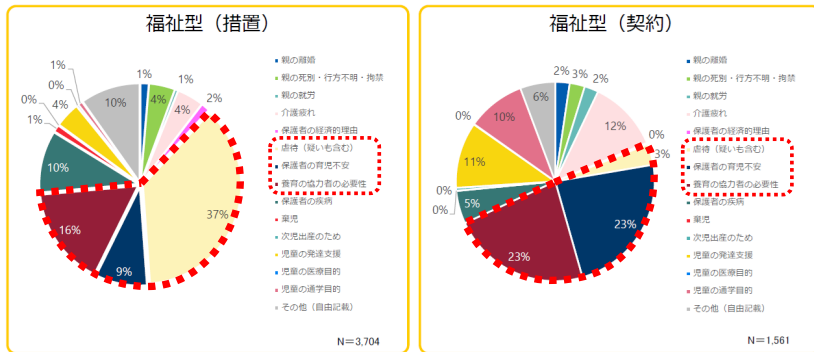


【入所児童の移行への対応】
入所は満18歳に達するまでを原則とし、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで、さらに引き続き入所が必要と認められる場合は、22歳満了時までの入所継続が可能とされています。

出典:「第1回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会(令和7年5月21日) 参考資料1『障害児入所施設について』」P.2を参考に作成

障害児入所施設(福祉型)への入所理由(施設回答)

31



出典:「第7回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会(令和8年3月21日) 参考資料1『障害児入所施設実態把握調査』の結果について」P.6を参考に作成

障害児入所施設(福祉型)への入所理由では、「虐待(疑い含む)」や「保護者の育児不安」、「養育の協力者の必要性」の割合が高い。

⇒社会による十分な支援が行われていないことが原因です。

喪失体験と継続性の保障

32

社会的養護下では、子どもたちは家庭、ふるさと、学校との別れを必然的に経験します。措置変更による移動もあります。

→こうした居場所の移動は、障害のあるないに関わらず、子どもの分離喪失体験や見捨てられ体験につながりやすい。

説明

居所が変わる場合には可能な限り丁寧な説明を行うこと

面会・外泊交流

面会・外泊交流などを通して、新しい生活に徐々に慣れていくこと

関係継続

住む場所が変わっても、以前に関わった大人が関係を継続し、定期的な機会が保たれること

継続的で安定した養育者および養育環境を保障することが重要です。

出典:「子ども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻」P.278を参考に作成

パーマネンシーの保障に向けて

33

まずは安定した親子の関係性や生活が大切です。
様々な社会資源である保育所・児童発達・放デイ・家庭支援事業等を活用した在宅への親子支援が大切です。
なお、支援ニーズがより高まった際には、社会的養護の制度を活用しながらも、こどもの最善の利益を図り、よりよい親子関係につなぐサポートも必要です。

まとめ：科目のおさらい

35



安定したアタッチメントによる「安心と挑戦の循環」

こどもが不安な時に安心感を与えてくれる「アタッチメント」は、こどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらすものであり、その安心感の下で、こどもは外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていく。また安定したアタッチメントは、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。



ライフステージの変化に応じた安心できる場

こどもが、大切な大人との安定したつながりの中で、これからも続いていくと感じられる将来への見通しをもち、自らが所属していると実感できる関係性や、いつでも戻れる安心できる場所があると感じられることが重要である。

まとめ

34

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

36

- ◎ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第1巻 こども家庭福祉
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第2巻 関連知識
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書
- ◎ 社会的養育の推進に向けて
- ◎ 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会資料

医療的ケアの 基礎理解

本科目のねらい



医療的ケアにおける基本的な知識や医療等との連携の重要性について理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

療養児支援基礎・実践研修（Ⅱ）	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●●●	性別：●●
履修状況：□初修 □再履修	日付： 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 （現在自身が知っている範囲の考え方でOK）	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気づいている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 医療的ケアに関する基本知識
- 医療的ケア児支援の基本理念
- 安全管理や留意点等日々の支援において重要な点
- 関係機関との連携の重要性
- 原則として医行為ではない行為

目次

- 01 医療的ケア児とは
- 02 主な医療的ケアの種類と基礎知識
- 03 医療的ケア児支援における安全確保と留意点
- 04 医療機関等との連携の重要性
- 05 原則として医行為ではない行為について

01

医療的ケア児とは

医療的ケアの定義

医療的ケアとは

人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他の医療行為をいう。

医療的ケア児とは

日常生活や社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが欠かせない児童

※出典:令和三年法律第八十一号「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第2条

その他医療行為

気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿 等を指す

※出典:厚生労働省「医療的ケア児について」<https://www.mhlw.go.jp/content/000981371.pdf>

【参考】学校における医療的ケアの手技に関する動画

 <p>コンテンツ概要</p> <p>【主な内容】 ・シリーズの構成と内容 ・視聴上の留意事項 https://youtu.be/y9MNSvppd7i</p>	 <p>①喀痰吸引(鼻腔・口腔)</p> <p>【主な内容】 安全・有効で苦痛が少ない 鼻腔・口腔からの吸引 https://youtu.be/wU1D8005677</p>	 <p>②喀痰吸引(気管カニューレ・切開部)からの合理的な吸引</p> <p>【主な内容】 気管カニューレ・切開部からの合理的な吸引 https://youtu.be/3amh7Dk1N77</p>	 <p>③人工呼吸器による呼吸管理Ⅰ(脱酸素法を含む)</p> <p>【主な内容】 ・脱酸素法 ・非侵襲的陽圧換気療法 https://youtu.be/3jocM5Ca71c</p>	 <p>④人工呼吸器による呼吸管理Ⅱ</p> <p>【主な内容】 侵襲的人工呼吸器法と、関連するセヤリ・ハット事例 https://youtu.be/7mcc0vud55e</p>
--	---	---	--	--

※出典:学校における医療的ケアの手技に関する動画 <https://www.mext.go.jp/content/000365351.pdf> 一部抜粋

支援を支える5つの柱（基本理念）

9

- 1 日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

※出典：厚生労働省「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像」

社会での支えと共生

10

- ✓ 社会全体で医療的ケア児の生活を支援する
- ✓ 個々の状況に応じた切れ目ない支援と、適切な教育支援

孤立させない支援

本人も家族も孤立させず、社会全体でその生活を支える体制を整える。

適切な切れ目のない支援

医療的ケアのない子と共に教育を受けられるよう配慮し、適切な教育の場を整える必要がある。

※出典：厚生労働省「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像」P1

将来への伴走と人権

11

- ✓ 医療的ケア児でなくなった後(成人後)への配慮
- ✓ 本人と保護者の意思を最大限に尊重する
- ✓ 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること

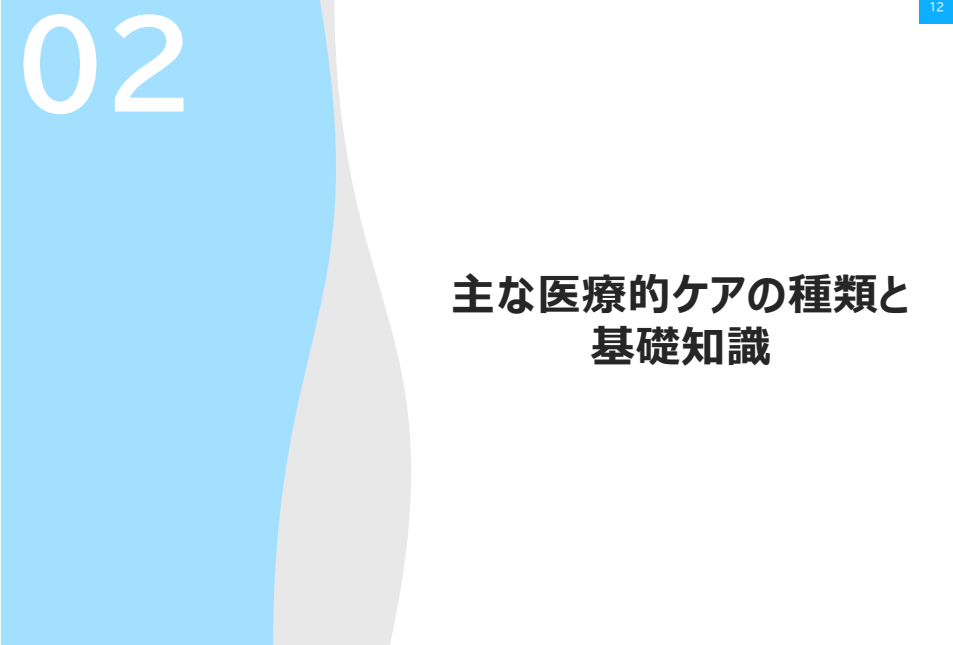
成人後を見据えて

こども期だけでなく、医療的ケアが不要になった後や成人後の生活にも配慮する。

意思の尊重と格差の解消

本人と保護者の想いを最大限に尊重し、住んでいる地域による支援の差をなくす。

※出典：厚生労働省「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像」P1



12

主な医療的ケア

13

主な医療的ケア	具体的内容
人工呼吸器の管理	呼吸機能の低下や心機能の低下が原因で、うまく呼吸ができない場合などに酸素の取り込みや二酸化炭素の排出を補う
排痰補助装置の使用	人工呼吸器の使用により換気能力が低下し自力での排痰が困難な場合、排痰補助装置を用いて、陽圧をしっかりとかけて肺をふくらまし、陰圧をかけて痰を引く
気管切開部の管理	呼吸機能の低下や気道の閉塞が原因で、口や鼻から十分に呼吸ができない、栄養が摂れない場合などに気管を切開して機器を装着する
酸素療法 (在宅酸素療法)の管理	呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素濃縮器等を使い、酸素を補う

※出典:「障害児通所支援事業所等(障害児通所支援、生活介護およびグループホーム)における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き」P3

主な医療的ケア

14

主な医療的ケア	具体的内容
吸引(痰・唾液など)	筋力の低下などが原因で、自力で痰などの排出が困難な場合に、口腔、鼻腔から吸引器で痰などを吸引する
吸入	吸入器を使用し、薬剤や生理食塩水を吸入して分泌物の排出を促し、痰を切れやすくする
経管栄養の管理(胃ろう・腸ろう・鼻腔など)	摂食嚥下の機能に障害があることが原因で、口から食事を摂れない、十分な量を摂れない場合などに胃や腸、鼻腔にチューブを通して流動食や栄養剤を注入する また、胃内残内容の確認も含む
インスリン注射 (等の皮下注射の管理)	糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的もしくは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射をおこなう
導尿	自己での排尿が困難な場合に膀胱(尿道)にチューブを入れて尿を出す

※出典:「障害児通所支援事業所等(障害児通所支援、生活介護およびグループホーム)における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き」P3

医療的ケアスコア

15

医療的ケアスコアとは

医療的ケア児の医療濃度を計るためのスコア。医療的ケアの各項目ごとに、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっており、これらの点数を合算したスコアを指す。

基本スコア

医療行為の該当の有無についての評価であり、保護者や医師、看護職員等への聞き取り等により事業所で判定することが可能である。

見守りスコア

医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療的ケアに係るトラブルが命にかかわるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価であり、医師による判定が必要である。

※出典:「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」

医療的ケアの判定スコア

16

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(医師用)

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	目次	夜間	高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク或補助換気法、ハイフローオキシジェン、閉鎖的陽圧吸入法、排痰補助装置、高度吸引装置等を含む)の管理 注1)人工呼吸器及び換気装置の管理のうち、いずれか一つに該当する場合はカウントせず。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚呼吸がない等のために人工呼吸器使用(注)に該当する必要がある場合(1点) 注)自覚呼吸がない等のために人工呼吸器使用(注)に該当する必要がある場合(1点)
2 気管切開の管理 注1)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器及び人工呼吸器換気装置等を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚呼吸がほとんどない等のために気管切開カニューレ除去に際して重傷に該当する必要がある場合(2点)
3 鼻閉塞ケアの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鼻閉塞が著明なためにエアウェイ除去に際して重傷に該当する必要がある場合(1点)
4 酸素療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸素投与中に短時間うちに健康及び患者の生命に悪影響をもたらす場合(1点)
5 吸引(口腔・気管内吸引)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)
6 ネプタイザーの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 経管栄養 注1)経鼻胃管、胃管、経鼻腸管、経胃腸管、腸管、鼻道 注2)持続経管注入ポンプ使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により栄養を除去する(撤去)可能性がある場合(2点)
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧治療薬、麻薬など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により中心静脈カテーテルを除去する可能性がある場合(2点)
9 皮下注射 注1)皮下注射(インスリン、麻薬など) 注2)持続皮下注射ポンプ使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注1)インスリン持続皮下注射ポンプは持続血糖測定器と併用している場合は、血糖測定項目を除外する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	血糖測定とその後の対応が適切に必要な可能性がある場合(1点)
11 継続的な透析(血液透析、透析濾過を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により透析カテーテルを除去する可能性がある場合(2点)
12 導尿 注1)留置カテーテルを挿入 注2)持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱カテーテル、尿道カテーテル)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により持続的導尿カテーテルを除去する可能性がある場合(1点)
13 経管栄養 注1)消化管カテーテルを挿入 注2)経鼻、洗腸 注3)洗腸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自覚運動等により消化管カテーテルを除去する可能性がある場合(1点)
14 産院での産科入院、吸引、胎膜剥離、速達神経刺激装置の作動等の処置 注)産院から帰国後の対応として医師の指示があり、速達装置(産科用)の使用がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産院が十分に重傷する可能性や短時間うちに何度も繰り返す可能性がある場合(2点)

※出典:「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」

状態像による分類

17

- 1 身体障害のある医療的ケア児
- 2 活動可能で知的障害がない・もしくは軽度の医療的ケア児
- 3 知的障害があり、動く医療的ケア児
- 4 行動障害があり、動く医療的ケア児
- 5 医療的ケアのある重症心身障害児
- 6 行動障害があり医療的ケアのある重症心身障害児

分類分けはあくまで目安！

※出典:「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」P34

特徴と配慮（続き）

19

知的障害のある動けるこども

自ら医療的ケアの**危険判断ができないことがある**ため、医療事故の防止(見守り)に配慮が必要。
発達段階や特性に合わせた専門的な療育を行う。

行動障害のあるこども

気管切開のカニューレの自己抜去などの自傷行為が見られる。日常生活に深刻な影響があるため、危機回避のための見守りと、環境整備などの専門的支援が必要。
その**行動の背景を考えることが大切**。
伝えたいことがある場合もあるため、**こどもの伝えたいことは何か、保護者や多職種と共考していくことが必要**です。

※出典:「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」P35

特徴と配慮

18

身体障害のあるこども

知的障害がない(または軽度)ため、幼少期からのコミュニケーション支援が重要。
視線入力装置などの自己表現を可能にするIT機器を活用した自己表現の学習などが大切。

知的障害がない動くこども

成長に伴い、気管切開などの医療的ケアが不要になる可能性がある。将来を見据え、インクルーシブな環境での社会性向上や豊かな生活体験の支援が必要。

※出典:「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」P34

特徴と配慮（続き）

20

重症心身障害のあるこども

重度の身体・知的障害が重複し、寝たきりやてんかんを伴うことが多い。
高い身体的配慮に加え、視線入力機器等を用いた意思表示の支援も検討される。

行動障害を伴う重症心身障害児

重症心身障害と行動障害(自傷、痙攣等)が重複した状態。自身が置かれている環境のコントロールすることが難しく、「苦痛の訴え」の場合もあると言われている。
健康状態の確認や多職種による意図の汲み取りが不可欠。

※出典:「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」P35

03

安全確保と留意点

こどもの育ちを支える

体験的な活動の提供

体制をあらかじめ整えた上で、医師の指示に基づき、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な遊びや活動が展開できるようにする。

生活習慣

健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けるサポートも必要である。




医療的ケアが必要な子どもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からない子どももいることに配慮することが必要

※出典：放課後等デイサービスガイドライン P27をもとに作成


21

事前の準備を徹底する

適切な体制整備

 ケアの目的や具体的な手法を十分に情報収集したうえで理解し、適切に行える体制を事前に整える。

指示と情報の共有




 医師の指示を基に、保護者・事業所間で情報を密に共有し、支援の方向性を合わせる。

※出典：「放課後等デイサービスガイドライン」P27をもとに作成

23

機器とチューブの徹底管理

医療機器のチェック

-  医療機器の電源の確保
バッテリー切れの防止
-  酸素ボンベや酸素チューブ等の安全管理
-  アラームへの即時対応などに常に留意する必要がある。

事故の防止

職員の見守り等により、子ども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む



いざという時にチームで連携できるよう、役割分担を含めた訓練を定期的に行う。

※出典：放課後等デイサービスガイドライン P52～53をもとに作成

22

24

04

医療機関等との連携の重要性

25

包括的な支援体制

27

専門機関とのつながり

主治医だけでなく、医療的ケア児支援センター等とのネットワークも活用する。

コーディネーターの活用

医療的ケア児等コーディネーター等の専門職と連携し、地域全体でその子の生活を支える。



医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割

※出典：「放課後等デイサービスガイドライン」P41をもとに作成

チームで支える安心感

26

円滑な連携体制

医療、保育、福祉の専門職が連携し、児に安全な環境を提供することが求められる。つまり、**日ごろから多職種間で円滑に連携できる支援チームを作ることが期待されている。**

※出典：「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」P81をもとに作成

協力医療機関との関係

事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態を理解してもらってもらうことも大切。

※出典：「放課後等デイサービスガイドライン」P41をもとに作成

05

28

原則として医行為ではない行為について

医行為に該当しなくても安全に

29

事業所全体の体制整備

行為の実施にあたっては、管理者が行為の危険性を理解し、事業所として安全に実施できる体制を整える。

多職種が連携し、利用者が安心してサービスを受けられる環境を作る。

危険性やリスクの理解

職員は、当該行為の危険性やリスクを十分に理解した上で実施することが求められる。

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」P12

情報共有の重要性

31

日常的な情報共有

処置が正しく、本人の状態に即しているか確認するため、医師と日常的に情報を共有する。

ビデオ(動画)記録の推奨

急変時のみならず、処置が正しく行われているか、本人の状態に即しているか等について医師と日常的に情報共有するためにも、可能な限り状態と処置・手当等をビデオ(動画)などで記録することが推奨される。

医行為か否か

30

ある行為が医行為か否かは、個々の行為の様態に応じ個別具体的に判断する必要がある。

専門的管理の要否確認



病状が不安定な場合は「医行為」となる可能性がある。医師・歯科医師・看護職員に対し、専門的管理が必要な状態かどうかを確認する。



急変時やその他必要な場合は医師等に連絡し必要な措置を講じる。

ケアとしての実施と組織的研鑽

32

ケアの一部としての実施

行為はケアの一部として実施されるが、職員の知識・技術は一様ではない。

個別性の考慮(場所・状態)

入所施設か在宅か、こどもの状態によって留意事項や実施方法は異なる。

組織的な検討と研修

組織としてケア方法の検討や、継続的な技術研修、適時適切な情報共有を実施することが不可欠。

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」P5をもとに作成

信頼関係の構築と組織責任

33

こども・家族への丁寧な説明



実施にあたり、目的やリスクを本人・家族に説明し、**理解を得る**。
異常時の連絡体制を共有する。

管理者に求められる役割

事業所等に所属する職員が安全にこどもとその家族等にサービスを提供できるよう環境を整えること。
特に研修では、「原則として医行為ではない行為」の行為の具体を確認し、OJTを行うなど、**利用者への安全を最大限考慮すること**が必要。

具体的な条件

35

①医行為であるとされる場合もあり得る

- ✓ 病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合
- ✓ サービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医療職に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。
- ✓ 病状の急変が生じた場合その他必要な場合は医療職に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

②数値からの判断

- ✓ 測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為
- ✓ 事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべき

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」をもとに作成

ヒヤリ・ハットや事故への対応

34

ヒヤリ・ハットを隠さず報告し、
関係者で話し合える風通しの良い環境を構築する。

再発防止策の立案と共有

報告書に基づき、要因(本人・介護者・環境)を分析し、組織として再発防止策を共有する。

報告や共有が目的にならないよう、
組織として対策を検討していくことが大切です。



通知上の条件

36

③研修の必要性

- ✓ 一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然
- ✓ (医行為でないからといって)研修の必要性を否定するものではない

④看護職員による実施計画が立てられている場合

- ✓ 具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべき

⑤不安定でないこと

- ✓ こどもの血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

通知上の条件

37

⑥説明と相談環境

- ✓ 本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行う
- ✓ 実施する行為について本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。
- ✓ 必要に応じて医療職から書面等で指示を受け、ケアの実施後に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。

⑦看護職の指導

- ✓ 医薬品の使用・服薬等の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

数値の測定関係

39

血圧等測定関係

体温計による測定、自動血圧測定器、パルスオキシメーターの装着、測定

血糖測定関係

持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認

インスリンの投与の準備・片付け関係

あらかじめ医師から指示された定時実施の声かけ、見守り、未使用品の手渡し、使用量の確認、使用済み注射器の片づけ及び記録

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

通知上の条件

38

⑧医薬品使用の介助条件

- ✓ 利用者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ✓ 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ✓ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

これらの条件は、行う行為により適用される条件が異なる。
詳しくはガイドラインで確認しましょう！

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

食事と吸引関係

40

経管栄養関係

皮膚の確認、チューブを留めているテープが外れていたり、汚染した場合にあらかじめ明示されている貼り付け位置への再度貼付、経管栄養の準備・片付け

食事介助関係

食事(とろみ食を含む。)の介助を行うこと

喀痰吸引関係

吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充
吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」P16をもとに作成

身体の清潔と服薬・処置の条件

41

在宅酸素療法関係

援助を必要としている場合で、酸素マスク等を装着していない状況下で、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、準備や片付けなど。

吸入開始や停止は医療職または本人がおこなうこと。

肢体不自由等や睡眠中などにより、自力で酸素マスク等を戻すことが困難であることのも酸素マスク等を基の位置に戻すこと。

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

その他

43

その他関係

- ✓ 入れ歯の着脱及び洗浄
- ✓ 歯ブラシ等での日常的な口腔ケア
- ✓ 異常のない爪の爪切りや爪やすり
- ✓ 耳垢の除去(耳垢塞栓の除去を除く)
- ✓ 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」P18をもとに作成

排泄関係

42

膀胱留置カテーテル関係

膀胱留置カテーテルの蓄尿バックからの尿廃棄、尿量や尿色の確認チューブを留めているテープが外れていた場合にあらかじめ明示されている貼り付け位置への再度貼付。

専門的管理が必要無いことを医療職が確認した場合の、膀胱留置カテーテルを挿入している利用者の陰部洗浄

排泄関係

ストマ装具のパウチにたまった排泄物の廃棄(肌に接着したパウチの取り替えを除く。) など
市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(※)を用いて浣腸すること

※使用できるサイズや容量は定められています。使用する前に確認しておきましょう。

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

服薬関係

44

服薬介助関係

- ✓ 皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、湿布の塗布
- ✓ 点眼の介助
- ✓ 一包化された内用薬の内服の介助
- ✓ 鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助
- ✓ 水虫や爪白癬に罹患した爪への軟膏又は外用液の塗布(褥瘡の処置を除く。)
- ✓ 吸入薬の吸入
- ✓ 分包された液剤を介助すること
- ✓ 坐薬挿入

※出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

まとめ

出典ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像
- ◎ 原則として医行為ではない行為に関するガイドライン
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト
- ◎ 学校における医療的ケアの手技に関する動画

まとめ：科目のおさらい

- 正しい知識や理念を持った支援
医療的ケア及び医療的ケア児についての正しい知識を蓄え、実践する。
基本的理念を念頭に、人権や安全に配慮した支援を実践する。
- 連携の重要性
アセスメントを踏まえ、保護者・医療機関とも事前に連携を図る。
職員が実施する行為について理解し、医療職との連携を適切に実施する。

医療的ケアがあってもなくても、遊びや気持ちに共感するなど、こどもとしての育ちを保障することが大切！

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

医療的ケアにおける基本的な知識や医療等との連携の重要性について理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属：	氏名：
実施日： 年 月 日	参加者：○●・△△・□□
実施形式： □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他（ ）	
受講者のコメント（受講者記入欄）	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう！ ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK！	
全票：上司からの助言・後援（フィードバック者記入欄用）	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事（最大3つまで）
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと（小さな一歩）を一つ書いてみましょう！



おつかれさまでした



家族支援の理念・意義

本科目のねらい



障害児支援における家族支援の理念や重要性を理解する。

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎・実践研修Ⅱ	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●	性別：□男 □女
履修状況：□初回 □再履修	日付： 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

目次

- 01 家族支援とは
- 02 なぜ家族支援が必要なのか
- 03 家族支援の基本的な理念・基本的姿勢
- 04 家族支援のねらいと支援内容

学びのポイント

- 保護者や家庭生活はこどもの成長や発達の基盤となり、大きな影響を受けること
- 家族との日頃からの信頼関係の構築の重要性
- きょうだいへの支援の必要性

01

家族支援とは

基本理念としての家族支援の重視

家族のウェルビーイング向上

こどもの支援と同様に、家族自身のウェルビーイングの向上を目指して取り組む必要がある。



エンパワメントを前提とした支援:

家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう支援するプロセスである。支援者が代行するだけでなく、支えられながらも家族が主体性を発揮するための支援とも言える。



発達支援（広義）の3層構造

01

本人支援（直接支援）

子育て支援、狭義の発達支援

02

家族支援

親と協働の子育て支援(保護者支援、きょうだい支援)

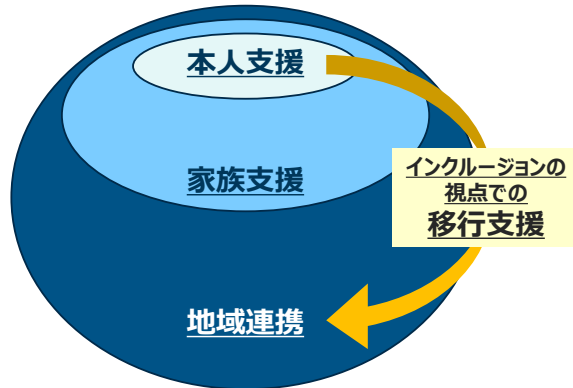
03

地域連携

地域連携による支援、地域での生活支援(地域力向上支援)

発達支援（広義）の3層構造

9



移行支援の重要性:
本人の育ち、進路、生活の節目(入園・入学・卒業等)において、次のステージへスムーズにつなげる支援です。地域支援・地域連携と密接に関わります。

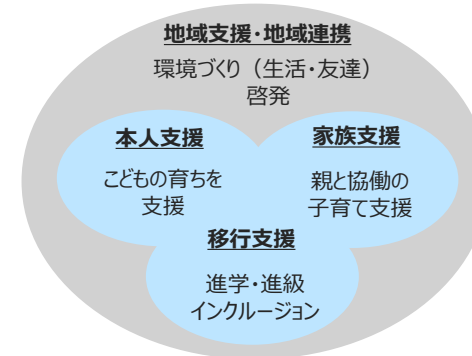
「本人支援」「家族支援」「地域支援」の3つの軸を、「移行支援」が時間軸としてつないでいきます。

出典:令和6年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者指導者養成研修専門コース別研修 障害児支援「児童期における支援提供のポイント」P.9,14を参考に作成

発達支援（広義）の3層構造

10

意識すべき4つの支援内容



**展開すべきは
こどもを中心に
据えた支援**

出典:令和6年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者指導者養成研修専門コース別研修 障害児支援「児童期における支援提供のポイント」P.9,14を参考に作成

支援の全体像の中の家族支援

11

事業所等は、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。また、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.11

02

12

なぜ家族支援が必要なのか

こどもにとっての家庭生活の影響

13

こどもは保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを行うことができるよう、家族(きょうだいを含む。)と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。



出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.29-30

- 特に、こどもが学齢期に診断を受ける場合や、年齢とともに子どもの発達上のニーズが変化する場合には、保護者がこどもの障害や発達の過程を含むその子のありのままを受け止め、肯定していくプロセスを支えていくことが重要である。
- また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、保護者や家庭生活はそのベースとなる。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、子育てに困難さを感じているか、相談する人はいるか(孤立していないか)など、家族の困りごとに寄り添いながら、気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.30

保護者が抱えるストレス

15

育児不安と育児ストレス

- 定型発達児の保護者も育児不安や育児ストレスをもっているが、障害児の保護者はそれよりもかなり高い不安やストレスをもっていることが報告されている。
- また障害の種類(知的・自閉症・肢体不自由等)や程度によって保護者の育児不安や育児ストレスの状態は異なる。

「障害児の家族だから」と一括りにせず、個別の困難さを把握し、その困難さに合わせた支援が必要となる。

きょうだい児への支援の必要性

16

家族に障害児がいる場合、家族の成員であるきょうだいもまた様々な影響を受けていることが指摘されている。

心理的・身体的な負担

- 保護者の子育ての時間の多くが障害児の子育てに使われ、結果的にきょうだいに対する保護者のかかわりが乏しくなることが予想され、いろいろな場面で我慢が強いられることもある。
- また保護者と同じ立場で障害児の保護と世話をする役割を求められることもあり、きょうだい児は自分の年齢に不相当な心理的・身体的な負担を抱えながら成長することになる。



きょうだいは同年齢の子どもとは異なる経験をする事が多いが、きょうだい自身もその経験が何に起因するかわからず、自分に原因があると一人で悩むこともある。自分の寂しさや我慢している心情を保護者に理解してもらえずさらに寂しい思いをもつこともある。そのため、きょうだい児への支援が必要である。

出典：公認心理師スタンダードテキストシリーズ⑬ 障害者・障害児心理学 P.121-123,127-128を参考に作成

■ ウェルビーイングとエンパワメント

家族の支援に当たっても、子どもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.9

家族が子どもと向き合い、主体的に支援に参加できるよう、家族自身の力を引き出すための支援が必要となる。



03

家族支援の基本的な 理念・基本的姿勢

■ 主体的参加を引き出す支援例

安心して話せる場づくり

傾聴と受容：

まずは否定せずに話を聴く。
家族が「分かってもらえた」と感じる
ことのできる場を作る。

意思決定の尊重

家族中心の計画：

支援者目線の「正解」を押し付けず、
家族の希望を中心に据える。

主体的参加を引き出す支援例

21

強みの発見(ストレングス)

家族が自然に行っている工夫や、得意なことを言語化し、成功体験を増やします。

ピアサポートへのつなぎ

同じ経験をもつ家族同士が、思っていること、感じていることをさらけ出せる場として交流できる場を作ります。

家族へのエンパワメント

23

エンパワメント

能力を付与するという意味ではなく、人と人が対等な関係の下で協働し、特に社会的な影響力を奪われてきた人たちが自己決定力や主体性を取り戻していくことに価値を置く概念である。

出典:「社会福祉学習双書⑤2025児童・家庭福祉」P.200

「支援してあげる」という発想や、「できないこと」ばかりに目を向けるのではなく、家族が自分の力を感じ、自信を持ち、本来持っている力を発揮できる「エンパワメント」を大切にする

家族全体への支援

22

「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.31

保護者との相互理解

24

- 日常の療育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、事業所の支援の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- 活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

出典:「保育所保育指針解説」P.349-350を参考に作成

日々の様子の共有

連絡帳や送迎時の対話を通じ、こどもの情報を双方向にやり取りする。

支援意図の説明

事業所が行う支援の意味を丁寧に伝え、理解を深める。

積極的参加の促進

子育てを自ら実践する力を高めるため、活動への参加を促す。

保護者の視点を知ることも重要

「障害のあるこどもの子育て」への理解

25

保護者がこどもの障害を含め、その子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。

らせん型モデル

- 保護者の内面には障害を肯定する気持ちと否定する気持ちの両方の感情が常に存在しており、二つの感情は交互に現れる。
- 最終段階があるのではなく、すべてが適応の過程であると考える。



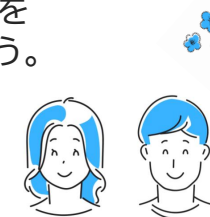
様々な出来事や情報で揺れ動く保護者を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることが重要である。

家族とのつながり

26

家族支援には専門的な視点も大切ですが、まずは家族と繋がるのが大切です。

本人や家族に安心してもらうためにも、事業所全体で家族支援をするという意識と、「笑顔」や「気持ちの良い挨拶」をかけるところから始めましょう。



04

家族支援のねらいと支援内容

27

家族支援のねらい

28

- 01 アタッチメントの安定
- 02 適切な助言・援助
困りごとへの解決策提示
- 03 家庭環境の整備
特性に配慮した住環境等
- 04 社会資源の活用
地域内の協力者を増やす
- 05 ピアサポート
家族同士の支え合いを構築

これらを通じて
「家族のウェルビーイングの
向上」を目指す

支援内容（例）

29

アタッチメントの安定

こどもとその家族との信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.30を参考に作成

家族からの相談に対する適切な助言・援助等

30

- 家族の子育てに関する困りごとをきっかけにした伴走型支援
- こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援
- 障害特性に応じた具体的な介助方法についての助言・提案
- 心理的ケア・心理職による心理的カウンセリングの実施

31

障害の特性に配慮した家庭環境の整備

- こどもの発達状況や特性の理解に向けた支援、講座、ペアレント・トレーニングの実施
- 家族に対する支援場面に通じた学びの機会の提供
- こどもやその家族の気持ちを受け止める

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.30

社会資源の活用

- 家族のレスパイトの時間の確保等による負担の軽減や、就労等による預かりニーズに対応するための延長支援
- 他方他施策による社会資源活用も視野に入れる

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.30

支援内容（例）

32

ピアサポート

- 保護者同士の交流の機会の提供
- きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する支援

まとめ

まとめ：科目のおさらい

- ✓ 家族だけの責任としない**
子育てを家族だけの責任とせず、こどもの支援と同様、きょうだいを含む家族との日頃からの信頼関係を構築し、地域資源も活用しながら家族のウェルビーイングの向上を目指すことが重要である。
- ✓ 家族に寄り添う姿勢**
家族にとっての文脈も重視し、寄り添う姿勢を持ち、共感しながらサポートする。
- ✓ 個別的な支援**
こどもの特性や状態、家族の状況に鑑みた個別的な家族支援を実施する。
- ✓ 家族とのつながり**
まずは「笑顔であいさつ」から！

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 令和6年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者指導者養成研修専門コース別研修 障害児支援「児童期における支援提供のポイント」
- ◎ 公認心理師スタンダードテキストシリーズ⑬ 障害者・障害児心理学
- ◎ 社会福祉学習双書⑤2025児童・家庭福祉
- ◎ 保育所保育指針解説

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

障害児支援における家族支援の理念や重要性を理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属：	氏名：
実施日： 年 月 日	参加者：○●・△△・□□
実施形式： □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他()	
受講者のコメント(受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう！ ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK！	
先輩・上司からの助言・後援(フィードバック者記入欄用)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事(最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと(小さな一歩)を一つ書いてみましょう！

おつかれさまでした



目次

- 01 家族を取り巻く現状
- 02 多様な家族の形とその特徴
- 03 多様な家族に寄り添う支援者の視点
- 04 家族のメンタルヘルス上の留意点

ライフコースの多様化と家族の小規模化

- 令和2(2020)年において、20歳代後半(25~29歳)の男性の7割強、女性の6割強は未婚。
- 晩婚化・未婚化が進み、結婚することだけが当たり前ではない社会に変わった。

かつての「結婚するのが当たり前」、
という社会意識から多様な選択肢を尊重する
社会へと変化している。



出典:「社会福祉学習双書2025◎ 児童・家庭福祉」全国社会福祉協議会 P.61を参考に作成

01

家族を取り巻く現状

変化する世帯構造

三世帯世帯は4分の1に減少、単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯が増加し、世帯の小規模化が進んでいる。

世帯内の関係性の単純化、家族での支え合いの機能に
影響を及ぼしている

出典:「社会福祉学習双書2025◎ 児童・家庭福祉」全国社会福祉協議会 P.62 を参考に作成

アメリカで行われた調査から

自閉症スペクトラム障害(ASD)児を持つ家族における離婚の想定的リスクに関する調査(2010年)によると、ASD児を持つ親の離婚率は23.5%と、障害のない子を持つ親のグループの13.8%と比較し、高い結果であった。

出典:「Sigan L. Hartley et al.「The Relative Risk and Timing of Divorce in Families of Children with an Autism Spectrum Disorder」Journal of Family Psychology」2010 P.452 を参考に作成

共働き世帯の増加と子育ての実際

9

- こどもをもつ共働き世帯が増加している。厚生労働省「2023年国民生活基礎調査」で児童のいる世帯における母の仕事の状況は、「仕事あり」が77.8%と8割近い。
- かつての「専業主婦」モデルは少数派となっており、社会の仕組み全体のアップデートが求められている。

児童のいる世帯における母の就業状況



仕事あり: 77.8%



出典:「社会福祉学習双書2025⑤ 児童・家庭福祉」全国社会福祉協議会 P.53を参考に作成

社会的基盤と意識の課題

10

不十分な社会的基盤

- 共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方や子育て支援などの社会的基盤はこのような変化に十分対応できていない。
- 職場や地域においては、かつての夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域の役割を担うという形を前提とした男女の固定的な性別役割分業意識が根強く残っている。

02

11

多様な家族の形とその特徴

共働きの家庭に状況

12

共働き家庭の家事・育児時間

夫(父親)合計 1時間54分

妻(母親)合計 7時間28分

育児時間のみの比較

夫(父親): 1時間5分

妻(母親): 3時間54分

父親の家事・育児参加は増加傾向にあるものの、男女差は以前として大きく、母親が就労と育児の大半を一手に担う構造が続いている。

出典:「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び行動に関する結果」総務省統計局 P.4-5を参考に作成

育児の種類別育児の頻度の割合

13

こどもが3歳までの妻と夫の育児の頻度の割合をみると、特に「保育園など送り」、「保育園など迎え」については「まったくしない」と回答した夫の割合がそれぞれ49.0%、48.8%と特に高くなっている。

出典:「2022年社会保障・人口問題基本調査 第7回全国家庭動向調査報告書」国立社会保障・人口問題研究所 P.25-26 を参考に作成

ひとり親の家庭の状況

14

父子家庭の現状

- ✓ 母子家庭に比べ平均収入は高い。
- ✓ しかし、仕事と育児の両立が困難なケースが多い。
- ✓ 経済的に厳しい層も存在し、支援の必要性が認識され始めている。

母子家庭の現状

- ✓ 就労率は約8割と極めて高いにもかかわらず、貧困率の高さは長年にわたり深刻な状況である。
- ✓ 低賃金や非正規雇用が多く、働いても貧困から抜け出せない構造がある。

- ひとり親家庭では就労と育児の両方の負担が重くのしかかり、経済的対応のみならず、「しつけ」等の子育てのきめ細かい対応や、心理面でのサポート等生活面全般にわたる対応が求められる。
- また保護者の健康の課題がそのままこどもの養育の課題にもつながりやすい。

出典:「社会福祉学習双書2025⑤ 児童・家庭福祉」全国社会福祉協議会 P.69を参考に作成

こどもの生活の変化

15

身の回りの整理・整頓

「身の回りの整理、整頓をしない」、小中学生が増加傾向にある。

家の手伝い

家の手伝いをする高校生が増加している。

学習時間

学習時間が全体的に減少している。

出典:「ベネッセの子どもの生活と学びに関する親子調査2024 ダイジェスト版」P.6 P.9 P.13を参考に作成

- ・調査テーマ:こどもの生活と学習に関する意識と実態(こども調査)
保護者の子育て・教育に関する意識と実態(保護者調査)
- ・対象:全国の小学1年生から高校3年生のこどもとその保護者

03

16

多様な家族に寄り添う 支援者の視点

家族の個別性への配慮

17

「家族支援」は家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。



支援者は「こうあるべき」という
価値観を押し付けず、個別の状況に寄り添うことが
求められます。



専門的支援への適切な「つなぎ」

19

支援の過程で深刻な課題が明らかになった場合、速やかに専門機関と連携します。

察知すべきSOSサイン

- ✓ 虐待(ネグレクトを含む。)の疑い
- ✓ 保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題
- ✓ そのほか、保護者の困り感など支援のニーズを感じ取ったとき 等



それぞれの課題に応じて、心理カウンセリング等専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につなぐ等の対応が求められる。

適切な関係機関との連携

18

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障するためには、包括的な視点が必要である。

連続性のある「面」の支援

地域で相互に関係し、連携しながら切れ目のない支援を提供する



- こどもと家族を中心に据え、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要。
- こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.10を参考に作成

04

20

家族のメンタルヘルス上の留意点

保護者の心理的負担

保護者は健常児を育てる一般的な育児ストレスのみならず、障害に対する社会の理解不足等から発生する二次的なストレスが加わり、非常に大きな心理的負担を抱えている



- 支援者は、こどもの障害特性を理解し、求められる支援を適切に行うとともに、保護者に対しても、子育ての不安や悩み等に起因するストレスが解消・軽減されるような支援を行うことが求められている。
- ともに困難に向き合おうとする共感的な姿勢で関わりを維持することで、こどもや保護者からの信頼の獲得、また心身の健康の維持・回復につながる。

出典：立花直樹・中村明美・松井剛太・井上和久・河崎美香 編著 『特別支援教育と障害児の保育・福祉 切れ目や隙間のない支援と配慮』 ミネルヴァ書房,2023年 P.107-P108 P.117を参考に作成

きょうだいの場合

欲求の抑制

親が忙しい姿を見て、「これ以上困らせてはいけない」と自分の甘えたい気持ちや欲求を抑え込んでしまうことがある。

ケア役割の引き受け

親に認められたい一心で、進んで障害児の世話(ヤングケアラー的役割)を担うことがある。

- きょうだいの年齢、性別、出生順位、きょうだい同士の年齢間隔などによって、その状況は異なる。
- きょうだいの心情をくみ取った支援が必要となる。

出典：「公認心理師スタンダードテキストシリーズ⑬ 障害者・障害児心理学」 ミネルヴァ書房,2022年, P.127-P.128を参考に作成

まとめ

まとめ：科目のおさらい



家族の負担の増加

世帯の小規模化と共働き世帯の増加に伴い、家族の負担は増加している。



個別性への配慮

支援に際してはこども・家族のライフステージや、取り巻く環境、またこれまでの家族の歩み等を考慮する必要がある。



切れ目のない支援

それぞれの家族ごとに背景・抱える課題は異なるため、家族ごとの支援と切れ目のない一貫した支援を提供できる体制が必要である。

- ◎ 令和4年(2022) 人口動態統計月報年計(概数)の概況
- ◎ 社会福祉学習双書2025⑤ 児童・家庭福祉
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 特別支援教育と障害児の保育・福祉 切れ目や隙間のない支援と配慮
- ◎ 公認心理師スタンダードテキストシリーズ⑬ 障害者・障害児心理学

本科目のねらい

家族を取り巻く現代社会の現状について理解し、多様な家族の在り方について理解する。

また、家族のメンタルヘルス上の留意点について理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



家族の基本的理解

本科目のねらい

傾聴や共感を基本とした家族との関わり方や、家族を一つのシステムとして捉え、家族内の個々が独立しているのではなく、互いに影響を与え合いながら家族内の関係を築いていることを学び、家族全体を捉えた家族支援の重要性について理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎・実践研修Ⅱ	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●	性別：□男 ○女
履修状況：□初回 □再履修	日付： 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

学びのポイント

- 傾聴・共感をはじめとする家族との関わり方
- 家族全体を捉えた支援の実施

目次

- 01 家族との関わり方
- 02 家族理解とその支援の手法
- 03 家族全体を捉えた支援の重要性

家族との関わり方

傾聴と共感の本質



傾聴・共感

相手の言葉だけでなく、
その背後にある思いを
聴く

当事者である保護者のニーズに沿った支援を実現するためには、単なる情報の聞き取りではなく、相手の心に寄り添う「傾聴」と、その感情を分かち合う「共感」が不可欠です。

みなさんはどのような場面で「自分を分かってもらえた」、
「ありのままの自分を受け止めてもらえた」と、感じますか。

01

家族との関わり方

信頼関係構築に向けて

「傾聴して、共感し、承認する」という姿勢が必要で、ニーズの把握をしていくには信頼関係が不可欠である。もちろん信頼関係は最初から築けるものではないため、何度も訪問や面接を繰り返すことや、必要に応じてこれまでにかかわりのある信頼できる人と同行や協力してもらうこともひとつである。

「支援」から「協働・共有」へ

当事者である保護者のニーズに沿った支援であることから、これまでの行政機関等支援する側が必要とするこどもと家庭への「支援方針」とは異なり、支援対象者である当事者と「協働・共有」しながら、こどもと家庭のためのプランを作成する。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 調査研究報告書別冊 第3巻」P.66

02

家族理解とその支援の手法

家族理解

家族をどのように捉えるかによって、家族への関わり方は自ずと決まってくる。
家族の捉え方は支援者の考え方や知識、支援者と家族との関係性などによって、無限の可能性がある。

- 支援者の考え方、知識や経験や、家族との関係性といった要素が捉え方を構成する要素となる。
- 一つの捉え方に固執せず、多角的に検討することが重要。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 調査研究報告書別冊 第1巻」P.199を参考に作成

家族をシステムで理解する

家族を一つのシステムとして捉える

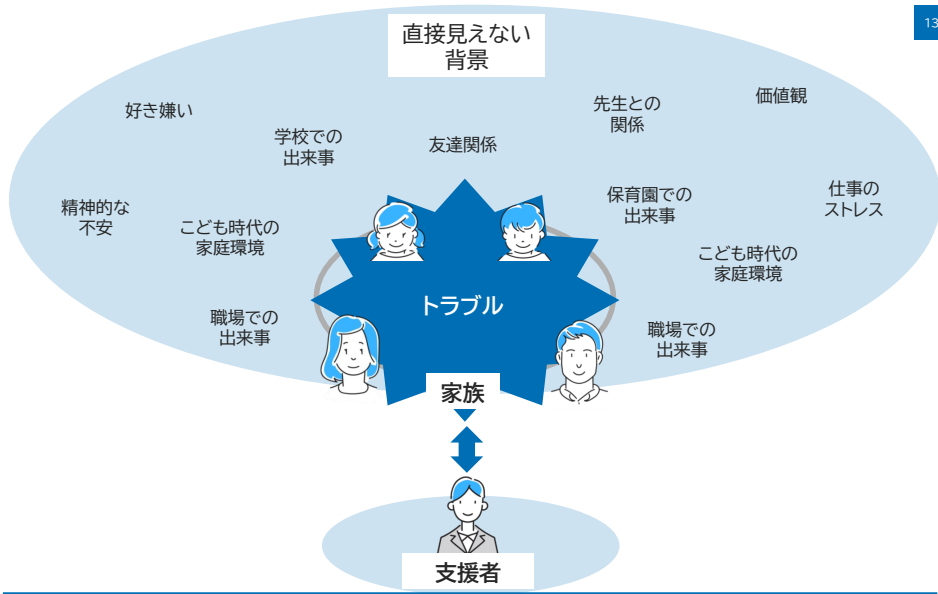
家族を単なる個人の集合として捉えるのではなく、互いの行動や感情等が影響し合う、ひとつの「システム」として考える。



家族システム

歯車のように互いに影響を与え合っている

家族の問題の原因も他の原因の結果ではなく、だれか一人の個人のせいにすることなく、家族全体の関係性の中で理解する必要がある。



手法例

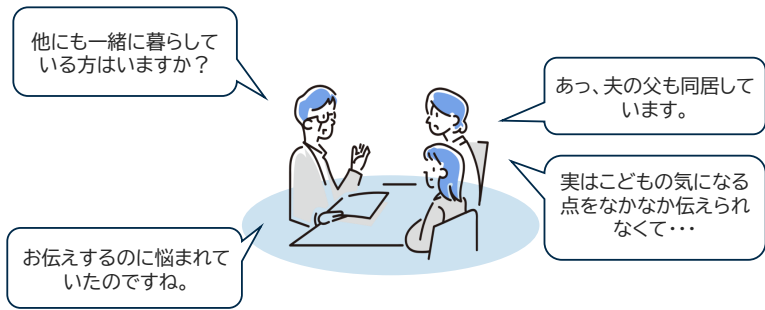
ジェノグラムの作成

家族のつながりを図式化(ジェノグラムと呼ぶ)して、家族を構造的に捉える方法である。



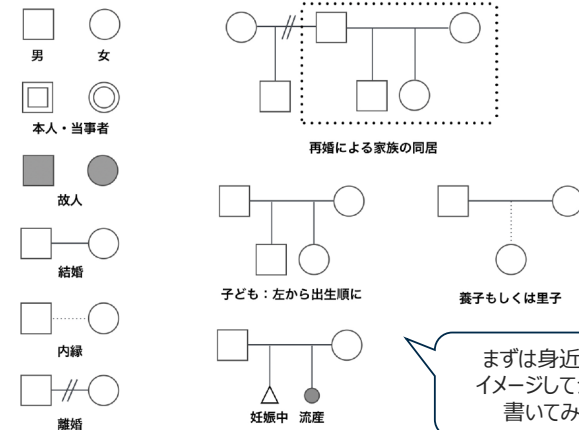
出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 別冊第1巻」P.200-201を参考に作成

ジェノグラム作成のためのインタビューは、家族理解を深めるためだけでなく、家族と支援者との関係性を見立てることに役立つ。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 別冊第1巻」P.200-201を参考に作成

ジェノグラムの書き方



まずは身近な利用者をイメージしてジェノグラムを書いてみましょう!

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 別冊第1巻」P.200-201

03

家族全体を捉えた 支援の重要性

17

生活の全体を捉えた支援

18

子どもや家族が抱える生活問題は何かの問題が単独で発生するというのではなく、複数の課題が同時並行的に発生し、かつ相互につながって影響を及ぼし合い、そして連鎖するというような状態である。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究」調査研究報告書別冊 第3巻 こども家庭福祉とソーシャルワーク P19-20



19

生活の全体を捉えた支援

- それぞれに対応する教育や福祉、保育その他の制度をもって、個別に対応するということには限界がある。なぜならそれらの問題は互いに密接に絡み合っており、したがってそのうちのどれかを切り離して対応することは、その生活問題の本質的な解決には至らないからである。
- 何らかの生活困難状況にある個人や家族への支援にあたり、生活全体への総合的な視点に基づく状況把握を基盤に、包括的な対応が求められる。

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究 別冊第3巻」P.200-201を参考に作成

20

まとめ



信頼関係の構築

まずは家族から信頼されることが重要であり、そのためには傾聴と共感を意識した接し方を心がけることが重要



家族全体への支援

家族は互いに影響していることを理解し、家族の全体像をとらえ、家族全体へ支援していくことが求められる。



他機関との連携

家族を理解し支援するということは、自事業所のみで行えるものではないため、他機関とも連携していく姿勢が重要。

- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー第1巻 こども家庭福祉
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー第3巻 こども家庭福祉とソーシャルワーク

本科目のねらい

傾聴や共感を基本とした家族との関わり方や、家族を一つのシステムとして捉え、家族内の個々が独立しているのではなく、互いに影響を与え合いながら家族内の関係を築いていることを学び、家族全体を捉えた家族支援の重要性について理解する。

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

3. 講義後の振り返りシート	
所属：	氏名：
実施日： 年 月 日	参加者：○○・△△・□□
実施形式： <input type="checkbox"/> 個別フィールドワーク <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他（ ）	
受講者のコメント（受講者記入箇所）	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう！ ※個別フィールドワーク等で相談・共有したい内容もOK！	
※記入：上司からの助言・後援（フィールドワーク者記入箇所） 記入者氏名 ◎フィールドワークコメント	

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィールドワークを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事（最大3つまで）
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと（小さな一歩）を一つ書いてみましょう！



地域支援・地域連携の 理念・意義

本科目のねらい

障害児支援だけでなく、こども施策全体及びこどもの生活の連続性を意識しながら、インクルージョン推進を進めていくことの重要性や、こどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するために重要な、地域支援・地域連携の理念・意義を理解するとともに、地域においてこどもやその家族がかかわる多様な関係機関を知る。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎・実践研修Ⅱ	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●	氏名：●●●●
履修状況：□初回 □再履修	日付： 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

学びのポイント

- 本人支援と地域支援・地域連携の一体的な展開
- インクルージョンに向けた移行支援の実施
- こどもの生活の連続性や家族全体への包括的な支援の実施を目指した、地域全体での支援

目次

- 01 なぜ地域支援・地域連携が必要なのか
- 02 本人や家族が関わる機関を知る
- 03 地域支援・地域連携の基本的な理念・意義

地域支援・地域連携とは

地域支援・地域連携

- 「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携(横の連携)の両方が重要である。
- こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.32を参考に作成

01

なぜ地域支援・地域連携が必要なのか

事業所での本人支援と地域支援・地域連携

地域で育つこどもとしての視点

障害のあるこどもも、地域で生活し、地域で育つ。
一方、こどもや家族は、地域の中で何らかの生活のしづらさを抱えていることもあり、この「生活のしづらさ」の原因は多様かつ複雑である。

事業所において障害のあるこどもや家族を中心の据えた包括的な支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.32を参考に作成

地域支援・地域連携が必要な背景

9

生活のしづらさの多層性

子どもや家族が抱える課題は、経済、教育、心理、障害特性など多層的に絡み合っている。

抱え込み型支援の限界

状況によっては一事業所の個別支援だけでは、家族が直面する複雑な生活課題のすべてを解決することが難しい場合もある。一事業所で抱え込んで解決ができないことを理解する必要がある。

インクルージョンに向けた「移行支援」の必要性

事業所における支援の中に、「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の移行先がない場合は、子どもが地域で暮らす他の子どもとつながりながら日常生活を送ることができるように支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。



出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.31

インクルージョンの推進

10

インクルージョンとは

単に同じ場所にいるだけでなく、多様な人々が共に生き、共に学び、共に活動する社会を目指す。障害の有無にかかわらず、誰もが排除されない社会の実現。「社会的包摂」と訳されることもある。

子ども施策の中での連続性

保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の一般の子ども施策との並行利用や移行に向けた支援を行う。同年代の子どもとのつながり等のインクルージョンの視点を持ち、支援を進める。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.9を参考に作成

インクルージョン推進の実践的視点

12

地域での他の子どもとの交流

地域で暮らす他の子どもとの交流などの取組を進め、インクルージョン推進の観点を常に持つ。障害のない子どもも含め、「共に育ち合う」という視点や環境づくりが必要。

意向を踏まえた並行利用の推進

保育所、認定子ども園、幼稚園、放課後児童クラブ等との並行利用や移行に向けた支援を進める。

出典:「令和6年サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者指導者養成研修専門コース別研修 障害児支援 児童期における支援提供のポイント」P.9を参考に作成

02

本人や家族が関わる 機関を知る

「移行支援」の多層的な捉え方

節目以外の劇的な環境変化への注目

「移行支援」は就学や進学などの大きなイベントのみを指すものではないことを理解する。

毎年起こる「進級」等のプロセスへの支援

進級などの大きな環境変化は毎年起こるものであり、都度感知し調整を行う必要がある。

子どもや家族の目線で見えた大きな環境変化に気づくこと、
変わらない姿勢で受容し、伴走することが重要

13

安心を支える日々のコミュニケーション

14

関係者間のコミュニケーションの重要性

地域支援・地域連携は子どもとその家族が安心して生活するために不可欠な要素である。
子どもが地域の一員として生活できるように関係者の日々のコミュニケーションが重要となる。

ポイント

- 子どもの権利と尊厳に基づく共通理解
- 切れ目のない支援(縦:ライフステージ、横:現在の具体的な支援)
- 相談支援を考える際に関係機関とのコミュニケーションも視野に入れる

15

子どもにとっての「地域」と「インクルージョン」

16

子どもの社会を構成する場所と人々

子どもにとっての社会は家庭、保育所や学校、放課後等デイサービスやあそび場であり、構成員は家族だけでなく、友達、先生等も加わる。

時間軸に沿った生活の連続性の把握

「一日の生活」と「ライフステージ(成長とともに変化する関わり)」の両方の連続性を把握する。その際、子どもや家族の立場に立ち、変化する関わりを感知し、各関係機関との調整・連携を行う。

一日の生活の連続性:(例)家→登校→遊び→家
ライフステージの連続性:(例)幼稚園・保育園(幼児期)→学校(学童期)→社会(思春期)

主な関係機関例

各視点	関係機関
教育の視点	幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校 等
福祉の視点	学童保育、保育所、療育機関、子育て支援センター、児童相談所 等
医療の視点	保健所、診療所(かかりつけ医)、専門病院などの医療・保健機関 等

【福祉の視点】の主な関係機関

他機関との連携

放課後児童クラブ、保育所、障害児支援事業所、子育て支援センター、児童相談所等の福祉機関と繋がる。

行政機関との連携

市役所の障害福祉課やこども家庭課等の関係課と連携し、生活全体のサポート体制を構築する。

【教育の視点】の主な関係機関

学びを支えるネットワーク

幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校などの教育現場と繋がる。

幼稚園・学校・教育委員会との連携

教育委員会等の行政機関と連携し、就学や進学における教育環境の整備や調整を共に行う。



【医療の視点】の主な関係機関

心身の健康と専門的知見の共有

保健所、診療所(かかりつけ医)、専門病院などの医療・保健機関と情報を共有する。

保健所・診療所・病院とのライフライン

服薬状況や発達検査、医学的な配慮事項を把握し、安全で適切な支援を提供するためにつながる。



03

地域支援・地域連携の 基本的な理念・意義

「地域支援・地域連携」の観点

障害児支援の枠を超えた包括的視点

障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との並行利用や、移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.9

21

共生社会の実現と人格の尊重

22

共生社会の実現に向けて

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。



出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.9

23

中核的役割を担う事業所における地域支援・地域連携の取組

24

中核的役割を担う事業所における「地域支援・地域連携」

事業所における「地域支援・地域連携」に加えて、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくことが求められる。



児童発達支援ガイドラインには、「地域の関係機関との連携を進めるに当たっては、自治体や、障害福祉、母子保健、医療、子育て支援、教育、社会的養護など、こどもの育ちや家庭の生活に支援に関わるさまざまな分野の関係機関と連携を図ることが重要である。」と記載がある。

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.11を参考に作成

まとめ

まとめ：科目のおさらい



縦と横のつながり

子どもや家族の視点に立った、縦(ライフステージ)と横(関係機関等)のつながりに着目する。



地域全体での支援

子どもの生活の連続性や、家族全体への支援の実施を実現するために、地域全体で支援する必要がある。



関係機関との連携

子どもの成長やニーズの変化により、さまざまな関係機関との連携が必要となる。

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

障害児支援だけでなく、こども施策全体及びこどもの生活の連続性を意識しながら、インクルージョン推進を進めていくことの重要性や、子どもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するために重要な、地域支援・地域連携の理念・意義を理解するとともに、地域において子どもやその家族がかかわる多様な関係機関を知る。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 改定障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編
- ◎ 令和6年サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者指導者養成研修専門コース別研修 障害児支援「児童期における支援提供のポイント」
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: <input type="checkbox"/> O <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> □
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フォローアップ <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フォローアップ等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・後援 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

4. 振り返り対話後シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



ソーシャルワークの 視点をもった 地域支援・地域連携

本科目のねらい

障害のある子どもと家族等が、身近な地域で育ち暮らすことを支えるためには、事業所等による支援だけでなく、地域のネットワークを構築する等、ソーシャルワークの視点を持ち、地域づくりにも目を向けていくことの重要性を理解する。

また、障害児支援だけでなく、子ども分野における社会的課題や他施策の状況等にも目を向けることの重要性を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●●●	性別：●●
履修状況：□初修 □再履修	日付： 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- ソーシャルワークの視点の重要性
- 障害児支援における他分野との連携の必要性

目次

- 01 ソーシャルワークの基本的な視点
- 02 障害児支援におけるソーシャルワークの視点

ソーシャルワークの概説

社会福祉活動全般を指す概念

ソーシャルワークとは、相談援助といった特定の技術ではなく、人権・尊厳といった価値に根差した、ミクロ・メゾ・マクロを通じた一連の活動を指す。

環境への働きかけと社会生活の充実

- 対人援助を通して、環境へのさまざまな働きかけを行い、社会生活を充実させていく社会福祉援助技術である。
- 子どもや家庭に関わるだけでは多様なニーズに応えることはできない。子どもや家庭に問題を探すのではなく、子どもや家庭を取り巻く環境へ働きかけることで、子どもや家族のウェルビーイングを叶える。

01

ソーシャルワークの 基本的な視点

グローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および 地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

出典：「日本ソーシャルワーカー連携」ソーシャルワーク専門職のグローバル定義
(https://jfsw.org/definition/global_definition/)

地域づくりと社会への働きかけ

9

家族等に寄り添った支援

こどもや家族の文脈や生活歴をありのまま受け止める。
こどもやその家族等に寄り添い、個々の想いや願いを深く理解する。
背景を理解することで想いや願いの意味も理解しやすくなる。

地域づくりとソーシャルアクション

同時に、地域づくりや社会への働きかけ(ソーシャルアクション)の観点も求められる。
こどもや家庭から地域の関係機関がどのように見えているのか、
人権や尊厳などの価値に基づき解決すべき地域課題に向き合う。

ソーシャルワークの目的

10

「一人ひとりのウェルビーイングが実現される社会を作ること」にある。



いま、この瞬間を自分らしく生きられているという実感が自己実現につながる。

こどもとその周辺の幸福の実現を目指すため、生活のしづらさを抱えた利用者のエンパワメントと権利擁護の達成を目的として活動する。

出典:「改定 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」P.60を参考に作成

02

障害児支援における ソーシャルワークの視点

11

家族へのアプローチとしてのソーシャルワークの視点

12

家族関係の調整機能

障害のあるこどもを支援するにあたって重要な家族支援において、
家族関係の調整を行う。

社会資源の活用支援

家族が孤立せず、必要な社会資源を活用できるよう支援するなど、
ソーシャルワークとしてのアプローチが求められる。



本人の価値に基づいたニーズや悩みへの気づきが
重要となる

包括的な支援を提供するためのソーシャルワークの視点

13

障害のある子どもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携して、子どもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」が必要である。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.32

この連携により、子どもの育ちや家族の生活全体を支えるネットワークが構築され、一事業所では対応しきれない複合的な課題にも対応可能となる。

複合的な課題への対応

15

家族を支援する機関との協働

複合的な課題を抱えた世帯の子どもを支援する場合、家族を支援する多機関と協働していく必要がある。

多角的な視点による家族支援

- 子どもの想いや願いに基づく最善の利益の保障を中心に据えながら、多角的な視野でニーズをとらえる。
- また、子ども本人の支援に加え、家族の状況に配慮が必要な場合には、関係する支援機関や専門職との連携を図ることも必要である。

縦横連携の重要性

14

縦の連携: ライフステージに応じた支援

年齢が変わるたびに支援がリセットしてしまうことを防ぎ、人生の流れに沿って支援をつなぐことを目指す。

横の連携: 関係者間のスムーズな連携

子どもと家族が権利の主体である、価値のあるかけがえない存在であるとの共通理解のもと、関係する機関・専門職が、お互いに力を発揮できるよう敬意を持ち、情報を共有し、役割を分担しながら一貫した支援ができる環境への働きかけを行う。

出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.32を参考に作成

ストレングス視点とエンパワメント

16

子どもや家庭が支援を受けるパワーレスな存在ではなく、本来パワーを持った主体的な存在であると捉える。

地域の多様な主体との連携

地域で見守りを行う民生委員や主任児童委員、地域の居場所づくりや学習支援を行う主体との協働も必要になる。

インフォーマル資源の活用

制度的なサービスだけでなく、家族や親族、友人等のつながりに視点を向ける。また地域住民による草の根の活動と繋がることで、支援の厚みを増す。そのためにも、子どもや家族等が参画した検討の場が重要なことがある。

切れ目のない支援

地域で活動する専門職が、分野・領域横断的につながったネットワークを形成することで、地域のセーフティネットの強化につながり、「制度の狭間」で必要なサービスや支援の利用に至っていない子どもや家族等の早期発見や、困難状況の悪化を防ぐ早期支援にもつながる。



他分野と協働するための取組

他分野理解は単なる知識ではなく、協働のための一つの姿勢です。

具体的な取組例

- 多職種の専門性を尊重する
- 利用者中心の視点で共通目標を作る
- 情報共有の方法を整える
- 役割分担を明確にする 等

まとめ

まとめ：科目のおさらい



包括的な支援の実施

本人支援を充実させるためには、包括的な支援の実施に向けた、地域への働きかけが重要となる。



他分野との連携ネットワークの形成

地域へ働きかけていくためには、障害児福祉分野のみならず他分野も含めた連携ネットワークの形成が必要となる。

- ◎ 改定 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー第3巻 こども家庭福祉とソーシャルワーク

本科目のねらい

障害のあるこどもと家族等が、身近な地域で育ち暮らすことを支えるためには、事業所等による支援だけでなく、地域のネットワークを構築する等、ソーシャルワークの視点を持ち、地域づくりにも目を向けていくことの重要性を理解する。
また、障害児支援だけではなく、こども分野における社会的課題や他施策の状況等にも目を向けることの重要性を理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!



地域交流

本科目のねらい



他の事業所への見学、地域の他事業所と合同で研修を実施すること(児童発達支援センター等が主催する研修会を含む。)等、地域の実情に応じた取組を通じて、地域の中での学び合い等により交流を深める。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎・実践研修Ⅱ	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	日付: 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート(講義前)	
(1) テーマ(科目名)に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 事業所にとっての地域交流の目的
- 地域交流を目指した取組のポイント

目次

- 01 地域交流の目的と意義
- 02 地域での合同研修の参加
- 03 他の事業所への見学

事業所の垣根を超えた協働関係の地域づくり

協働関係の地域づくり

- 事業所の垣根を超えて協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図るためには、地域の支援者同士が互いに学び合い、共有し合い、励まし合う等の機会を積極的に設けることが重要である。
- その結果、こどもや家族を中心とした、安心して支援が受けられる環境につながっていくと期待される。

単独の事業所では解決が難しい課題であっても、地域の多様な資源が結びつくことで、より多角的な支援が可能になる。

出典：「障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書」P.2を参考に作成

01

地域交流の目的と意義

学び合い・共有・励まし合い

地域の支援者同士が以下のような機会を積極的に設けることが、人材育成と地域全体の支援の質の底上げに繋がる。

- 01 互いに学び合う
事例検討、支援方法など
- 02 共有し合う
地域の課題やリソース情報の整理
- 03 励まし合う
困難ケースに対する精神的な相互サポート



安心して支援を受けられる環境

9

地域交流の結果として、子どもや家族を中心とした、安心して支援を受けられる環境づくりにつながっていくことが期待される。



地域の事業所同士が顔の見える関係になることで、利用者がどの事業所を利用しているか、地域全体に見守られているという安心感を提供できる。

研修の実施・運用について

11

地域の実情に応じた運用

合同研修の実施方法については、地域の実情に応じた、柔軟な運用とすることが求められる。



既に地域において実施されている研修への参加や、事業所同士の合同研修を実施するなど、地域での合同の学び合いの場を積極的に設ける。

02

10

地域での合同研修の参加

既に地域において実施されている研修への参加

12

既に地域において実施されている研修に参加することも有効である。

中核機関が主催する研修

特に、児童発達支援センター等の地域の中核機関が中心となって実施している研修会は、専門性が高く、地域の標準的な支援方針を学ぶ絶好の機会となる。

官民共同による研修会

自治体(官)と民間事業所(民)が共同で企画・実施する研修会は、主に地域全体の支援力を高めるために行われる研修である。

多機関と一緒に学ぶことでより地域支援・地域連携が強化されることが期待される。

期待される主な効果

- 支援の質の標準化
- 多機関連携の強化
- 地域課題の共有
- 支援者の孤立防止
- 地域全体の支援力の底上げ 等

合同研修がもたらす効果

- 単なる知識の習得に留まらず、休憩時間やグループワークを通じたフリートークが、将来的な連携の土台となる。
- 「あの研修で一緒だったあの人」という関係性が、いざという時の事業所を越えた支援を可能にする。

独自の合同研修の実施

地域独自の課題に合わせて研修テーマを自由に設定し、合同で実施することも有効である。

また当研修資料を活用し、合同で研修の実施も考えられる。

主な実施方法

- 近隣事業所同士で持ちまわりで開催する
- 共通する困難事例について意見交換を行う
- 当研修カリキュラムを活用し、合同で研修を実施する
- 外部講師を共同で招聘し、コストを抑えつつ専門性を高める 等

03

他の事業所への見学

本人支援を通じた地域支援・地域連携

17

- こどもの成長・発達等により、個々がもつ発達課題、支援ニーズの変化、親・家族が抱える生活ニーズの変化等一機関だけでは支えきれない状況になる。またこどものライフステージを見通した一貫性・継続性のある支援が求められる。
- 移行期をどう繋いでいくかという視点と、「縦・横」のネットワークでニーズに応じた支援を展開するという視点が重要。

その中で、移行先の学校や、一緒に支援する事業所等との個別支援上のケースワーク等を行い、こどもの情報共有や支援策の検討を行うとともに、それぞれの関係機関同士の支援方法や取組等の情報交換を行うなど、関係構築を目的とした地域交流を行う。

共通の利用者の支援方法の引継ぎ

19

見学する施設：

- 共通の利用者を過去及び現に支援している他事業所
- 将来的に支援を引き継ぐ予定の事業所等

ポイント

実際の支援現場を直接見ることで、文字情報だけでは伝わらない「細かな配慮」や「環境設定」を直接学ぶことができる。

事業所選定のポイント

18

他の事業所へ見学に当たっては、見学の目的を明確にしたうえで申し込みをすること。

主な目的のポイント

- 01 共通の利用者の支援方法の引継ぎ**
共通の利用者を支援している他事業所等へ見学を申し込む
- 02 現在行っている支援の質の向上**
同じ種別、障害の重さの利用者を受け入れている事業所等へ見学を申し込む
- 03 新しい取組の参考**
将来検討している取組を実施している事業所等へ見学を申し込む

現在行っている支援の質の向上

20

見学する施設：

- 自事業所と同じ種別(例:放課後等デイサービス同士)
- 同じ特性や支援ニーズの利用者を受け入れている事業所等

ポイント

他事業所の工夫を自事業所の支援に還元することができる。

新しい取組の参考

21

見学する施設:

- 将来的に導入を検討しているプログラムや、特定の療育手法をすでに実施している事業所等

ポイント

導入におけるハードルや、運営のコツを先行事例から学ぶことができる

見学後に取り組む事項

22

他の事業所への見学後、必ず自事業所にて見学を振り返りを行う。
見学を行った目的に合わせ、得た「気づき」をどのように自事業所に応用するかを具体的に検討する。

振り返りのポイント

01

環境整備

動線や備品、こどもの視覚情報の状況の改善

02

支援プログラムの内容

既存のプログラムをブラッシュアップする

03

直接支援

こどもへの接し方等の再検討



23

まとめ

まとめ：科目のおさらい

24



地域交流の重要性

障害のあるこどもが地域の一員として生活するために地域交流の実施は重要である。



関連機関との連携

地域交流に向けた事業所間での学び合いを機会としたコミュニケーションによって関連機関との連携を図る等、取組の実施が求められる。

こども施策及び 障害児支援の基本理念

本科目のねらい

こども施策及び障害児支援の基本的理念を再確認するとともに、こども家庭庁において策定され、閣議決定されている各指針等の内容も踏まえ、より具体的に基本理念について理解し、こどもが安定した人間関係や環境の中で自分らしく成長できるよう、理念の理解だけでなく、実践に反映させることの重要性を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援研修 受講記録 (2)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	日付: 年 月 日
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が欠けている“セッ”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- こども施策及び障害児支援の基本理念等の再確認
- こども基本法の再確認及びこども家庭庁により策定されている指針等の確認
- 理念を実践に反映させるための意識づけ

目次

- 01 こども施策及び障害児支援の基本理念
- 02 こどもを権利の主体として捉える重要性
- 03 こどもの最善の利益を優先考慮する支援
- 04 こども家庭庁において策定されている各種指針等

01

こども施策及び 障害児支援の基本理念

こども施策の根幹をなす6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を表明し、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどものいまとこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害のある子どもへの支援の5つの基本理念

9

1. 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

特性を理解し、現在の充実と将来の社会参加を両立。二次障害を防ぎ、本人の力を引き出す支援を行う。

2. 合理的配慮の提供

対話を通じてバリアを取り除き、一人一人の状態に応じた「合理的配慮」を柔軟に提供する。

3. 家族支援の提供

家族の葛藤に寄り添い、ライフステージを通じて支えることで、家族全体の幸福と子どもの育ちを安定させる。

4. 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

地域での交流や一般施策との併行利用を進め、障害の有無にかかわらず共に学び育つ環境を推進する。

5. ライフステージを通じた切れ目のない支援

関係機関が「点」ではなく「面」で連携し、ライフステージに沿った一貫した支援体制を構築する。

10

子どもの「時間」と「関係」の広がりを支える

11



02

12

子どもを権利の主体として
捉える重要性

「保護の対象」から「権利を行使する主体」へ

13

こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならない(児童福祉法第1条)

社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべき(児童福祉法第2条)

出典:「児童発達支援ガイドライン」P.7

- 障害の有無にかかわらず、全てのこどもが意見を表明する権利の主体であることを認識すること
- こどもが意見を表明する機会が確保されること
- 年齢及び発達に応じて、その意見が尊重されること
- こどもの最善の利益が優先考慮されるよう取組を進めていく



出典:「児童発達支援ガイドライン」P.8を参考に作成

多様な意思表示のあり方とその尊重

15

言葉による表現が難しい場合でも、表情、しぐさ、視線、行動などを通じて、こどもの意思をくみ取ることが重要

こどもの日々の小さなサインや心身の些細な変化の例

- 散歩している時、犬が見えたら、目元や口元が緩んだ
- 好きな音楽が流れると親指の先がぴくぴく動く
- 声があると、目で声のする方を追っている
- オムライスを食べるときは進みが早く、カレーライスを食べるときは進みが遅い



出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.10を参考に作成

03

16

こどもの最善の利益を 優先考慮する支援

「こどもの最善の利益」を改めて考える

17

「こどもの最善の利益」とは、そのこどもにとって、いま、そして将来にわたって何が最も幸せであるかを、常に問い続けるプロセス

全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどものいまとこれからにとって最もよいことが優先して考えられる。



🔍 「省察」の観点で振り返ってみましょう

① その時のこどもの視点で振り返る

- 「一生懸命積み上げたわたしの世界が、一瞬で壊された」
- 「Bさんは、わたしの大切なものを守ってくれないんだ」

② その時の自分の状態を振り返る

- 「お昼の準備に遅れてはいけない」という焦りがあった
- 「片付けをさせるのが仕事だ」という思い込みがあった

③ 基本理念や基本姿勢に立ち返る

- 昼食という「健康」も大切だが、Aちゃんの「達成感」を損なわない方法はなかったか？（最善の利益の再確認）
- 支援者が片付けるのではなく、Aちゃんが「自分で終われる」ように力を引き出す関わりができていたか？

発達の程度に応じた支援のあり方

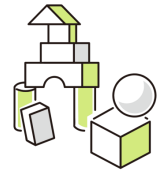
18

3歳のAちゃんは、発語によるコミュニケーションは難しい一方で、好きなことに熱中する力がとても高く、この頃は「積み木をどれだけ高く積み上げられるか」という遊びに夢中です。

ある日、いつものように積み木に夢中になっているうちに、お昼ごはんの時間になりました。

支援者のBさんは「ごはんが冷めちゃうから、お片付けね」と言いながら、Aちゃんが積んだものをガラガラと崩して箱に入れてしまいました。

Aちゃんはパニックになり、床にひっくり返って泣き叫んでしまいました。



例えば、こんな関わりが考えられます…

支援者は、Aちゃんが「いままで一番高く積み上がっている」という表情で集中しているのを認め、少し離れた場所から見守ります。

✓ Aちゃんに見通しを提示する

終わりが近いことを示す「おしまいカード」とタイマーをそっとAちゃんの横に置く。

✓ Aちゃんの意味を尊重する

タイマーが鳴ったら、すぐに片付けるのではなく「これすごいね！写真に撮ってからお片付けする？」と（言葉とカメラのカードとジェスチャーで）提案する。

✓ Aちゃんに選択肢を提供する

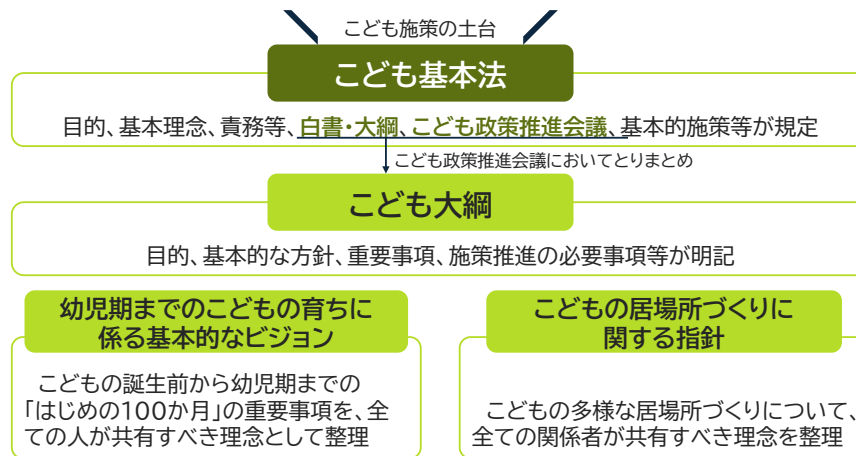
Aちゃんが納得して「うん」と頷くか、カメラのカードを指差したのを確認して写真を撮る。その後「1個だけ箱に入れようか」と、本人が自分の意思で片付けに参加できるスモールステップを作る。

支援者が焦ってしまうのは、それだけ**責任感を持って仕事をしている証拠**でもあります。

このエピソードにおいては、大切なのは『積み木を崩してしまったこと』を悔やむことではなく、『**なぜ崩してしまっただのか？**』を振り返り、次はAちゃんと一緒に写真を撮る『心の余白』をどう作るかを考え、チームで話し合うことです。



各種指針等の全体像



出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援) 行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

04

こども家庭庁において 策定されている各種指針等

こども大綱

根拠はこども基本法。

今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱※を一元化したもの。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援) 行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

基本的な方針 こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

- ① こども・若者は権利の主体、
いとこれからの最善の利益を
図る
- ② こども・若者、子育て当事者と
ともに進めていく
- ③ ライフステージに応じて
切れ目なく十分に支援
- ④ 良好な成育環境を確保、
貧困と格差の解消
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定、
若い世代の視点に立った結婚・
子育ての希望の実現
- ⑥ 施策の総合性の確保

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援)
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

こども政策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有等**
- 多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供
- こどもの**貧困対策**
- 障害児支援・医療的ケア児等**への支援
- 児童虐待防止対策**と**社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援
- こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援)
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う時期
- 学童期・思春期
自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、**アイデンティティー**を形成していく時期
- 青年期
自己の可能性を伸展させる時期。

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援)
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。
- 子育てや教育に関する**経済的負担の軽減**
 - 地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親への支援

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援)
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」 （「はじめの100か月の育ちビジョン」）

29

目的

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

「はじめの100か月」とは

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（障害児支援）
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

30

- ①こどもの権利と尊厳を守る
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（障害児支援）
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

「こどもの居場所づくりに関する指針」

31

背景 居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

理念 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（障害児支援）
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

こどもの居場所とは

32

- ・ こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る
- ・ 物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得る
- ・ その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決める

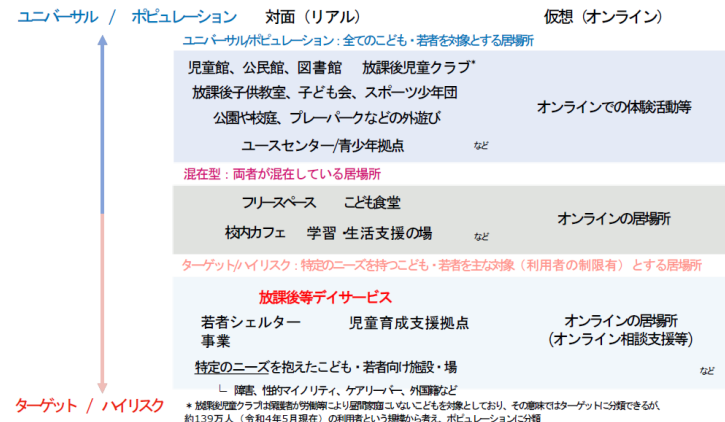
こどもの居場所づくりとは

- ・ こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要
- ・ 重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができること

出典：令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（障害児支援）
行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

こどもの居場所の現状と分類

33



出典: 令和6年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(障害児支援) 行政説明「児童期における最新情勢」を参考に作成

こどもの意見聴取と政策への反映

34

こども家庭庁では、こども政策を推進するにあたりこども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を社会全体で推進している。

こども若者★いけんぶらす

こども・若者が政策について直接意見を言えるプラットフォーム。

地方自治体との連携

各自治体での意見聴取プロセスの導入支援。

成果のフィードバック

聴いた意見をどう政策に反映したか、こどもたちに分かりやすく説明する。

出典: こども家庭庁WEBサイト「政策」(<https://www.cfa.go.jp/policies>)

まとめ

35

まとめ：科目のおさらい

36



支援者としての意識

支援者としての基本理念、こどもを権利の主体として捉える重要性、こどもの最善の利益の優先考慮は、日々現場で問い直す。



最新動向の把握

各種指針等は、社会の変化に合わせてブラッシュアップされる。適時確認し、最新の動向を知っておくことが重要である。



省察(リフレクション)への意識

研修の場で学んだだけで、すぐに理念を実践につなげることはできない。どのような支援ができたかを自身で省察したり、先輩や上長からのフィードバックを得たりする振り返りのプロセスを通じて、理念を体現できる支援者になることを目指す。

- ◎ こども基本法
- ◎ 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ こども大綱
- ◎ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

本科目のねらい

こども施策及び障害児支援の基本的理念を再確認するとともに、こども家庭庁において策定され、閣議決定されている各指針等の内容も踏まえ、より具体的に基本理念について理解し、こどもが安定した人間関係や環境の中で自分らしく成長できるよう、理念の理解だけでなく、実践に反映させることの重要性を理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: <input type="checkbox"/> O <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> □
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
受講者のコメント (受講者記入用)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入用)	
記入者氏名	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



障害のあることにも かかわる 福祉・教育制度

本科目のねらい



こどもの生活の連続性を踏まえ、障害のあることにもかかわる福祉制度・教育制度を知り、制度の全体像を理解するとともに、法令遵守の視点をもつ。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援研修 実践研修 (2)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修
日付: 年 月 日	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が失になっている「セッット」や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 福祉制度・教育制度の全体を理解する意義
- 障害のある子どもへの支援に関わる主な福祉制度
- 障害のある子どもへの支援に関わる主な教育制度

目次

- 01 支援者が福祉制度・教育制度の全体を理解する意義
- 02 障害のある子どもへの支援に関わる主な福祉制度の概要
- 03 障害のある子どもへの支援に関わる主な教育制度
- 04 留意事項

こども施策に関する基本的な方針（こども大綱）

- 乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、**社会全体で切れ目なく支える**必要性
- 様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、**教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する**

関連する制度の全体像の理解により
スムーズな連携・支援の提供につながる

出典：「こども大綱」P.11を参考に作成

01

支援者が福祉制度・ 教育制度の 全体を理解する意義

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題は深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できない

家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力する

関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となつてこども・若者や子育て当事者を支える



出典：「こども大綱」P.11を参考に作成

福祉分野と教育分野の連携にあたって

9



障害や発達の特徴を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていく



乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく

*こども大綱やこども未来戦略(R5.12.22)においても、この連携の重要性が強調

出典:「こども大綱」P.20を参考に作成

教育分野における福祉との連携推進の取組

11

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第27号)により、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校等において通級による指導が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成することとしている。

引き続き学校と関係機関等との個別の教育支援計画を活用した情報の共有を促進することとされている。

出典:「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(令和6年4月25日付け3省庁連名通知)を参考に作成

福祉分野における教育との連携推進の取組

10

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、

- ・質の高い発達支援の提供を推進
- ・支援ニーズの高いこどもへの支援を充実する
- ・インクルージョンを推進する
- ・入所施設における地域生活に向けた支援や相談支援の充実

これらの観点から、各種取組が推進されている。

出典:「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(令和6年4月25日付け3省庁連名通知)を参考に作成

教育と福祉の連携を推進するための方策

12

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置
- ② 学校の教職員等への障害のあるこどもに係る福祉制度の周知
- ③ 学校と障害児通所事業所等との連携の強化



学校等の担当者と顔の見える関係を築き
情報を共有することが期待されている

出典:「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付文部科学省、厚生労働省連名通知)を参考に作成

02

障害のある子どもに関わる 主な福祉制度の概要

13

児童福祉法によるもの：障害児支援、相談支援に係る給付

14

障害児通所系

児童発達支援	センター	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う
	センター以外	日常生活における基本的な動作の及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う
放課後等 デイサービス		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う

出典：こども家庭庁WEBサイト「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」を参考に作成
(<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>)

15

障害児訪問系

居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問して支援を行う
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う

障害児入所系

福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

出典：こども家庭庁WEBサイト「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」を参考に作成
(<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>)

16

相談支援系

計画相談支援	<p>【サービス利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 <p>【継続利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) 事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
障害児相談支援	<p>【障害児利用援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 <p>【継続障害児支援利用援助】</p>

その他、成人を対象とした「地域移行支援」「地域定着支援」もある。

出典：こども家庭庁WEBサイト「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」を参考に作成
(<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>)

障害者総合支援法によるもの：介護給付・訓練等給付

17

介護給付

居宅介護	居宅介護：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてつもない人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

出典：令和6年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修PG02「PG02 障害福祉施策の最近の動向」p.13を参考に作成

地域生活支援事業(市町村実施)

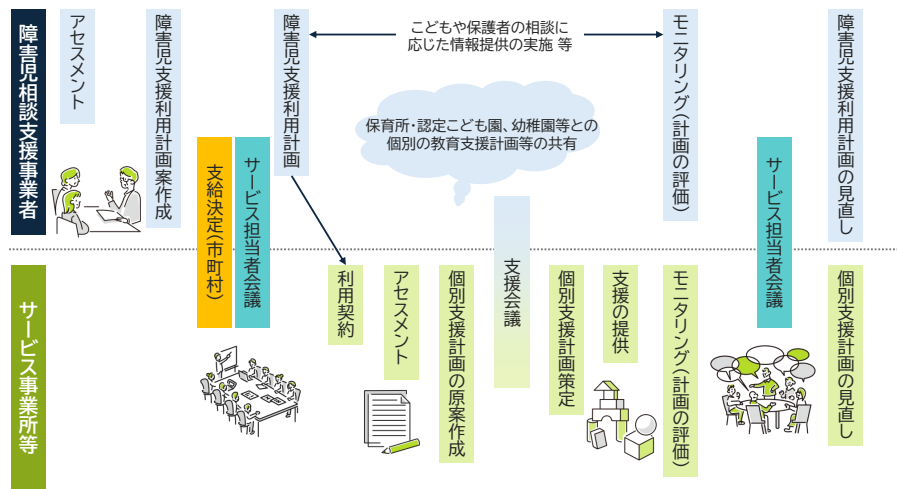
18

移動支援事業	障害者等の移動を支援する事業。 社会福祉法人等が実施する本事業に補助する事業。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の給付又は貸与を行う事業。 社会福祉法人等が実施する本事業に補助する事業。
意思疎通支援事業	手話通訳者等の派遣等を行う事業。 社会福祉法人等が実施する本事業に補助する事業。
相談支援事業	障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業。 社会福祉法人等が実施する本事業に補助する事業。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターに障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業。
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

出典：「地域生活支援事業等の実施について」(令和7年3月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参考に作成

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者とサービス事業所等の関係

19



出典：厚生労働省「第4回児童発達支援に関するガイドライン策定委員会」資料5「支援提供の流れ(障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係、児童発達支援の提供プロセス)」を参考に作成

03

20

障害のある子どもへの支援に関わる主な教育制度

障害のあるこどもの学びの場

21

文部科学省では、障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム*」の理念の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。



出典:文部科学省WEBサイト「2.特別支援教育の現状」を参考に作成
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)

22



小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っている。

出典:文部科学省WEBサイト「2.特別支援教育の現状」を参考に作成
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)

23



小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。

出典:文部科学省WEBサイト「2.特別支援教育の現状」を参考に作成
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)

24



小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

出典:文部科学省WEBサイト「2.特別支援教育の現状」を参考に作成
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)



障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。

出典: 文部科学省WEBサイト「2. 特別支援教育の現状」を参考に作成
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm)

「個別の教育支援計画」について

障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。

出典: 文部科学省WEBサイト「参考1 「個別の教育支援計画」について」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm)

乳幼児期から学校卒業後までを見据えた
長期的な支援の設計図

他分野との連携による教育的支援の必要性

この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

他分野で同様の視点から個別の支援計画が作成される場合は、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することを含め教育と他分野との一体となった対応が確保されることが重要である。

出典: 文部科学省WEBサイト「参考1 「個別の教育支援計画」について」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm)

支援者としては、学校と関係機関等との個別の
教育支援計画を活用した情報の共有を
促進することが求められる

04

留意事項

法令遵守の意識と諸制度との連携の重要性

29

- ✓ 福祉・教育ともに「こども一人一人のニーズを踏まえる」ことが大前提
- ✓ 制度の理念を正しく理解し、形式的な当てはめではない、個別のニーズに即した支援を行う
- ✓ 制度の適正な運用は、こどもの権利を守るための最低限の義務

成人へのつなぎ：移行支援の要点

31

成人期への円滑な移行には、早い段階からの準備が必要。

- ✓ 早期からの連携調整
学齢期から就労支援機関や大人の相談支援事業所とつながる「移行支援」
- ✓ 地域連携
障害当事者団体も含めた地域全体で支えるネットワーク作り

切れ目のない支援のために

30

障害児支援の基本理念

(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.10



乳幼児期、学齢期、成人期へと移行する際の「支援の切れ目」を生まないことが、支援者の重要な役割

まとめ

32

障害児支援施策

本科目のねらい



障害児支援に係る各種ガイドラインの目的や内容等について学び、障害児支援全体における各事業の位置づけや意義を理解するとともに、従事する事業のガイドライン等に示される理念や支援内容等の基本的事項等について、日々の実践を振り返りながら理解を深める。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援施策 実践研修Ⅱ (3)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	日付: 年 月 日
履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ (科目名) に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「セッセ」や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 障害児支援施策の全体像
- 障害児支援に係る各種ガイドラインの目的や内容
- 日々の実践に引き寄せた理念や支援内容等の振り返り

目次

- 01 障害児支援施策の全体像の再確認
- 02 障害児支援に係る各種ガイドラインの目的や内容
- 03 日々の実践に引き寄せた理念や支援内容等の振り返り

障害児支援施策の全体像

児童福祉法

- 障害児通所系(児童発達支援、放課後等デイサービス)
- 障害児訪問系(居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)
- 障害児入所系(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)
- 相談支援系(障害児相談支援)

▶ 全ての施策は、基本理念や基本姿勢に基づき提供されるべきもの

参考 障害者総合支援法においてこどもも利用できるサービス

- 介護給付(居宅介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所)
- 地域生活支援事業(移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援)
- 相談支援(計画相談支援)

出典:こども家庭庁WEBサイト「障害児通所支援・障害児入所施設の概要」を参考に作成

01

障害児支援施策の全体像の再確認

02

障害児支援に係る各種ガイドラインの目的や内容

各種ガイドラインの全体像

9

通所事業に関するガイドライン等

- ・ 児童発達支援ガイドライン
- ・ 放課後等デイサービスガイドライン
- ・ 保育所等訪問支援ガイドライン

入所事業に関するガイドライン等

- ▶ ・ 障害児入所施設運営指針

相談支援事業に関するガイドライン等

- ▶ ・ 相談支援業務に関する手引き

全ての事業者に関係するガイドライン等

- ・ 障害児支援の安全管理に関するガイドライン
- ・ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
- ・ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ・ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

その他のガイドライン等

- ▶ ・ 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

通所事業に関するガイドライン等

10



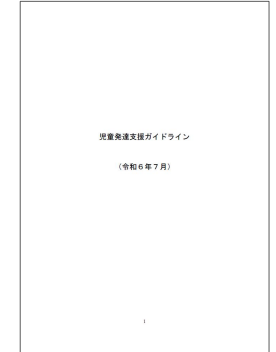
児童発達支援ガイドライン

趣旨・目的

児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの

▼ 主な構成

- ✔ 総論
- ✔ 関係機関との連携
- ✔ 支援の全体像と内容
- ✔ 支援の提供体制
- ✔ 計画作成及び評価
- ✔ 支援の質向上と権利擁護



出典:「児童発達支援ガイドライン」P.2-4,6を参考に作成

通所事業に関するガイドライン等

11



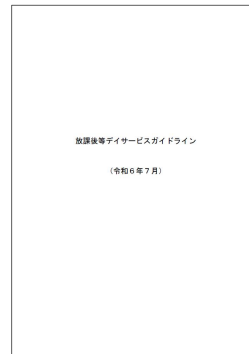
放課後等デイサービスガイドライン

趣旨・目的

放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの

▼ 主な構成

- ✔ 総論
- ✔ 関係機関との連携
- ✔ 支援の全体像と内容
- ✔ 支援の提供体制
- ✔ 計画作成及び評価
- ✔ 支援の質向上と権利擁護



出典:「放課後等デイサービスガイドライン」P.1-3,5を参考に作成

通所事業に関するガイドライン等

12



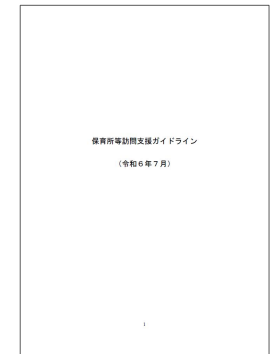
保育所等訪問支援ガイドライン

趣旨・目的

保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援事業所における保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの

▼ 主な構成

- ✔ 総論
- ✔ 関係機関との連携
- ✔ 支援の全体像と内容
- ✔ 支援の提供体制
- ✔ 計画作成及び評価
- ✔ 支援の質向上と権利擁護



出典:「保育所等訪問支援ガイドライン」P.2-4,6を参考に作成

入所事業に関するガイドライン等

13

障害児入所施設運営指針

趣旨・目的

障害児入所施設における組織運営、養育・支援の内容と運営に関する基本的な内容(指針)を明示し、障害児入所施設の質の確保と向上、健全で適切な組織運営を図るとともに、障害児入所施設の社会的役割や運営上の基本的事項等を開示すること

▼ 主な構成

- ✓ 総則
- ✓ 福祉型入所施設の支援内容
- ✓ 医療型入所施設の支援内容
- ✓ 施設運営・組織管理
- ✓ 支援の質向上に向けた取組の工夫

目次	
1 趣旨・目的	1
2 運用指針	2
3 障害児入所施設運営指針	3
4 障害児入所施設の社会的役割	4
5 障害児入所施設運営指針の運用	5
6 障害児入所施設運営指針の運用	6
7 障害児入所施設運営指針の運用	7
8 障害児入所施設運営指針の運用	8
9 障害児入所施設運営指針の運用	9
10 障害児入所施設運営指針の運用	10
11 障害児入所施設運営指針の運用	11
12 障害児入所施設運営指針の運用	12
13 障害児入所施設運営指針の運用	13
14 障害児入所施設運営指針の運用	14
15 障害児入所施設運営指針の運用	15
16 障害児入所施設運営指針の運用	16
17 障害児入所施設運営指針の運用	17
18 障害児入所施設運営指針の運用	18
19 障害児入所施設運営指針の運用	19
20 障害児入所施設運営指針の運用	20
21 障害児入所施設運営指針の運用	21
22 障害児入所施設運営指針の運用	22
23 障害児入所施設運営指針の運用	23
24 障害児入所施設運営指針の運用	24
25 障害児入所施設運営指針の運用	25

出典:「障害児入所施設運営指針」目次、P.2を参考に作成

相談支援事業に関するガイドライン等

14

相談支援業務に関する手引き

趣旨・目的

相談支援における地域の体制整備や業務指針等として活用できること

▼ 主な構成

- ✓ 障害福祉分野の相談支援の概要
- ✓ 相談支援体制の整備
- ✓ 相談支援の実務

出典:一般社団法人北海道総合研究調査会「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村(自立支援)協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」報告書(令和5年3月)p.1を参考に作成

「相談支援業務に関する手引き」	
目次	
1 趣旨・目的	
2 主な構成	
3 障害福祉分野の相談支援の概要	
4 相談支援体制の整備	
5 相談支援の実務	

全ての事業者に関するガイドライン等

15

障害児支援の安全管理に関するガイドライン

趣旨・目的

障害児支援に関わる事業所・施設が、安全計画やマニュアルの作成を含む事故防止のための安全対策を講じる上で参考となる基本的な内容をとりまとめたもの

▼ 主な構成

- ✓ 事故・安全管理の現状
- ✓ 安全管理のポイント
- ✓ 場面ごとの注意点
- ✓ 障害の特性に応じた留意
- ✓ 緊急時の対応
- ✓ 再発防止

障害児支援の安全管理に関するガイドライン	
目次	
1 趣旨・目的	
2 主な構成	
3 事故・安全管理の現状	
4 安全管理のポイント	
5 場面ごとの注意点	
6 障害の特性に応じた留意	
7 緊急時の対応	
8 再発防止	

出典:「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」P.1-2を参考に作成

全ての事業者に関するガイドライン等

16

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

趣旨・目的

障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上

※入所系・通所系・訪問系のそれぞれのサービス類型の特性に応じた3つのバージョンが展開

▼ 主な構成

- ✓ 障害福祉サービスにおける感染症対策総論
- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策
- ✓ 類型に応じた対策(サービス類型に応じて明示)

入所系
障害福祉サービス施設・事業所職員のための
感染対策マニュアル

目次

1 感染症対策総論

2 新型コロナウイルス感染症対策

3 類型に応じた対策(サービス類型に応じて明示)

出典:厚生労働省WEBサイト「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)を参考に作成

出典:「入所系障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」P.2を参考に作成

全ての事業者に関するガイドライン等

17

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

趣旨・目的

障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされることを目的に作成

▼ 主な構成

- ✓ 権利擁護の考え方
- ✓ 進め方のプロセス
- ✓ 実現に向けた取組
- ✓ 組織運営の留意点

出典:「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」P.1-2を参考に作成

全ての事業者に関するガイドライン等

18

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

趣旨・目的

都道府県、市町村等における障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資すること

▼ 主な構成

- ✓ 障害者虐待防止法の概要
- ✓ 指導等のプロセス
- ✓ 虐待防止と対応
- ✓ 被虐待者の保護に対する協力
- ✓ 虐待が疑われる事案への対応
- ✓ 身体拘束の廃止と支援の質の向上

出典:「障害者虐待の防止と対応の手引き 一部改訂について(事務連絡)」を参考に作成

その他のガイドライン等

19

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

趣旨・目的

中核機能を発揮して支援を要するこども・家族を地域全体で支えるための体制を整備するために、市町村・都道府県や児童発達支援センター等が何をすべきかを示すこと

▼ 主な構成

- ✓ 総論
- ✓ 事業所向け取組
- ✓ 自治体向けポイント
- ✓ 事例集

出典:「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」目次、P.1を参考に作成

03

日々の実践に引き寄せた 理念や支援内容等の 振り返り

20

理念の再確認と自己評価

21

ご自身が担当している事業のガイドラインを開き、以下の点を確認してみましょう。

- ✓ ガイドライン策定の目的を通じて、それぞれの事業が目指すものを理解しているか？
- ✓ 自らの日々の支援は、「こどもの最善の利益の優先考慮」を意識・実践したものになっているか？
- ✓ こどもと家族を包括的に支援する観点から、関係機関についても理解しているか？

ガイドラインに照らした実践の振り返り

23

- ✓ 自らの日々の支援は、「こどもの最善の利益の優先考慮」を意識・実践したものになっているか？

省察の観点(振り返り)

- こどもの視点で振り返る
- 自分の状態を振り返る
- 基本理念や基本姿勢に立ち返る

ガイドラインに照らした実践の振り返り

22

- ✓ ガイドライン策定の目的を通じて、それぞれの事業が目指すものを理解しているか？

支援の全体像と内容

誰に対して
なんのために
なにを

- 例)
- 障害のある子どもへの支援にあたっての基本理念の確認
 - 支援が目指すものの確認
 - 支援の全体像の確認
 - 支援の具体的な内容の確認 等
- 本人支援、家族支援、移行支援、地域支援・地域連携の観点

支援のプロセス

いつ
どのように

- 例)
- 支援のPDCAサイクルの確認(計画作成～実施～評価～見直し・終結)
 - 支援の提供体制
 - 関係機関との連携の必要性及び留意点の確認 等

ガイドラインに照らした実践の振り返り

24

- ✓ こどもと家族を包括的に支援する観点から、関係機関についても理解しているか？

この子の「お隣さん」を探そう！～つながりマップ～

- ① 白紙の真ん中に、自分が担当しているこどもの名前を書く
- ② その子の生活を支えている場所や人を、思いつく限り周りに書き出す(例: 保育園・幼稚園、小学校、相談支援事業所、小児科、公園、放課後等デイサービス、保健師、近所の駄菓子屋等)
- ③ 書き出した中で、「自分が直接連絡を取ったことがある場所」に「○」を、「名前は知っているが関わりがない場所」に「△」をつける

まとめ

まとめ：科目のおさらい



ガイドラインは「必読の書」

各種ガイドラインには、策定の背景や目的とともに施策の基本理念など支援者として理解すべき内容が掲載されており、支援を行う上で必ず目を通しておく。



理念と実践を統合する視点

ガイドラインを参照する際は、具体的な支援方法だけに目を通すのではなく、支援の基本理念についても折に触れて確認し、理念と実践を統合する視点をもつ。



日々の振り返りへの活用

理念に即した支援ができていくかについて、日々の振り返りや研修の場等を活用して確認し、今後の支援に活かす。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ 保育所等訪問支援ガイドライン
- ◎ 障害児入所施設運営指針
- ◎ 相談支援業務に関する手引き
- ◎ 障害児支援の安全管理に関するガイドライン
- ◎ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
- ◎ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ◎ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ◎ 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

こどもの生活の連続性を踏まえ、障害のあるこどもにかかわる福祉制度・教育制度を知り、制度の全体像を理解するとともに、法令遵守の視点をもつ。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
全票: 上司からの助言・機会 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした



障害児支援における 安全管理

本科目のねらい

障害児支援における安全管理上の留意点や事故発生時の具体的対応について理解するとともに、事業所における安全管理上の取組について振り返る。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

障害児支援基礎・実践研修Ⅱ	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●●●	性別：●●
履修状況：□初回 □再履修	日付： 年 月 日
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 （現在自身が知っている範囲の考え方でOK）	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 安全計画の具体的な内容
- 事故発生時の対応と、発生後の防止策の検討

目次

- 01 安全管理の重要性
- 02 安全計画の策定と実施
- 03 事故発生時の対応と報告
- 04 ヒヤリハット・事故報告と再発防止

安全確保に関する取組の背景

令和4年児童福祉法改正

事業所における安全管理の義務付けが強化された。

ガイドラインの策定

「障害児支援における安全管理等に関するガイドライン」により具体的基準が示された。

出典:「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」P.3を参考に作成
出典:「児童発達支援ガイドライン」P.13を参考に作成

01

安全管理の重要性

事故・安全管理の現状

障害児支援の現場では、日常生活のあらゆる場面において事故のリスクが潜んでいます。特に、送迎時、食事、午睡、水遊びなどの場面で重篤な事故が発生している現実を直視しなければなりません。

事故は「個人の不注意」として片付けるのではなく、「組織的なシステム」の欠陥として捉える必要があります。

02

安全計画の策定と実施

9

安全計画の策定について

10

指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等は、障害児の安全確保を図るため、指定基準において、事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること等とされている。

主な項目

- 事業所等の設備の安全点検
- 職員や障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- 職員の研修及び訓練
- その他事業所等における安全に関する事項

出典:こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」(令和6年7月4日)P.3-4を参考に作成

安全計画の具体的な内容

11

事業所内外の安全点検

事業所内の設備だけでなく、散歩コースや公園など、定期的に利用する外部の安全確認も計画に含める必要がある。



「いつ」「誰が」「どのような視点で」点検するかを明確にし、記録に残すことが重要。

安全計画の具体的な内容

12

マニュアルの策定と見直し

- 通常の支援の場面、リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び等)、緊急対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事等)における役割分担や留意点を明確にしたマニュアルを策定し、事業所全体で共有する。
- マニュアルは一度作って終わりではなく、研修や訓練などを通じた、定期的な見直しの機会を確保することも重要である。

こども・保護者への説明

こどもへの共有

発達段階に応じた方法で、自分の身を守るルールや取組を伝える。

保護者への共有

安全計画や日頃の対策を説明し、信頼関係の基盤を作る。

リスクマネジメントの基本的視点

社会福祉法第三条

社会福祉法第三条には、福祉サービスの基本理念として、「個人の尊厳の保持」が掲げられている。

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

良質かつ適切なサービスとは、利用者が心身ともに健やかに育成され、能力に応じ自立した生活を営めるよう支援するものである必要がある。

出典：「社会福祉学習双書②2025 福祉サービスの組織と経営者」全国社会福祉協議会 P.195を参考に作成

安全計画の具体的な内容

職員研修・訓練

01

多様な災害想定

地域特性に応じた避難訓練 等

02

救急対応

AED使用方法を含む実技講習 等

03

防犯訓練

不審者侵入を想定した実践的訓練

04

知識習得

事故予防に関する専門演習の受講

出典：こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」(令和6年7月4日)P.5を参考に作成

管理と発達のバランス

事故を恐れるあまり、過度に管理的になることを避けなければならない。

こどもの安全のためとはいえ、行き過ぎた管理・制限は、こどもの成長・発達の機会や尊厳を奪うことになり、福祉の基本理念に逆行しかねない。

「安全」と「育ちの保障」を両立させる視点が不可欠である。

積極的・前向きな姿勢

17

事故をゼロにすることは困難であるが、その認識に立ってなお、限りなくゼロに近づける努力を放棄してはいけない。

- 万が一事故が起きた際の適切な初期対応の習得
- 誠実な再発防止への取組

こうした姿勢こそが、子どもやその家族からの信頼にもつながる。

応急処置

19

- こどもの生命と健康を優先し、応急処置は迅速に行う。
- そのための役割分担については事前に決めておく。
- 心肺停止、呼吸困難、意識障害、昏睡、発作、中毒等の特に緊急度の高いと思われる場合、必要に応じて心肺蘇生・応急処置を行う。
- また医療機関を受診する。必要と判断した場合には、直ちに119番通報をする。

出典：「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」 P.15、P.29を参考に作成

03

18

事故発生時の対応と報告

自治体・家族等への報告

20

事業所等は、指定基準において、支援の提供により事故が発生した場合は速やかに、障害児通所支援事業所の場合は、都道府県、市町村、当該こどもの家族等に、障害児入所施設等の場合は、都道府県、当該こども家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。



都道府県や市町村がどのような事故の場合に報告を求めているかなど、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う。

出典：こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」(令和6年7月4日)P.7-8を参考に作成

消費者庁への通知

21

重大な事故の場合、消費者安全法に基づき消費者庁への通知が必要になるケースがある。



消費者事故等に該当するかどうかの判断や、具体的な通知プロセスについては、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を必ず参照すること。

出典:こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」(令和6年7月4日)P.7-8を参考に作成

事故後の対応

23

事故後の検証

事故が発生した場合、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、これまでの取組について改善すべき点を検討し、事故の再発防止の取組を進めることが求められる。

要因分析

環境面、手順面、人的面など多角的に要因を切り分ける。

改善点の検討

これまでの取組のどの部分に不備があったのか、客観的に見直す。

再発防止策は職員間での共有を図り、取組状況に応じて随時見直しを図ることも必要である。

出典:こども家庭庁「障害児支援における安全管理について」(令和6年7月4日)P.8を参考に作成

04

22

ヒヤリハット・事故報告と再発防止

ヒヤリハット事例の収集～分析～対策

24

ヒヤリハット事例の収集、分析、対策の検討については、重大事故の発生を防止する上で非常に有効である。

報告しやすい文化の醸成

ミスを報告すると必要以上に叱責される、という文化ではリスクは隠蔽されてしまう危険がある。

心理的安全性の確保

「報告は組織を救う」という共通認識をもち、職員間で報告しやすい雰囲気を用意することが重要である。



ヒヤリハットの報告・共有を「目的」とせず、チームとして改善点まで検討することを意識する。




収集～分析～対策のサイクル

25

- 01 事例収集**
些細な事象も漏らさず吸い上げる
- 02 要因分析**
なぜ事故が起きたか、背後にあるリスクを特定する
- 03 対策の検討**
環境整備やマニュアル変更等の具体的アクションを起こす
- 04 共有と周知**
対策を全職員が理解し、実行できる状態にする

まとめ：科目のおさらい

27

-  **安全確保の義務**
法改正により、安全計画策定等の義務付けがなされた。
-  **こどもの育ちの保障**
できる限り事故を「ゼロ」に目指しつつ、こどもの最善の利益に留意して、こどもの育ちが保障されるような遊びや活動を検討する。
-  **日頃からの安全対策**
万が一事故が発生してしまった際には、適切な対応ができるよう日頃から安全対策について行うこと。

26

まとめ

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

28

- ◎ 改定 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編
- ◎ 放課後等デイサービスガイドライン
- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー第3巻 こども家庭福祉とソーシャルワーク

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

障害児支援における安全管理上の留意点や事故発生時の具体的対応について理解するとともに、事業所における安全管理上の取組について振り返る。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形態: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント (受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等と相談・共有したい内容もOK!	
先輩・上司からの助言・視点 (フィードバック者記入欄)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入



4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の実践で活かしたい事 (最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと (小さな一歩) を一つ書いてみましょう!



虐待防止の実践

本科目のねらい

支援場面において虐待につながりやすい場面や虐待防止のための具体的取組等について理解し、実践できるようにする。また、事業所内において、虐待につながるリスクがある兆候等を感じた際には、事業所として取り組んでいくことの重要性を理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

習熟度評価基礎・実践研修（日）	
科目名：●●●●●●●●●●	氏名：●●●●
所属：●●●●●●●●	日付： 年 月 日
視覚状況： <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再視覚	
1. 日々の支援の振り返りシート（講義前）	
(1) テーマ（科目名）に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少し知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が気になっている「モヤッ」と疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

- 虐待防止に関する法令・ガイドラインの再確認
- 虐待を予防する組織としての具体的方策
- 身体拘束の廃止に向けて
- 支援者一人ひとりに求められる実践
- 虐待の早期発見と通報の徹底

目次

- 01 虐待防止に関する法令・ガイドラインの再確認
- 02 虐待防止のための組織的な取り組み
- 03 支援者一人ひとりに求められる実践
- 04 虐待の早期発見と通報の徹底

虐待防止に関する法律

7

法律名	主な対象者	虐待者の例	主な発生場所の例
児童虐待防止法	18歳未満の児童	保護者	家庭
児童福祉法	18歳未満の児童	施設職員、里親等	障害児入所施設、児童養護施設、里親宅
障害者虐待防止法	障害者・障害児	養護者、障害者福祉施設従事者等、雇用主	家庭、障害福祉施設・事業所、職場
高齢者虐待防止法	65歳以上の高齢者	養護者、施設職員	家庭、介護施設

01

6

虐待防止に関する法令・ガイドラインの再確認

障害者虐待防止法

8

第三条(障害者に対する虐待の禁止)

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

この条文は非常にシンプルですが、「何人も(誰であっても)」という言葉に、社会全体で障害者の権利を守るという強い決意が込められています。

障害者虐待防止法における虐待の種類

虐待の種類	虐待の主体
養護者による虐待	障害者をお世話しているご家族等
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員
使用者による虐待	障害者を雇用する会社の雇用主等

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」P.2 を参考に作成

障害者施設や障害福祉サービス事業所に該当する施設・事業

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助 及び共同生活援助
障害福祉サービス事業等	・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 ・障害児相談支援事業	
	・障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

出典:「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.4 を参考に作成

虐待行為の種類

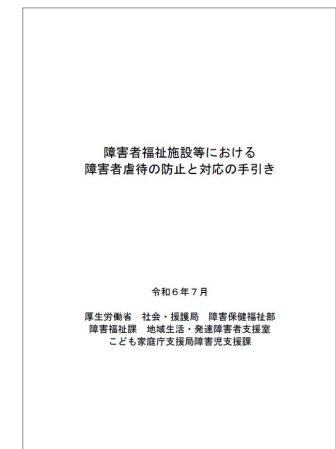
類型	内容の例
身体的虐待	叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等
性的虐待	性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等
心理的虐待	脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等
経済的虐待	本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」P.2 を参考に作成

障害者虐待防止法に関するガイドライン・手引き

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

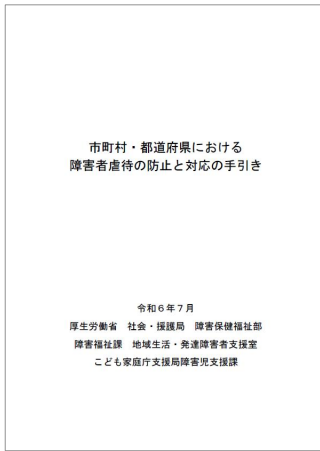
障害者福祉施設等の職員が、虐待の防止や発生時の対応を適切に行うための具体的な指針が記されています。



こども家庭庁HP ホーム>政策>障害児支援>障害児支援施策>各種ガイドライン・手引き等について
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き

市町村や都道府県が虐待の通報を受け、調査・認定・支援を行うプロセスを定めています。

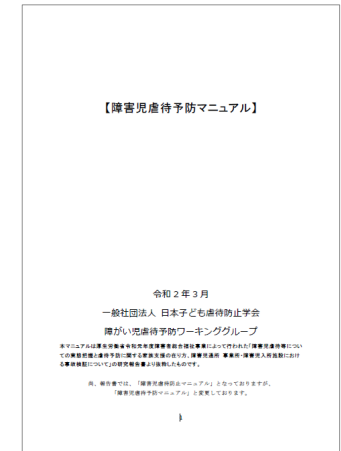


こども家庭庁HP ホーム>政策>障害児支援>障害児支援施策>各種ガイドライン・手引き等について
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

障害児虐待予防マニュアル

日本子ども虐待防止学会による、主に障害児通所及び入所施設を対象とした障害児虐待予防マニュアル。

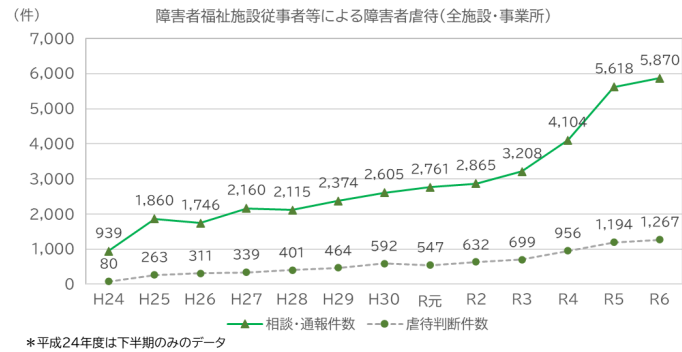
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」と比較し、障害児向けに特化した内容が記されています。



日本子ども虐待防止学会HP ホーム>資料
<https://iaspcan.org/materials/>

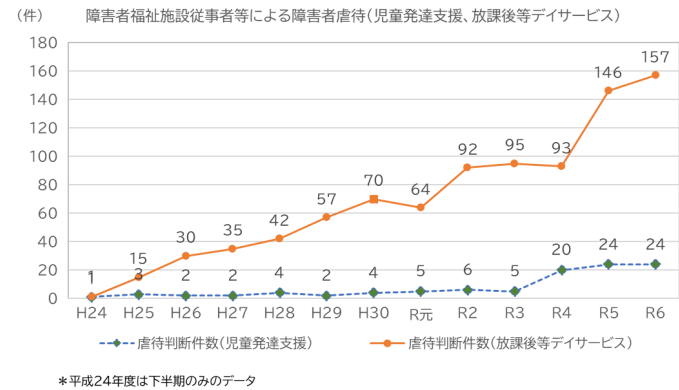
障害者虐待防止法による障害者福祉施設従事者等による虐待判断件数

平成24年の法施行後、障害者福祉施設従事者等による虐待に関する相談・通報件数、虐待判断件数は、ともに年々増加している。



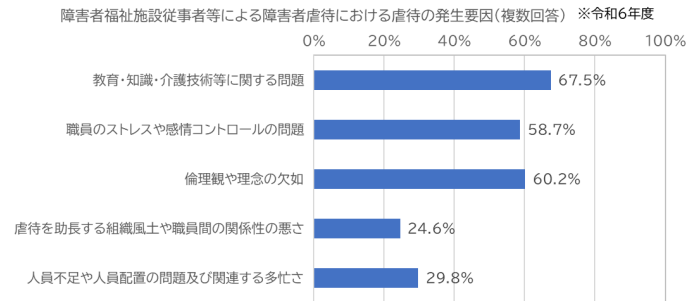
出典:「障害者虐待対応状況調査 経年グラフ(令和7年12月)」を参考に作成

障害児通所支援事業のうち、児童発達支援、放課後等デイサービスの虐待判断件数をみても、平成24年以降、年々増加している。



出典:平成24年度から令和6年度の「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査 結果報告書」を参考に作成

施設従事者等による虐待について、市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(令和6年度)は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」が6割前後。



➡正しい価値・知識・技術の習得が求められています。

出典:「令和6年度障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査 結果報告書」P.26を参考に作成

児童福祉法第二章第七節(被措置児童等虐待の防止等)

第三十三条の十一

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

虐待行為の類型

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(放棄・放置)、心理的虐待の4つ。経済的虐待は含まれません。

被措置児童等虐待の防止等に該当する施設職員等

施設職員等

小規模住居型児童養育事業に従事する者

里親若しくはその同居人

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者

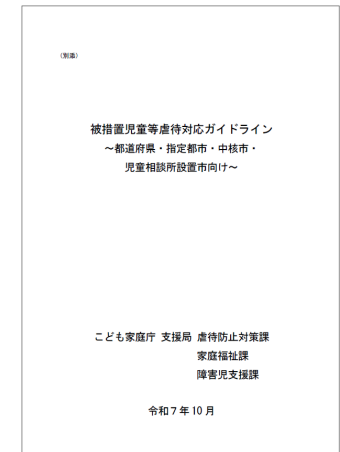
指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者

児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

※なお、自立生活援助事業(自立援助ホーム)や母子生活支援施設については契約により入所する施設であり、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じた対応をするものとします。

被措置児童等虐待対応ガイドライン

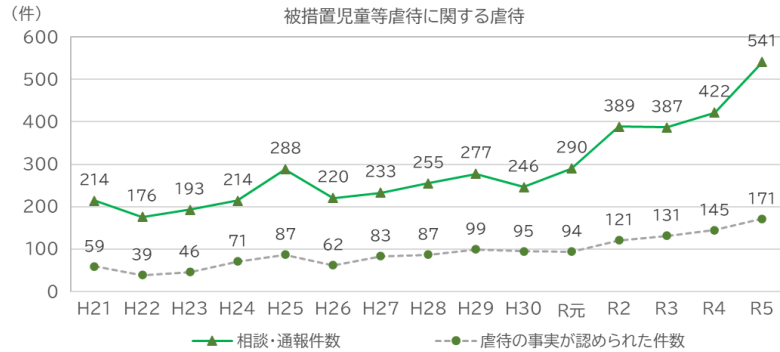
里親や施設に入所している児童への虐待防止を定めています。



こども家庭庁HP ホーム>政策>社会的養護>被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について
<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/gyakutai-todokede>

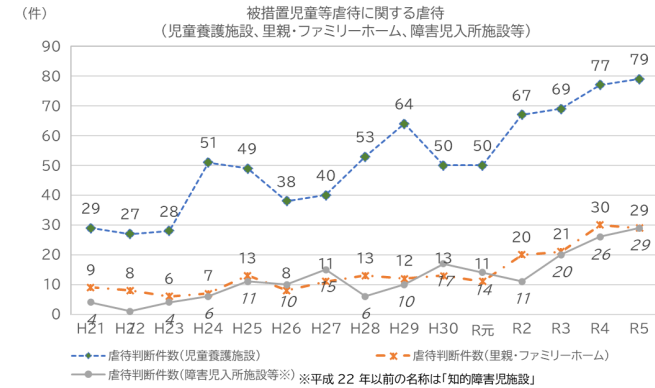
被措置児童等虐待への虐待件数

平成21年の児童福祉法改正後、被措置児童等虐待に関する相談・通報件数、虐待の事実が認められた件数も、増加傾向にある。



出典：平成21年度から令和5年度の「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について」を参考に作成

虐待の事実が認められた件数のうち、児童養護施設が約半数を占めており、次いで、里親・ファミリーホーム、障害児入所施設等の件数が多い。



出典：平成21年度から令和5年度の「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について」を参考に作成

■虐待発生時の状況(回答のうち主なものの要旨を記載。)(令和5年度)

(記載内容から一部抜粋)

- ✓ 不安定な子どもへの対応は、複数職員での対応が基本となっているが、職員の意識が薄れており、1名での対応となっていた。
- ✓ スーパーバイズを行える職員がおらず、多くの職員が自己流の対応となっており施設としての方針が曖昧だった。
- ✓ 加害職員は日頃から感情に起伏のある人物ではないが、虐待を行った際は、子どもとの意思疎通に難しさを感じ、思わず手が出てしまった。
- ✓ 加害職員は、真面目で一生懸命な反面、余裕がなく容量オーバーになってしまう傾向にあった。
- ✓ 独自の養育観(こうあるべき)が強く、子どもの成長過程を自身の養育観に当てはめようとする傾向が強かった。

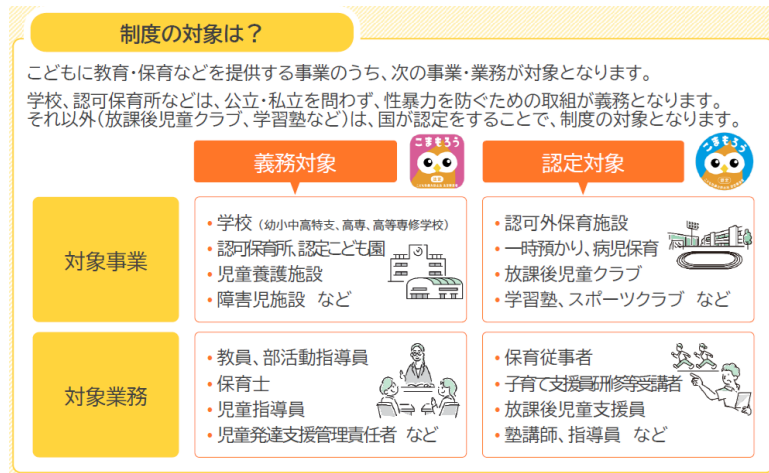
出典：「令和5年度被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について」を参考に作成

こども性暴力防止法

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

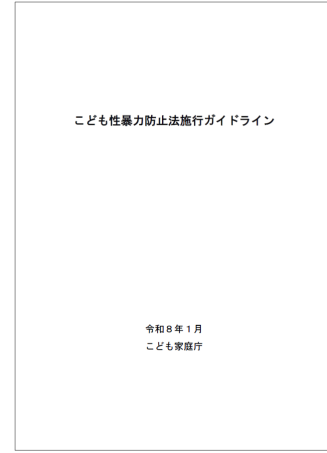
こども性暴力防止法とは

性暴力は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、子どもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。



出典：「こども性暴力防止法 事業者向けリーフレット」より一部抜粋

こども性暴力防止法施行ガイドライン



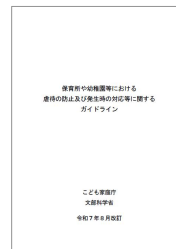
法及び法に基づく下位法令の解釈を示し、事業者や従事者が実際にどのような対策や措置を行うべきか、その具体的なルールをまとめた「実務マニュアル」。

ホーム>政策>こどもの安全>こどもの性被害を撲滅するための政府の取組>こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

（参考）その他の虐待防止に関するガイドライン・手引き

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園を対象に、不適切な保育や虐待の考え方、虐待の防止及び発生時の対応に関して整理している。



こども虐待対応の手引き

令和7年に構成を見直し、こども虐待対応に際して各関係機関が共通して把握しておくべき対応の原則や基本的な考え方及び特別に留意が必要な事例への対応の留意点を整理した資料として位置づけ、対応の方法・関係機関との連携は、各種指針・ガイドラインに一部移設し、役割を分化した。



児童虐待における特徴と予防策

- 児童虐待のうち障害児虐待の割合は20%超。
 →児童虐待におけるこどもの要因としての「障害」(特に発達障害の疑い)が多いこと、また、「障害」があると虐待が深刻化しやすいことを示唆している。
- ✓ 児童相談所や対応する関係機関が、ハイリスク要因として、虐待者である保護者の養育方針や保護者の性格の問題だけでなく、こども本人の「障害(その疑い)」について、知能検査での知的障害の有無だけでなく、発達障害の特性、特に自閉スペクトラム症や注意欠如多動症など、全人的に客観的に評価することが大切である。
 - ✓ その上でその発達特性に応じた予防策および対応策を具体的に検討・実施していくことが求められている。

出典：川崎二三彦編著「障害児の虐待死問題-事例の分析と障害児支援・家族支援」福村出版、2024年、P.132-134を参考に作成

02

虐待防止のための組織的な取り組み

虐待防止措置未実施減算の創設

義務化された虐待防止に向けた取組が未実施の場合、報酬が減算される制度も開始されました。

こどもの人権の擁護、虐待の防止等をより推進するため、虐待防止を経営の最優先課題としても位置づけることが重要です。

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.14を参考に作成

29

虐待防止に関する運営基準の遵守

30

令和4年度(2022年度)より全ての障害福祉サービス・介護サービス事業所(訪問系、通所系、入所系すべて)の運営基準に以下が盛り込まれました。

■令和3年度まで

- ①従業者への研修実施(努力義務)
- ②虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

■令和4年度以降

- ①従業者への研修実施(義務化)
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規))
- ③虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.14を参考に作成

31

虐待を予防する組織としての具体的方策

32

虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会を設置、委員会を機能させる。「してはいけない」だけでは、職員の困り感は解決されない。予防的対応を協議し、予防的対応を周知、実行、そして定期的な振り返りをしていく必要がある。人権倫理委員会等とも協働し、こどもの人権など人権倫理意識の向上を図ってより良い支援につなげる必要がある。

【具体的方策】

- ✓「虐待防止自己チェック表」や「職員セルフチェック表」などの虐待防止アンケートの定期的な実施と振り返り。
- ✓虐待防止計画(研修や職員への予防的教育)の作成、評価。
- ✓人権倫理の取り組みの推進と啓発活動。
- ✓職員の専門性の向上のための研修などの協議、実務。
- ✓同性介護、身体拘束等の施設の基準の明確化。

出典:「障害児虐待予防マニュアル」P.12を参考に作成

ヒヤリハットの集計、分析

ヒヤリハット事例を収集し、分析し、対策を立てることで、重大事故、虐待等を未然に防ぐ。様々な可能性を把握する。多くのヒヤリハットを収集し、予防策を協議するために報告しやすい職場の雰囲気作りが大切である。

【具体的方策】

- ✓ 朝夕の打ち合わせで報告機会を作る。
- ✓ ヒヤリハットを簡潔に記載できる様式等、収集方法や様式に工夫する。
- ✓ ヒヤリハットだけではなく、良かった事例も報告できるようにする。
- ✓ 集計したヒヤリハットは、運営側が種類・分類・状況及び対応・原因・対応策について確認、協議し、対応策を協議、マニュアルをアップグレードしていく。

出典：「障害児虐待予防マニュアル」P.12 を参考に作成

虐待防止研修等の開催

虐待防止研修を年1回以上開催する。

【第1ステップ】

- ✓ 虐待防止に関する基礎的知識を習得することが目的となる。虐待の定義や通報義務、その後の対応のほか、こどもの権利や虐待のメカニズムを知っておくことは虐待防止の基礎となる。



【第2ステップ】

- ✓ 自分の支援は虐待かも知れない、虐待につながるかも知れないというリアリティのある気づきを促すことが目的となる。虐待事例を通して、虐待場面を再現し、自分だったらどう感じ、どう対処するか、どうしたらよかったかを考える演習や、虐待場面ではなく普段の支援場面、例えば、食事指導場面やトイレの誘導場面、多動児への支援場面などを想定し、ロールプレイなどでこどもの立場の体験を通して気づきを促す方法がある。



【第3ステップ】

- ✓ 一人ひとりのこどもの行動や特性に応じた質の高い支援を行えるようになることである。一般的な専門知識を習得することだけでなく、利用されているこども一人ひとりを想定してどのような環境や関わりをすることが良いかを実践研究していくことも重要な取り組みとなる。

出典：「障害児虐待予防マニュアル」P.12 を参考に作成

身体拘束とは

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

■身体拘束の具体的な行為(例)

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

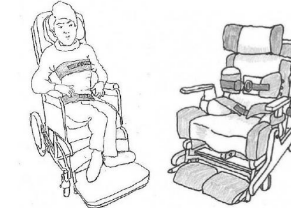
出典：「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.34

■緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場面例

- ・ 噛みつき、叩くなど他のこどもや職員に被害が及んでしまう時
- ・ 自分に噛みつく、叩くなどの自傷で自分を傷つけてしまう時
- ・ 服を脱ぎ、放尿や弄便が日常的な時 など

出典:「障害児虐待予防マニュアル」P.15

ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。



(座位保持装置等の例)

身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.34,39

■やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束をする場合は、次の3要件に該当することが必要です。

✓ 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

✓ 非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がない

✓ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」P.12

3要件に合致することの判断は、やむを得ない場合の身体拘束が必要となる前に、あらかじめ管理者(施設長等)が参加する会議等において組織として慎重に検討した上で確認し、個別支援計画及び支援記録等に記録として記載することが必要です。

- 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載
・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか
- 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る
- 必要な事項の記録
・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」P.12

身体拘束の廃止に向けて

41

身体拘束は、何よりも本人の尊厳を侵害する行為です。

そして、関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害があります。

このことは、家族にも大きな精神的負担をかけるとともに、職員等は自らの支援に自信がもてなくなり、モチベーションの低下や支援技術の低下を招くなどの悪循環を引き起こすことになります。

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。

出典:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」P.34

感情のコントロールと自己客観視

43

虐待発生メカニズム

- 身体的虐待や心理的虐待の多くは、こどもの言動に対して支援者である自分が対処できず、感情的にも行動的にも破綻することで発生します。

自分がどんな時に感情のコントロールが効かなくなるか、事前に予測し、練習しておく習慣をつけておくことが大切です。

また、日々の心身の健康(セルフケア)が、心に余裕を生み、虐待防止につながります。

出典:「障害児虐待予防マニュアル」P.14

03

42

支援者一人ひとりに求められる実践

落ち着くためのスキル獲得

44

感情が動かされたとき、具体的な回避行動を事前に決めておきましょう。

- 01 他の職員に助けを求める
- 02 その場を一時的に離れる(タイムアウト)
- 03 10数える(アンガーマネジメント)
- 04 深呼吸をする

「練習していないことは、いざという時にできません」

出典:「障害児虐待予防マニュアル」P.14

助けを求めることの日常化

45

実際の場面では「助けて」と言いにくいものです。

- ✓ 業務に入る前に「今日は〇〇さんに助けてもらう」とペアを決めておく。
- ✓ 助けを求める練習を業務に入る前にする等、毎日習慣化する。
- ✓ スーパーバイザーが現場で助けを求めるタイミングを教える。

出典：「障害児虐待予防マニュアル」P.14

受援力

→困った時に周囲へ支援や助けを求め、それを円滑に受け入れる能力

元々は防災分野で生まれた言葉ですが、福祉分野においても、重要な能力です。

自身の心理状態を知り、相談する

47

しかし、こどもの行動や背景を理論的に理解しても、それまでの職員自身の経験や受け入れがたい状態像などから、どうしても気にしてしまう、情緒が揺さぶられるようなことはあります。

そのような時は、スーパーバイザーや管理者に苦手と感じているこどもの状態像や行動を相談するようにしましょう。

出典：「障害児虐待予防マニュアル」P.15

※相談は恥ではなく、最大のリスクヘッジです。

アセスメント情報の共有化

46

期待と現状のギャップ(ストレスの正体)

「これくらいできるはずだ」という期待と、こどもの実際の状態に差があると、支援者はストレスを感じます。

こどもの行動の「背景」をアセスメントし、チームで共有することで、感情的な反応を減らし、理論的な支援が可能になります。

出典：「障害児虐待予防マニュアル」P.14

風通しのよい職場環境の構築

48

虐待を生んでしまう職場環境の問題

- 上司に相談しにくい雰囲気
- 「相談しても無駄」という諦め

支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しのよい環境を整備することが必要となります。

出典：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き、P24 を参考に作成

04

虐待の早期発見と 通報の徹底

49

通報後の対応と行政連携

51

事業所等の中だけで事実確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.56

→ 職員が設置者や管理者に虐待がある、または疑いがあることについて報告したにも関わらず、設置者、管理者が通報義務を果たさず、「不適切な支援」という言葉に言い換えて内部の職員指導のみで終わらせたり、事実を隠蔽しようとして通報義務を果たさなかったりすることがあります。

→ また、内々に解決しようとする場合があります。

内々に解決しようとするのが、結果として最も大きなリスクとなります。公平な第三者である行政が入ることで、透明性のある解決が可能になります。

出典：「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」P.11を参考に作成

通報の義務

50

障害者虐待防止法第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報は、個人の「判断」に任せられたものではなく、法的な「義務」です。(匿名での通報も可)

保護者による虐待の早期発見

52

支援者は保護者による虐待を最も発見しやすい立場にあります。

- ✓ こどもの体の傷、アザ、衣服の不潔、異常な怯えなどを観察する。
- ✓ 保護者の過度な疲弊、不自然な説明、来所時の態度に注目する。

早期発見は、保護者を「罰する」ためではなく、家族が「再び幸せに暮らす」ための支援の開始です。

出典：「児童発達支援ガイドライン」P.56を参考に作成

まとめ

まとめ：科目のおさらい



虐待は組織で予防するもの

虐待防止に向けては、組織的な運営基準の遵守が必要であり、また、虐待防止委員会をはじめとする予防的な取組の促進が重要です。あわせて、法令遵守にとどまらず、職員一人ひとりが小さな気づきや意見を共有しやすい、風通しの良い組織づくりの観点も欠かせません。



支援者自身のコントロールと通報義務への意識

支援者一人ひとりには感情のコントロール等が求められるほか、自身が所属する施設・事業所での虐待の発見のみならず、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを意識することが重要です。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ◎ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【別冊】職場内虐待防止研修用冊子
- ◎ 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き
- ◎ 障害児虐待予防マニュアル
- ◎ 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査 結果報告書
- ◎ 被措置児童等虐待対応ガイドライン
- ◎ 被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について
- ◎ こども性暴力防止法 事業者向けリーフレット
- ◎ こども性暴力防止法施行ガイドライン
- ◎ 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- ◎ こども虐待対応の手引き
- ◎ 児童発達支援ガイドライン
- ◎ 川崎二三彦編著「障害児の虐待死問題-事例の分析と障害児支援・家族支援」福村出版,2024年

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

支援場面において虐待につながりやすい場面や虐待防止のための具体的取組等について理解し、実践できるようにする。また、事業所内において、虐待につながるリスクがある兆候等を感じた際には、事業所として取り組んでいくことの重要性を理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: <input type="checkbox"/> 個別フィードバック <input type="checkbox"/> 事例検討 <input type="checkbox"/> グループワーク <input type="checkbox"/> その他()	
受講者のコメント(受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
全票: 上司からの助言・機会(フィードバック者記入専用)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート	
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事(最大3つまで)	
1.	
2.	
3.	
(2) 明日からの実践でやってみたいこと(小さな一歩)一つ書いてみましょう!	

おつかれさまでした



支援者自身の困りごとや ストレスへの対処方法

本科目のねらい

支援者自身が、困難やストレスを感じる場面の適切な対処方法等を知り、実践することで、支援者自身の健康と効果的な支援提供につながることを理解する。

学びの履歴セット

開始前に記入しましょう！

履修者情報表 受講記録 (2)	
科目名: ●●●●●●●●●●	氏名: ●●●●
所属: ●●●●●●●●●●	履修状況: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再履修
日付: 年 月 日	
1. 日々の支援の振り返りシート (講義前)	
(1) テーマ(科目名)に関する認知度 ※1つに○ まったく知らない 少しか知っている 他者に教えられるくらい知っている ほとんど知らない よく知っている	
(2) 最近の支援場面の中で印象に残っている出来事 (現在自身が知っている範囲の考え方でOK)	
(3) 今回の講義テーマに関連して、いま自分が失になっている“セリット”や疑問 ※具体的なエピソードも書いてみましょう。	

講義中に記入しましょう！

2. 講義中メモ
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

学びのポイント

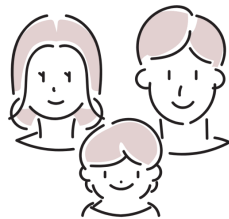
- 支援者のメンタルヘルスと効果的な支援との関係性
- 支援者が感じる困難さやストレスの現状
- ストレスへの適切な対処方法

目次

- 01 支援者のメンタルヘルスケアを考える意義
- 02 労働者のストレス等の現状
- 03 メンタルヘルスケアの基本的考え方
- 04 ストレスの適切な対処

「こどもまんなか」社会の実現のために

こどもやその家族、支援者を取り巻く状況は厳しさを増している中、こどもたちを「まんなか」にしてどう支援するか。



つまり
「主体性」

まず問われるのは、こどもと向き合う支援者
(その家族を含む)自身の「存在」のあり方

出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第3巻」P.261を参考に作成

01

支援者のメンタルヘルスケア を考える意義

こどもと支援者のウェルビーイング

支援者自身のウェルビーイングとのつながり

こどものウェルビーイングを考えることは、こどもの存在のそれに深く影響する支援者自身のウェルビーイングを考えることに他ならない。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第3巻」P.261を参考に作成

支援者が適切なサポートを受けることの重要性

支援者が適切なサポート(支援)を受けることで、こどもに提供される支援の質が安定する。
支援の質の安定を通じて、結果としてこどもたちをまんなかにした温かい「共生の場」が構築されていく。



出典:「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第3巻」P.261を参考に作成

支援者に求められる重要な共通要素

「障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素」の「②自己理解と省察」に、「自己の心身(疲労・ストレス等)の状況に気づく力」が掲げられている。



自分自身の限界やストレス反応に
いち早く気づくことは、単なる自己管理ではない
支援者としての専門的なスキルとして位置づけ

出典:「障害児支援における人材育成に関する検討会報告書」P.6-7を参考に作成

自己の状況に気づくために

- 1 日常業務で、特に自分がストレスを感じやすい場面や状況がどのようなものかを見極める
- 2 自身の疲労やストレスなどの心身の状況を客観的に把握する
- 3 自分の限界を知り、無理をしすぎないようにコントロールする



労働者のストレス等の現状

実態調査からみる労働者のストレス等の現状

13

強い不安や悩みを感じる労働者の割合

調査結果によると、現在の仕事や職業生活に関する事で「強いストレス*」となっていると感じる事柄がある労働者の割合は68.3%に上る。

*当該調査では「強い不安、悩み、ストレス」をいう

職業生活におけるストレス要因の存在

多くの労働者が、日々の業務の中で何らかの強い心理的負荷を抱えながら働いている現状がある。

出典:「令和6年 労働安全衛生調査(実態調査)個人調査結果」を参考に作成

障害児通所支援において支援者が感じている困難さ

15

障害児通所支援の現場において、すべての経験年数の支援者が、高い困難さを感じている支援内容が存在する。

「とても困っている」「困っている」が60%以上を占めた項目

- 「子ども本人だけでなく家庭を含めて支援していくことの難しさ」等、家族支援に関するもの
- 「専門知識の不足について(子どもの見立て、支援内容、方向性、目標設定など)」等、発達支援に関するもの

出典:令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」報告書(一般社団法人 全国児童発達支援協議会)p.77-78を参考に作成

医療・福祉分野における過労等の状況

14

精神障害の労災補償状況

精神障害による労災補償状況を業種別に見ると、「医療・福祉」分野における請求件数及び支給決定件数が最も多い。

対人援助職の特性

対人援助職特有の「感情労働」の側面や、人手不足による多忙、責任の重さが、支援者の心に大きな負荷を与えていることが推察される。

出典:厚生労働省WEBサイト「令和6年度 過労死等の労災補償状況」を参考に作成

困難さやストレスの背景にあるもの

16

アセスメントや個別的な配慮の高度化

家族に対するアセスメントや、より個別的で複雑な配慮が現在の支援現場には求められている。

環境等の影響を受けたこどもの理解の難しさ

こどもの発達の特性だけでなく、様々な家庭環境等の影響を受けているこどもの状態を理解し対応することの難しさが表れている。

出典:令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」報告書(一般社団法人 全国児童発達支援協議会)p.77-78を参考に作成

03

メンタルヘルスケアの 基本的考え方

組織的対応の不可欠性

個人のみでは取り除けないストレス要因

職場に存在する過重労働や人間関係などのストレス要因は、労働者個人のみでは取り除くことができないものもある。

事業者自らによる積極的な推進の表明

まずは事業者自らがメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明し、組織的な対策を図ることが求められる。

出典：厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構「労働者の心の健康の保持増進のための指針」P.20を参考に作成

17

ストレス要因の存在

ストレスの原因となる要因(ストレス要因)は、仕事や家庭など様々な場所に存在している。

ストレス要因の存在とセルフケアの重要性

- ✓ ストレス要因は仕事、職業生活、家庭、地域等あらゆる場
に存在している
- ✓ 心の健康づくりには労働者自身がストレスに気づくこと
が重要である
- ✓ 自らストレスに対処する「セルフケア」の必要性を認識す
る

出典：厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構「労働者の心の健康の保持増進のための指針」P.20を参考に作成

18

「4つのメンタルヘルスケア」

職場におけるメンタルヘルスケアには、主体となる役割に
応じた「4つのケア」が存在する。

職場における4つのケア

- 1 労働者自身が行う「セルフケア」
- 2 管理監督者が行う「ラインによるケア」
- 3 産業医や保健師等の
「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」
- 4 外部の専門機関等を活用する「事業場外資源によるケア」

出典：厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構「労働者の心の健康の保持増進のための指針」P.21-22を参考に作成

19

20

小規模事業所における課題

21

法的義務の範囲と実態のギャップ

労働者が50人未満の小規模事業所では、産業医の選任やストレスチェックの実施が法律上義務化されていない。

4つのケアを全て網羅することの難しさ

そのため、「4つのメンタルヘルスケア」に示される内容に全て対応することが、現実的には難しい場合がある。

一方で…

代替要員の確保が困難な実情

小規模事業所ほど、一人のスタッフが休職した場合の代替要員の確保が難しく、組織へのダメージに直結しやすい。

健康に働ける職場作りへの積極的な取組の必要性

だからこそ、小規模事業所の場合であっても健康に働ける職場作り積極的に取り組むことが重要といえる。

22

04

ストレスの適切な対処

23

自分自身の状態を知る（セルフケアの第一歩）

ストレスに対処するためには、まず「いまの自分がどのような状態にあるか」を客観的に知ることが第一歩。

ストレスチェックの積極的な活用

- ✓ 職場でストレスチェック制度が実施されているかを確認する
- ✓ 実施されている場合はその機会を逃さず自身の状態把握に活用する
- ✓ 職場で実施されていない場合はWEBサイト等を利用してセルフチェックを行う


24

厚生労働省WEBサイト「こころの耳」

25

5分でできる職場のストレスセルフチェック

- 「こころの耳」のサイト内にある、質問に答えるだけで自分のストレス状態が判定できる簡便なツールを活用する。
- 判定結果だけでなく、ストレスを軽減するためのアドバイスや相談窓口の情報等も得ることができる。

 こころの耳 で 検索してみましょう！


出典:厚生労働省WEBサイト「こころの耳」を参考に作成

疲労蓄積度セルフチェック

26

働く人の疲労蓄積度セルフチェック2023

- 同じく「こころの耳」で提供されている、労働時間や睡眠時間、自覚症状等から疲労の蓄積度を評価するツールを活用する。
- ストレスだけでなく、働きすぎによる身体的な疲労度も併せてチェックし、休養の必要性を判断する目安とする。

 こころの耳 で 検索してみましょう！




出典:厚生労働省WEBサイト「こころの耳」を参考に作成

自分にとって効果的なストレス対処法

27

研修受講後、これまで自分がストレスに対してどう対処してきたかを振り返り、効果的な方法を考えてみる。

コーピング(対処法)のリストアップ

-  美味しいものを食べる、お風呂にゆっくり浸かるなど手軽な方法を考える
-  信頼できる同僚や友人に愚痴を聞いてもらうなどの発散方法も
-  自分がホッとできる、自分なりのストレス対処法を複数持っておくことが望ましい

先輩や上司に聞いてみましょう

28

周囲の経験者へのヒアリング

自事業所の先輩や上長に「いつもどうやってストレスを発散していますか？」と対処方法を聞いてみる。

組織的なサポート体制へのアクセス

個人的な対処法だけでなく、「休みたい時にどう相談すればいいか」など、組織のサポート体制の活用方法も確認しておく。

まとめ

まとめ：科目のおさらい



自身の状態に気づくことの重要性

こどもたちをどう支援するかを考えたとき、まず問われるのは支援者自身の「存在」のあり方。こどものウェルビーイングを考えることは、その「存在」のありように深く影響する支援者自身のウェルビーイングを考えることに他ならない。支援において必要な専門性を十分に発揮する上では、自分自身の状態に気づくことも重要なスキルの1つである。



セルフケアと組織的対応の両輪で取り組む

メンタルヘルスケアは、セルフケアと組織的対応の両輪で取り組むものとされる。他方で自事業所の規模等により、できる対応は異なる。そのため、まずは自分自身を知り、ストレスに対処できる術を確立しておく。そのことが、結果的によりよい支援にもつながっていく。

参考ガイドライン等・関連書籍紹介

- ◎ こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の施行に向けた具体的運用に関する調査研究報告書 別冊 第3巻「こども家庭福祉とソーシャルワーク」
- ◎ 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書
- ◎ 令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」報告書
- ◎ 労働者の心の健康の保持増進のための指針(厚生労働省)
- ◎ 『社会福祉学習双書』編集委員会「社会福祉学習双書 2025第2巻『福祉サービスの組織と経営』」

ねらいの確認と振り返りの進め方

本科目のねらい

支援者自身が、困難やストレスを感じる場面の適切な対処方法等を知り、実践することで、支援者自身の健康と効果的な支援提供につながることを理解する。

3. 講義後の振り返りシート	
所属:	氏名:
実施日: 年 月 日	参加者: ○○・△△・□□
実施形式: □個別フィードバック □事例検討 □グループワーク □その他()	
受講者のコメント(受講者記入欄)	
◎講義での気づき、講義で印象に残ったことやキーワードを簡単に ※印象に残った理由も書いてみましょう! ※個別フィードバック等で相談・共有したい内容もOK!	
全票: 上司からの助言・機会(フィードバック者記入欄用)	
記入者氏名:	
◎フィードバックコメント	

受講後に記入し、先輩や上司と振り返り

先輩や上司との振り返り後に記入

4. 振り返り対話シート
(1) 講義動画視聴・フィードバックを通して気付いたことや学び、今後の支援で活かしたい事(最大3つまで)
1.
2.
3.
(2) 明日からの実践でやってみたいこと(小さな一歩)一つ書いてみましょう!

おつかれさまでした

